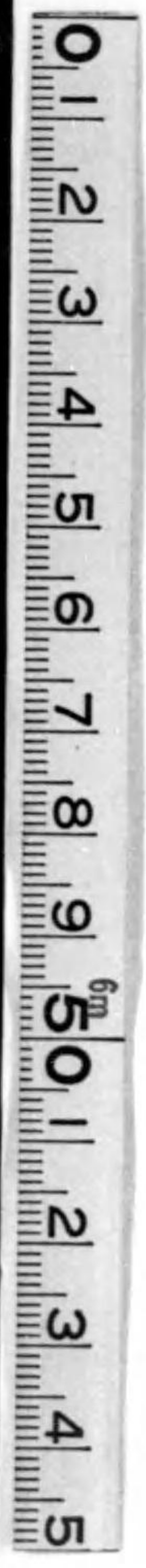


289-Y21-2ㄅ



1200500732621



始



349

280
280
280

289
Y21
2 (7)



文學博士 井上哲次郎序

素行會編

遺訓と日記

株式會社 井田書店刊行



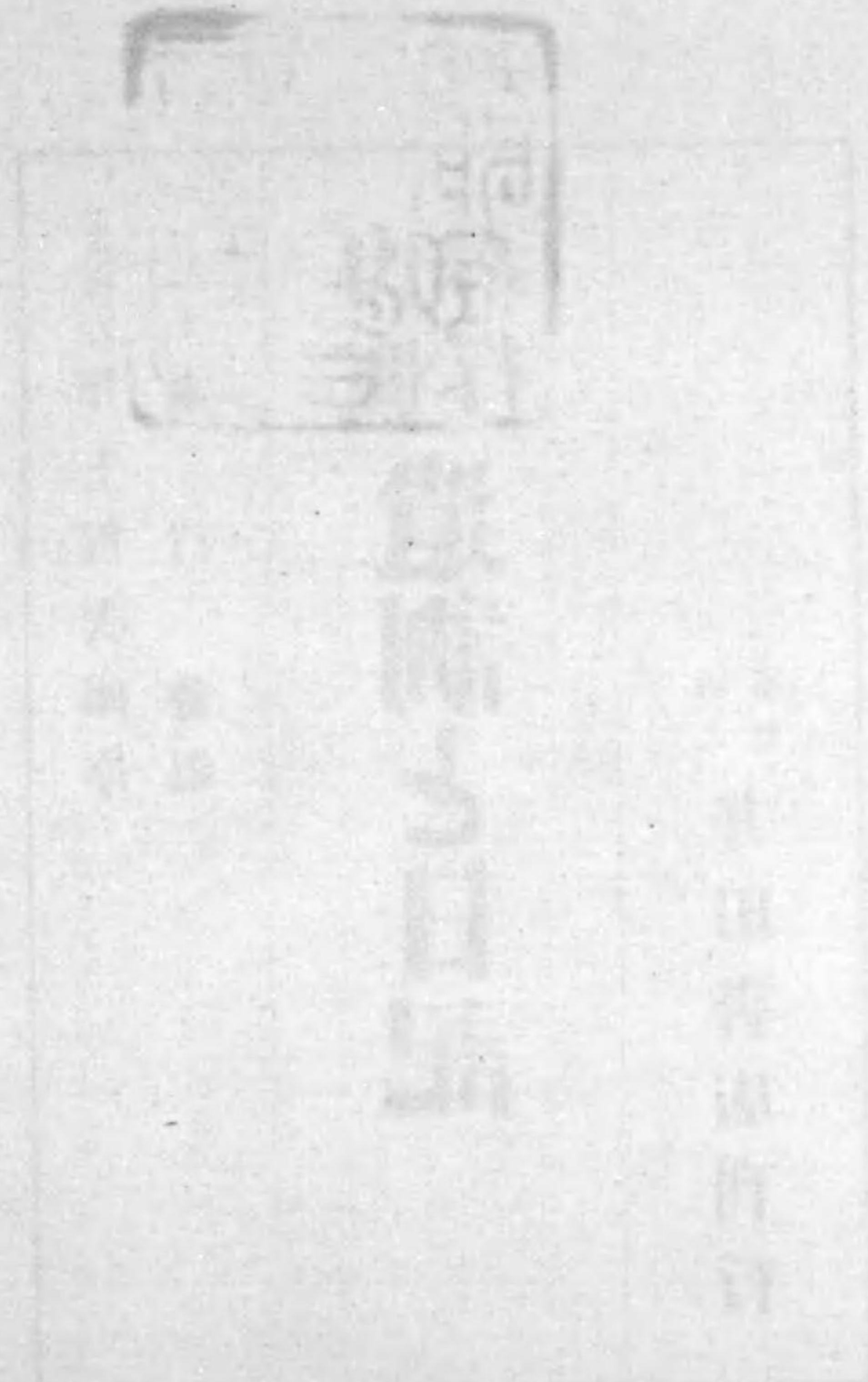
隱山躡高

贈正四位山鹿素行先生銅像記
 先生文武全才為一世所推服將軍家光公將大用
 之而公竟不果赤穂侯長直聞其賢聘為賓師赴赤
 穂七月而還江戸慨然著聖教要錄目此變謫于
 赤穂始十年後遇之如舊又著中朝事實以見其志
 及長友襲封父子共師事焉長友嗣子長矩坐事國
 除所謂四十七士能復君德者益先生遺訓之所及
 也我祖鎮信亦待以優禮子孫遂仕我家近世吉田
 松陰乃木大將皆私淑先生其學將大行于天下頃
 者同志齊謀建先生銅像于謫居之址純余求文乞
 淺野長勲使題額乃記其梗概使後人有矜式焉
 大正十年十一月上流素行會長正三位伯爵松浦厚其書



山鹿素行先生像

(在赤穂謫居之址) 素行先生銅像



庚未九月二十六日

山鹿素行先生第百四十七回

沁送余以疾不得列焉因賦

七絕二章以奠

尊重中朝固四維暨全文武

立鴻基于今欽仰先生德歲々

年修典儀

再祭先生思蓋臣常論忠孝說

天倫回頭二百五十載

皇國醉儒惟此人

素行會
會友 松浦厚



(內寺三宗町天辨區込牛市京東) 墓之生先行素

十一月廿四日 晴 未明 大霧 門外
 不知第幾回 晴後如常
 二十二日 本宿 晴 未明 門外
 多夕 大霧 未會 手 晴 不 物 始
 三十一日 本宿 晴 未明 門外
 二十二日 小 晴 未明 門外
 二月朔日 晴 未明 門外
 二日 對 晴 未明 門外
 三日 對 晴 未明 門外
 四日 對 晴 未明 門外
 五日 對 晴 未明 門外
 六日 對 晴 未明 門外
 七日 對 晴 未明 門外
 八日 對 晴 未明 門外
 九日 對 晴 未明 門外
 十日 對 晴 未明 門外
 十一日 對 晴 未明 門外
 十二日 對 晴 未明 門外
 十三日 對 晴 未明 門外
 十四日 對 晴 未明 門外
 十五日 對 晴 未明 門外
 十六日 對 晴 未明 門外
 十七日 對 晴 未明 門外
 十八日 對 晴 未明 門外
 十九日 對 晴 未明 門外
 二十日 對 晴 未明 門外
 二十一日 對 晴 未明 門外
 二十二日 對 晴 未明 門外
 二十三日 對 晴 未明 門外
 二十四日 對 晴 未明 門外
 二十五日 對 晴 未明 門外
 二十六日 對 晴 未明 門外
 二十七日 對 晴 未明 門外
 二十八日 對 晴 未明 門外
 二十九日 對 晴 未明 門外
 三十日 對 晴 未明 門外

十一月廿四日 晴 未明 大霧 門外
 不知第幾回 晴後如常
 二十二日 本宿 晴 未明 門外
 多夕 大霧 未會 手 晴 不 物 始
 三十一日 本宿 晴 未明 門外
 二十二日 小 晴 未明 門外
 二月朔日 晴 未明 門外
 二日 對 晴 未明 門外
 三日 對 晴 未明 門外
 四日 對 晴 未明 門外
 五日 對 晴 未明 門外
 六日 對 晴 未明 門外
 七日 對 晴 未明 門外
 八日 對 晴 未明 門外
 九日 對 晴 未明 門外
 十日 對 晴 未明 門外
 十一日 對 晴 未明 門外
 十二日 對 晴 未明 門外
 十三日 對 晴 未明 門外
 十四日 對 晴 未明 門外
 十五日 對 晴 未明 門外
 十六日 對 晴 未明 門外
 十七日 對 晴 未明 門外
 十八日 對 晴 未明 門外
 十九日 對 晴 未明 門外
 二十日 對 晴 未明 門外
 二十一日 對 晴 未明 門外
 二十二日 對 晴 未明 門外
 二十三日 對 晴 未明 門外
 二十四日 對 晴 未明 門外
 二十五日 對 晴 未明 門外
 二十六日 對 晴 未明 門外
 二十七日 對 晴 未明 門外
 二十八日 對 晴 未明 門外
 二十九日 對 晴 未明 門外
 三十日 對 晴 未明 門外

記日筆自生先行素

慶安元戌子年夏四月因发生之需書寫

備書奉用抄
此書之體裁
又非尋常
氣味之入
且其體裁
之雄文也

備書奉用抄
此書之體裁
又非尋常
氣味之入
且其體裁
之雄文也

抄用受身修筆自生先行素

936

8

「山鹿素行遺訓と日記」の序

山鹿素行は徳川時代に於ける思想界の偉傑で、而して古學の率先であつた。古學を唱道した人は素行の外に伊藤仁齋と物徂徠があつたけれども、素行は仁齋・徂徠よりも先に古學を唱道した。而して兵學及び武士道學派の翹楚であつた。然れども不幸にして筆禍事件の爲めに幕府から壓迫されたために、十分其の思想を發揮し、其の事業を大成することが出来なかつた。それでもその著書は意外に浩瀚で、その影響はなかく尋常でなかつた。素行はそれほどの人であつたけれども、明治の初年に於いては殆ど忘れられたやうになつて、學界は勿論、教育界に於いても素行の學問・事業等を稱揚する者が殆ど無かつた。その時自分はそれを甚だ遺憾に思ひ、且つ時勢の爲めに素行の人物・性行・學説及び影響を力説した結果、素行を研究する者が次第に輩出して、今ではインテリゲンチアにして素行を知らない者は殆ど無いやうになつて來た。實に喜ばしいことである。

又、最近支那事變に引續いて大東亞戦争なども起り、戦争が何時まで繼續するか逆睹すべからざる情勢である。斯ういふ時勢であるから、山鹿素行を研究し、素行の人物・性行・學問・事業、殊に其の武士道の精神を明かにしようと努力する者の少くないのは蓋し社會の切なる要求に應ずるものであらう。此の時に當つて、關儀一郎氏が『山鹿素行之遺訓と日記』といふ書物を編纂して世に公にしようといふのである。此の書物は素行著すところの『修身受用抄』・『武士相守日用』・『式目家訓』・『配所殘筆』及び『日記』の五種の著書を收めたものである。『修身受用抄』は素行が二十七歳の時に人の求めに應じて編纂したもので、最後に「慶安元年夏四月因友生之需書焉」とある。内容は第一「信勇事」、第二「迎物追物事」、第三「見他之非取他之非事」、第四「流行而不住事」、第五「慢與我事」、第六「有隱德有陽報事」、第七「勉強而行事」、第八「道ニ入ラント志アル人ハツクロヒテ爲スコト」、第九「良智邪知事」、第十「不_レ失_ニ於常心事」、總て十箇條あるが、之れを一々説明したもので、なか／＼普通二十七歳の青年の作とは思へないやうなマセた思想が述べてあつて、世の學者の修養に資すること少くない。

それから『武士相守日用』といふのは松浦伯爵の著された『山鹿甚五左衛門』の中に收載されてあるもので、元來百箇條あつたもののやうであるけれども、今存して居るのは七十九箇條外無いのである。あとの二十一箇條は失せて傳はらないものと見える。是れは學者の平素實行すべきことを擧げて説明したものである。

それから『式目家訓』といふのは矢張り『山鹿甚五左衛門』の中に收載されて居るのであるが、是れは素行が三十歳の時に東常季の所望によつて起草したもので、凡そ百一箇條ある。皆な學者の修養すべき必要な箇條である。前の『武士相守日用』と云ひ、『式目家訓』と云ひ、いづれも當時の武士に最も必要な教を立てたものである。

『配所殘筆』は素行が赤穂謫居中に作ったものである。素行が配所にあつたのは約十年間であつたが、素行は斯う考へた。凡そ物は十年にして變ずるものである。故に自分も十年後の此の年を以て終るであらう。それで一生の事蹟を敘述して後世に誤解の無いやうにその真相を傳へようと考へて著したもので、今日から云へば自傳である。此の書は素行の自傳とは云ふものゝ、青

年學生に取つて適切なる教訓を興へて居るもので、學者必讀の書であると思ふ。

『日記』は素行が元和八年八月十六日に生れた時から貞享二年五月九日に至つて了つて居る。そして同年九月二十六日に他界したのであるから、四箇月と十七日の缺陷があるのみである。『日記』は素行の研究者に取つて必讀の書である。

此の書は素行の歿後二百五十年祭の記念出版として關儀一郎氏が素行會の稿本に據つて發刊されたものである。今、關氏は總て之れ等の書を一括して一部の書となし、世に公にされるに至つたのである。余は素行會々長として大に其の舉を贊する次第である。關氏が來つて序文を依頼された時、余は之を受諾せるも、雜事に忙殺されて、未だ果たさざるに當つて再三督促せらる。よつて、余は直に自分の感ずる所を述べて是れが序となし、廣く之を世の學者に紹介するに至つた次第である。

昭和十七年二月 紀元節

素行會會長
文學博士

井上哲次郎 識す

山鹿素行遺訓と日記 目次

序文	井上哲次郎
山鹿素行先生誕生碑	松浦厚
山鹿素行先生と其影響	井上哲次郎

遺訓集……………一八一

修身受用抄……………一
武士相守日用……………二一
式目家訓……………三三
配所殘筆……………四九
日記……………一四二

山鹿素行先生誕生碑

嚮者山鹿素行先生銅像之建于赤穂謫居址也。會津人相語曰。先生生於此地。而未嘗有一碑記其功業者。豈非吾儕之辱邪。因俾人來請文於余。先生名高祐。初名高興。字子敬。通稱甚五左衛門。素行其號也。元和八年八月十六日。生會津藩主蒲生忠鄉老臣町野幸和第。父曰六右衛門貞以。母岡氏。其先出自藤原秀鄉弟藤次。天慶中爲鎮西奉行。住筑前山鹿岬。遂築城居焉。世爲筑前守。因以山鹿爲氏。慶長中貞以仕龜山藩主關一政。性豪邁。夙究砲術。有故放浪于會津。倚町野氏。忠鄉遽病薨。無嗣國除。藩臣四散。貞以携先生移于江戶。薙髮稱修玄庵。業醫。先生時六歲也。幼而穎悟。九歲執贊於林羅山。十五歲講論語。貞觀政要等書。辯論殆如老成人。嘗謂文武不可岐。乃從小幡景憲。北條氏長學兵法。極其蘊奧。後便有所發明。自成一家。方是時名聲藉甚。諸侯爭欲致之。皆辭不應。將軍家光有欲用之之意。會將軍薨。事遂寢。赤穂藩主淺野長直聘爲賓師。

二
饋祿千石。仕之九年。後辭而下帷教兵法。及門者四千餘人。其著聖教要錄。觸幕府忌諱。命焚其書。寛文六年十月。被謫于赤穂。長直歡迎。遇之如故。其間著中朝事實等書。謫居十年。遇赦歸江戶。杜門謝客。貞享二年九月二十六日病卒。享年六十有四。葬牛込宗三寺。有一男二女。男曰高基。二女皆適津輕藩士。明治四十年詔贈正四位。我祖鎮信與先生交尤厚。妻高基以女孫。辟先生弟平馬爲宰臣。世子棟亦師事先生。其復城于龜岡也。專遵隆信鎮信二祖遺法。參之以先生之教。自是我藩講武者。翕然以先生爲宗。玄祖清嘗欲再刊聖教要錄。不果。奉其遺教。習用兵之術。以激勵藩士。先考詮亦用其法。以建勳業於明治中興之際。則我家之於山鹿氏。其所由來遠矣。銘曰。東奧之地。天生偉人。英達夙成。其人若神。講武用術。修文明倫。其文其武。竝足千春。

昭和八年歲次癸酉三月

素行會會長

從二位
勳二等

伯爵 松浦厚 撰並書

山鹿素行先生と其影響

文學博士 井上哲次郎

山鹿素行先生が亡くなられて、今日は丁度二百五十年になります。素行先生は元和八年八月十六日に生れ、貞享二年九月廿六日に六十四歳にして亡くなられた人であります。徳川時代に於ける古學主張の率先であつて、當時の群儒の中に秀でてをられました立派な人格者であります。

この人は會津に生れた人ですが、六歳の時に江戸に参りまして、さうして九歳の時に林羅山といふ時の名儒について學びまして、さうしてその後、段々勉強努力して、發達が非常に速かでありました。さうして色々な著述が随分早くからできました。その著述の如何なるものかは一々申上げませぬが、併し三十七歳の時には大切な、後世兵學者の金科玉條とした「武教全書」といふものができました。それから四十四歳の時には「山鹿語類」といふ大部の著述ができました。四十五歳の時には「聖教要録」といふ書物を公刊せられたのであります。これは「語類」の中の一部の要點を書いたものと云つても宜いのであります。「語類」の中に聖學篇といつて、十冊ほど漢文で學説を述べたものがあります。その要點を簡単に書きまして、「聖教要録」と題して世に公刊せられたのであります。これが偶々奇禍を招く因となりました。これが素行先生一代にとつての非常に大きな出来事であり、即ち「不屈なる書物」を著したといふ廉を以て、罪を得まして、播州赤穂に謫遷されたのであり

ます。

これには、まだ色々外に原因がありましたけれども、表向の原因は、どうもさういふけしからぬ書物を著したといふので、それで播州赤穂に謫遷されましたが、今日之を讀んで見れば、洵に立派な書物であります。一向不届なところは無いのでありますが、併しこれは、大いに朱子學を攻撃した書物であります。ところが朱子學は、當時日本の社會に廣く行はれてゐる學問であるばかりでなく、將軍の補佐保科正之の尊信する所であつた。それ故に、この朱子學を攻撃したといふのが忌まれた主なる原因であります。それで播州赤穂の藩主淺野侯に預けられることとなり、數日後に彼の地へ行かなければならぬやうになりました。

播州赤穂に参りまして約十年間、あの地に滞在してをりました。ところが、この十年間は、餘程よく赤穂の藩主からも藩臣からも待遇され、殆ど賓客の如くもてなされて、さうしてまたこの間に於て、立派な書物をゆつくり編纂することができましたのであります。不幸は、却つて先生にとつては幸ひとなつたのであります。

彼の有名な「中朝事實」も、この赤穂滞在中にでき上がつたのであります。その他「謫居重問」「謫居隨筆」「配所殘筆」等、いろ／＼大切な書物ができました。さうして、もうとても自分は、このやうな不運な境遇に於て死んでしまふであらうと考へて、殆ど遺言のやうな意味で「配所殘筆」を著しましたが、丁度足かけ十年目に赦されて、再び江戸に還ることができました。

赤穂に参りましたは、家族も、お母さんの外は皆あちらに移りましたから、さう家庭的には不幸でなかつたのでありませう。江戸に還つて死ぬるまで足掛け十一年間ありました。それから六十四歳で亡くなられて、その死骸は、牛込辨天町宗三寺の境内に葬りました。あそこに先祖の墓もあります。本日も午前は、宗三寺に於て法要

を營んだやうな次第であります。

徳川時代に於て碩學、鴻儒は決して少くなかつたのであります。素行先生はその間に於て確かに出色の人であります。それは、多くの儒者は、主として支那の學問を講ずるだけである。多少日本のことをやつた人もあるけれども、眞に日本主義的精神を以て一派をなした人は、洵に稀でありました。素行先生は、古學の率先でありましたが、古學といふのは、新學に對するものであります。新學といふものは宋儒の學問であります。宋儒の學問には懐らぬところがありません。古學といふ日本流の學問を立てました。即ち儒教にしてもずつと古代の孔子の思想及び精神に立返つて、非常に立派な活動主義の儒教を唱道し、而して儒教に止まらずして、その古學の精神を更に又日本に應用しまして、日本の古典を研究し、さうして武士道を發揮し、國體を闡明し、盛んに日本主義的精神を以て、最後まで活躍した人であります。さうしてその著述は中々盛んで、約六十部六百卷ありまして、その三分の一位が世に公刊されてゐるのであります。其他は皆寫本のまゝ遺つてをります。

所が世間の人は、多く山鹿素行の名だけを聞いてをつても、先生が如何なる學說を唱道したか、その細かいところまで研究してゐる人は割合に少ないのである。山鹿素行先生の學問の影響といふものが、どういふところにあつたかといふことを申せば、或點迄は多分解ることであらうと思ひます。

それは、直接の弟子に中々の傑物がありましたけれども、他はあまり世間に知れて居ないやうであります。大石良雄は、これは直接の弟子であります。山鹿素行先生が赤穂に参りました時、大石良雄は八歳でありましたけれども、還る時は、十七歳となつてをりました。それで確かに素行先生の薫陶を受けたものと思はれます。赤穂の藩臣は、殆ど、悉く直接、間接、素行先生の薫陶を受けざるものなしといつて差支へない。さうして當時赤

穂の君侯は、淺野長友といふ人で、殿中事件を惹き起しましたあの淺野長矩といふ人のお父さんであります。この長友侯に素行先生のいつた言葉が「先哲叢談後編」に載せてあります。

私は淺野家に非常に恩を受けてゐますが、何等これに對して報いた所がありませんけれども、併し、私の教へが、他日何か異變のあつた時に其の効果を現はすであります。聊かこれを以て自ら慰めてゐます。

(原漢文意譯)

とあります。さうして殿中事件を起した長矩、その弟の長廣、通稱大學、この二人が正式に素行先生に入門致したのであります。その入門狀が今日遺つてをります。連名で入門致しました。長矩のお父さんも弟子の禮を以て素行先生に學んだとあります。所がその又お父さんの長直はさうでなかつた。是れは君臣の禮を以てしたと傳へてある。兎に角淺野家とは、素行先生は三代に互りて淺からぬ關係があつたのであります。

素行先生が、嘗て淺野長友侯にいつたやうなことは、其の後果して起つた。即ち數十年後に、殿中又傷事件が起つた。淺野長矩侯が殿中に於て、吉良上野介に對して刃傷に及んだことが、非常に大きな渦巻を起した。たゞこれは、播州淺野家だけのことでない。元祿時代といふものは、徳川氏始まつて以來、凡そ百年ばかり經つてをつて、士氣頹廢してゐた時であります。その時に、この赤穂四十七義士のやりましたことは、社會に非常に強い刺戟を與へました。これが中々の刺戟となりまして、廣く社會にその影響が及んだのであります。

四十七士と申しますが、初めは四十七人位ではなかつた。七十四人同盟者がありましたけれども、次第に背き離れるものがあつて、最後には、四十七人、それもいよく討つたのは四十六人でありましたが、寺坂吉右衛門を入れますと四十七人、この四十七人の活動といふものは、中々吉良家に知られないやうに、一年八ヶ月の

間もこれだけの多人数が同盟をしまして、さうして決して他に其の謀の洩れないやうにして、綿密な策を講じて斷行致したのであります。これを研究すれば研究するほど、その策の綿密なることを知るのである。謀は密なるを尙ぶ。大石良雄は江戸に入るのも直ぐには入らぬ。まづ鎌倉に行つて數日間滞在し、それから川崎在の平間村に入つてまた數日間滞在して後、漸く江戸に入る。入つて来るにも悉く變名をする。實に細かい。而して吉良家に討入りましたのは、元祿十五年十二月十四日でありますが、ほんとうに討入つたのは、今日からいへば十五日の夜明であります。朝の四時頃、約一時間か二時間位でやつつけてしまひました。それまでに、義士は中々細かく吉良家の内の様子を偵察致しました。神崎與五郎などといふ人は、吉良家の裏側に店を出して、火事だといへば屋根に上つて、火事よりは吉良家の屋敷内を見てゐる。いざ大風だといへば、屋根に上つて吉良家の屋敷内を見る。中には行商人となつて吉良家の構内を視察致したのもある。中々細かい。

夜討の翌日、十五日の夜、義士が仙石伯耆守に泉岳寺から呼ばれて行つたが、四ツ角を通る時には、決して其の儘直ぐは通らない。必ず提燈をもつたものが、先づ兩脇の道をよく見て、異状ないところを通る。また橋の上を通る時も決して直ぐは通りませぬ。一人先きに通らせて、橋の下に異状がないかを見定めて後に通る。これらは、悉く山鹿素行先生が教へたものであります。如何に復讐すべきか、實に委曲周到復た餘蘊なしといふところまで教へたのは山鹿素行先生であります。今日もその著書の「語類」其の他によつていろ／＼さう云ふことが分ります。

素行先生の影響は、遠く幕末の吉田松陰に及んだのであります。松陰は養子でありますけれども、吉田家の先祖は昔から山鹿流の兵學を修めたのであります。松陰もこの山鹿流の兵學を講ずるといふ廉を以て、松下村塾に

於て人を教へることを許されたのであります。それで松下村塾出身の人は、素行先生の影響を蒙むらないものはないと云つて差支ない位であります。

それから、乃木大將といふ人は、どうしても山鹿流の學問をしなければならぬといふ境遇にをられました。乃木大將のお父さんは希次といつて、山鹿流の兵學を修めた人である。さうして幼少の時に大將は、吉田松陰の伯父さんの玉木文之進の塾に入つて、その厳しい薫陶を受けられた。玉木文之進といふ人は、儒學は朱子學であつたが、兵學は山鹿流の兵學であつた。斯ういふ中に育つた人でありますから、乃木大將は早くから素行先生を崇拜してをられました。中々熱心でありました。素行會といふものゝできたのは、日露戦争後であります。この素行會のできる前明治三十九年六月六日及び九月廿六日に、柳谷謙太郎と云ふ人の發起にて牛込辨天町の宗三寺にて法要を営みました。

それから四十一年十二月に至つて素行會が出来ました。素行先生の爲に法要を営むことに就いては乃木大將は初めから非常な賛成でありまして、さうして、明治天皇に山鹿素行のことを親しく参内して申上げられた。山鹿素行といふのは、どういふ人で、どういふ著書があり、どういふ遺物がありますといふことを申上げられたものと見えまして、明治天皇は早速それを御覽になりたいといふ御思召でありましたから、乃木大將は其の遺著及び遺物を天覽に供し、間もなく御贈位の御沙汰がありました。この御贈位の御沙汰のあつたのは、主として乃木大將の斡旋によります。さうして御贈位になつた時には、宗三寺の素行先生の墓前に於て報告祭を行ひ、乃木大將は祭文を読まれました。その祭文は洵によくできてをります。乃木大將自筆の祭文は今日も宗三寺に保存されてあります。その中の一節を紹介しますと、自分の今日あるを致したのは、素行先生のお蔭であるといふ意味が書

いてあります。中々素行先生の學問、精神といふものは非常な勝れたものであるといふことが顯はれて居ります。それより乃木大將は、自分で経費を抛つて素行先生の書物を、いろ／＼印刷に附して、知友に贈與せられたことがあります。さうして大抵乃木大將は缺かさず素行會に出席せられました。中々熱心なものであります。

それから東郷元帥は素行先生とどういふ關係があるかといひますと、東郷元帥は素行會の評議員でありました。さうして素行會にも出席せられますし、また「中朝事實」の講義を聞かれたことがあります。山本信哉博士が「中朝事實」の講義をされてゐる時に、東郷元帥は自分の所蔵の「中朝事實」をもつて來られて、山本博士の向ひに坐つて講義を聴かれた。それから大正十五年會津の素行先生の誕生地に石碑が立てられました。それには「山鹿素行先生誕生地」といふ文字が彫りつけてありますが、これは東郷元帥自筆の文字であります。而してこの石碑の除幕式の時には東郷元帥の祝辭が讀まれましたが、その祝辭は洵に立派なものであります。元帥自身は行かれませぬでしたが、その祝辭はその時寺垣中將によつて代讀せられました。今度發行せられました「山鹿素行先生日記」の初めに、その全文が載せてあります。さうしてよく東郷元帥は「中朝事實」の中の文句を書かれました。「中朝事實」の中には屢々「至誠無息」といふ言葉がある。「至誠無息、不息則久」は本と「中庸」の言葉であります。ところが、乃木大將だの、東郷元帥だの、斯ういふ方々が思想上、精神上、斯ういふ學問に關係のあるといふことは、殆ど人が注意してゐない。斯ういふ立派な人格者が、何等の原因もなくして出て來るといふことは殆どないことあります。論より證據、乃木大將にも、東郷元帥にも山鹿素行の學問が大いに影響してゐる。而して東郷元帥の方は、素行先生の學問ばかりでなく、幼少の時に陽明學を修められたこともある。乃木大將の方は、

陽明學には関係ない。これは初めから素行先生を専ら尊信されて、東郷元帥より、一層深い関係がありました。素行先生は、澤山兵學だの武士道の書物などを著はして、今日でも中々研究の價値ある大切なものがあります。が、先刻申上げました「武教全書」といふものは、兵學の方では金科玉條とされた書物であります。私が曾て乃木大將の前で、兵學の方はもう古くなつてしまらぬであらう、「武教全書」なども今日では講ずるに足らぬといふことを申しましたところが、乃木大將は、それはさうではない、「武教全書」には斯ういふよい所があるといつて、大いに「武教全書」のよいことを説かれました。私も驚きました。諸君、これは注意しなければならぬことです。

乃木大將の平素修養されてをつたのは、廣く云へば、素行先生を通しての東洋の兵學であつた。中々立派なところが東洋の兵學に説いてあります。それを文字通りに立派に實行して居られたのであります。さうして又もう一つ、この際諸君に注意を促さねばならぬことは、東郷元帥が日本海海戦に應用せられたところの戰術は、東洋の戰術であつた。小笠原子爵が「東郷平八郎傳」の中にそれを説いてをられます。その詳しいことは、私は小笠原子爵に譲るより外はないが、大變よく説いてある。これは日本海海戦後、間もなく或軍人（秋山提督であつたかと思ふ）の書いたものを讀んで非常に興味をもちましたが、今日に至つて益々それが事實であることを明かにされた。又「提督秋山眞之」によれば、あの戰術は山鹿流の兵學に全く無關係ではなかつたやうに思はれます。諸君、東洋のことを皆駄目と思つたら間違ひであります。斯ういふ人々は、東洋の昔からの學問だの精神に大いに關係があり、その素養として、陽明學だの素行先生の學問が大變關係してゐることを知らなければなりません。私は祭詞にも述べて置きましたが、西南戰爭の時に熊本鎮城で有名になつた谷將軍も、山鹿流の兵學を修めた

人です。能く研究して見ると斯ういふ思想の關係がありますから、學問思想の淵源傳統及び影響等、總て斯ういふことに注意しなければなりません。たゞ普通新聞、雜誌等を通じて、乃木大將は偉い、東郷元帥は偉いと知る。偉いことは偉い。それに相違ないが、その思想的方面、精神的方面に注意しなければならぬ。さうして諸君に、お忘れないやうに申しますが、赤穂の義士は、悉く初めから死を覺悟してあのやうなことを斷行した。法律を破つてやつたからには、法律によつて罰せられることは豫期してをりました。その罰が輕かつたならば、赤穂の義士といふものは、今日のやうに禮讃されるものでなかつたであらう。當時殺すのは惜しいからと云つて助けようとした人がありましたけれども、あれは固より切腹を覺悟して居りましたので、元祿十六年二月四日に悉く死を賜はつて立派に切腹致しました。そこで偉大なる刺戟を當時に與へたのみならず、又永く後世に與へ、義士としての靈的存在をなすやうになつた次第であります。諸君、こゝに能く注意しなければなりません。

素行先生の時代は、非常な支那かぶれの時代で、支那が文化的中心であつて、日本はその田舎であるといふやうな考へから、中華文明の國と云へば支那で、日本は東夷の國であると考へた。そこで日本の碩學鴻儒でさへも、東夷を以て自ら甘んじた。誰がさういふことをいつたかといふと、よく物徂徠を咎めますが、徂徠は素行より後の人であります。素行と同時代の朱子學者木下順庵だの、陽明學者熊澤蕃山だの、孰れも自ら東夷といつてをります。今日の境遇から考へますと、決してさういふことではなくして、日本が寧ろ東洋文明の中心地で、東洋の率先となつて、眞先に進んで行くことがはつきり分つて居ります。西洋と雖も近來いろ／＼危険な徴候が見えてをります。西洋も昔のやうに秩序的の發展を遂げ得るや否や疑問であります。日本は、將來西洋諸國をも指導すべき地位に立たねばなりません。併しそれは其働き次第であります。過去に於ては、僅か五、六十年の間に非常

な努力をなして見事に其効果を収めて来ました。この調子で以て行きますれば、決して悲観すべきではない。悲観どころか強い自信を以て發展を遂げれば、將來日本が世界文明の中心地とならぬとは限らぬ。自餘の國々は興亡盛衰定りなき状態であるのに、獨り我が日本のみ永久不變の基礎を有して居るからには、努力如何によつて非常な大きな目的を達成すべき可能性を有して居る。それでさういふ大抱負が必要です。さういふ大抱負大理想が我々になくてはならぬ。

ところが、徳川時代にあれほど多くの儒者が出て、それほどの考へがなかつた。絶無とはいへませぬが、少なかつた。その中でも素行先生は、顯著なる人格者で、「中朝事實」を著はして、日本が即ち中華文明の土であるといふことを斷言した。中朝といふのは、支那のことではなくして、日本のことである。今日はどうでありますか、徳川時代の人々が支那にかぶれたよりもう一層ひどい。今日のは西洋かぶれである。明治以來西洋の文明を輸入することに努力して、それが次第に極端に馳せて行つて、青年、學生が西洋のことならば何でもよいと考へる。無政府主義であらうが、共產主義であらうが、何であらうが、西洋で主張することならば、皆結構といふやうに、無批判的に西洋にすつかりかぶれて、自分の立脚點を失つてしまつた。これが今日の甚しい弊害であります。先刻文部大臣も力説せられました。今日はさういふ西洋かぶれの考へではいかぬ。固より西洋の學問は、決して怠るべきでない、益と研究の歩を進めなければならぬけれども、我が日本國民としての立脚地を失はないやうにしなければならぬ。今後は益と日本精神を發揮し、日本主義的立場を取り、世界に類例のない日本の國體の光輝を發揚しなければならぬ。西洋の學者で國體などを論ずる人は、よく我が國體の特質を知らない。要するに認識不足なのであります。我が日本民族は、強い自信を以て、日本精神を根據として邁進し、我國體の特色を益と聞

明して、如何なることにも恐れず、昔からの正直な傳統的の清明心を以て進んで行かなければならぬと思ふのであります。

それについて、今日山鹿素行先生を追懐するといふことは、非常に意義あることであるのであります。而して單に素行先生を追懐するのみならず、又その精神を受繼いで、今後これを應用し、未曾有の向上發展を遂げねばならない時勢であると思ふのであります。一言所見を述べて諸君に訴ふる次第であります。

(昭和九年九月二十六日、山鹿素行先生二百五十年忌記念祭に於ける講演筆記)

解題

修身受用抄 一卷

本書は各人天賦の自性明德の本體を明かにして、我心私欲將迎執著の念を去り、明鏡止水の如き心地より孝悌忠信等の諸徳を勤め行ふべきを説ける者にして、慶安元年二十七歳の時の撰に係れり。所收本は自筆影印本に據る。但し假名遣は原本のまゝ、依用したれども、新に句讀を施し、難讀又は特殊の訓方以外の傍訓を省きたり。

武士相守日用 一卷

本書は武士の日常遵守すべき道を示せる者にして、七十九條あり。其の要旨、義を以て準則とし、勇以て之を行ひ、卓然自立、威武に屈せず、名利に惑はず、信を重んじ禮を守り、危難に臨んで死を畏れざるを以て、武士道の根本義となすに在り。是書撰述の年時詳かならず。所收本は素行子山鹿甚五左衛門に據る。

式目家訓 一卷

本書は修己治人處世の心得を示せる者にして、主君先祖父兄弟夫妻子孫に對する道を説き、衣食住の奢侈を戒め、好色大酒博奕等を禁じ、政治の職に在る者、名利に走らず偏頗に流れず庶民を愛護すべきを説く等、百一條より成れり。慶安四年、三十歳の時の撰なり。

所收本は武士相守日用に同じ。

配所殘筆 一卷

本書は赤穂謫居中の末年、即ち延寶三年（五十四歳）に作る所にして、卷末に「今年は配所へ参り十年に成候、凡物必十年に變ずる物也、然ば今年配所に於て朽果候時節到來と覺悟せしめ候、我等以前よりの成立、勤、並學問之心得、能く耳底に留められ、我等所存立候様に相勤られ候事希ふ所に候云云」とありて、延寶三年正月十一日、山鹿三郎右衛門（素行子の弟山鹿平馬）岡八郎左衛門（素行子の門人にて淺野長治侯の近習）に宛てて書き殘されたる者なり。是書は素行子の經歷學事人物等を知るべく、日記と共に根本的資料たりと謂ふべし。本書の後に添附せる書翰四通は、赦免後四年に記されたる者にて、殘筆とは別物なれども、江戸歸還後に於ける爲政者との關係等を知る資料たるを以て、近藤瓶城編輯の存採叢書より轉載せり。

所收本は山鹿誠之助氏所藏自筆本を乃木大將の影印發行せられし者に據り、新に句讀を附したり。配所殘筆は夙に存採叢書に收められ、廣く流傳せらるれども、誤脱多く意義の通ぜざる所あり、宜しく自筆本に就て素行

子の眞意を會得すべきなり。

日記 一卷

本書は初に家譜を記し、次に年譜を載せたるが、年譜は其實日譜なるを以て、日記と改稱したり。該日記は元和八年八月十六日、素行子の誕生に始まり、貞享二年五月九日（歿月に先だつ五ヶ月以前）に終れるを以て、殆どその全生涯に互れり。但し日記の著手は三十歳前後の時なるべく、幼年期少年期の記事はその時の追記なるべし。而して日記の内容は、日常の起居動作、家庭の状態、學事兵法に關する經歷、出處進退、貴人知友との往復、幕府並に諸侯の出來事、天災地變等に涉り、逐日記録せる者にして、素行子の性格、學風、履歷、地位等の眞相を知るには最良の資料たり。特にその深厚なる敬神崇祖の心情、忠厚謹嚴の態度、武士道の大宗師たる風格は、楮墨の間に躍如たる者あり、讀者をして自ら襟を正さしむ。

所收本は山鹿家所藏の自筆本に據り、新に句讀返點を附し、閱讀に便したり。

素行先生
遺訓集

- | | | | |
|---|---|---|---|
| 四 | 三 | 二 | 一 |
| 配 | 式 | 武 | 修 |
| 所 | 目 | 士 | 身 |
| 殘 | 家 | 相 | 受 |
| 筆 | 訓 | 守 | 用 |
| | | 日 | 抄 |
| | | 用 | |

修身受用抄



凡萬卷のふみをよみ、五車の書をそらんずる共、天理の信實にかなはず、明德にさはる外物をおさめざる時は、皆是外をつとむる也。孔子老子釋迦三教共に、文字をおぼえ、多聞に到事いたいをならへといふおしへ、あらゆる書物にみえず。萬卷の書は、只自性明德の本體をしらん、そのあし、ろ也。魚を得ては、うけをわするべし。信實にかなはず、學文を用ゆるにたらずといふ。しかるに心の本體にかなふべき受用、たゞ我心の信の淺深によるべし。品々の受用をしるす事は、人にさまざまの根柢あるゆへ也。

一 信 勇 事

はじめてがくもん心に心を入れ、心理のまどひをみがかんと思ふ、そのころさし、ゆうにあらすしては、外のまどひさがたし。故に聖人も智仁勇の三徳のそのひとつに入たまえり。そのゆうと云は、ひちをはり、まなこをいからしめ、大がたなをよこたへ、短衣をきて、ことばあらなるたぐひをいふにあらず。いくさばにて人をうち、しるしをとり、高名をとげたるをいふ

にもあらず。こうまんがまんにして、人よりうはてになり、人にかつ事をよろこぶをいふにもあらず。そのゆへは、知恵くらく、まどひふかき、けつきのましになすことは、みなわたくしよりいづるところ也。合戦とり合イのとき、その身イこうみやうてがらをなすも、ゆうなりといへども、信勇とはいふべからず。日ごろのつとめたゞしく、心理のみがきをなして、天理をわきまへ、義をしらざるがゆへなり。其上合戦とり合はふだんあるにあらず。國主そのさほうたゞしく、しんじつにかなふときは、國おさまり、家とゝのほりて、國家無事なるべし。國家無事なるときは此ゆう用ゆるに所なし。如此道理をもつてしんゆうとせざる也。さてしんゆうと云は、我本心の明德は、つねにめいはくなりと云ことは、大かた世間の人にしらざるものなし。人欲リのわたくしによつて、これをあきらかにすることなし。此人欲のわたくしをさるときは、本心常住明白なりとはしりながら、目に見て色にまどひ、耳にきひてこゑにまどひ、信實の理を外物のためにうしなふは、心の信コトふかからず、信勇丈夫ヤウならざるがゆへなり。一度此心の本理をきひて、七情のまどひをとく所を、かんやうとおもはゞ、何ぞ外ソトのよくにうばはるべきと、なりにくき所をつとめ、心をはげまし、かりにも此まどひあれば、本心のゆうたらざるど、心にはちをおもひ、つとめはげます、是しんゆう也。こゝろざしふかく、理にいらん事をねがふ者、このゆうあらずんば、時々トキトキに外物にうばはれて、七情のまどひをとく事、今生コノイハヒにあ

るべからず。今生にあらざれば、この心むみやうにして、永劫トキトキにも天理にかへるべからず。このしんゆうあるをけつでうの心とも、信心のふかき共いふなり。文學をならひ、げいのふをなす共、この心けつでうせざれば、半途にして中絶する事あり。尤も日夜の工夫クワフ、此ゆうあらずしては、いろにまよひ、こゑにまどひ、七情にうばはれて、ついに本心の受用かなふべからざる也。孟子はこれを大丈夫といふ。大丈夫と云は、大おとこにて、たけたかく、こんこつのさふあるをいふにあらず、おとこはちいさく、形はみにくく、筋骨丈夫ならずとも、本心に大丈夫あるべし。本心の大丈夫といふは、富貴にもおごらず、ひんせんにもむさぶらず、いせいけんべいにも、こゝろくつせず、金銀を見ても心動ユガせず、七情きたりても心動することなく、順境逆境ともに、明德さらに轉動せず、これ大丈夫のしんゆう也。凡人の心のつたなくして人にへつらひ、物におそれ、戦場にのぞみて、ふかくのひきやうをはたらき、おもはざるおくれをとり、臆病のふるまひをなすこと、皆内に信實の丈夫心なきがゆへ也。内に信實の丈夫あつて、不動心にいたるときは、天地くつがへるといふとも、この心さらにうたがはず、外物ソトモノ前にさんらんすれ共、此心動する所なし。かくのごとく修行したる人は、戦場にのぞみて、義を金石よりおもんじ、命イナヒを鵝毛カシよりかろんずべし。只つたなき意は、まどひふかき所にあると知べし。

一 迎物、追物、事

まよひふかき愚人の、そのことはぎを見るに、或は物をむかえ或は物をおふ。此二つのまどひに不出。是を莊子は將迎の心といふ。物をむかゆると云は、見えざる所にすいりやうをたて、くみはかる、その一物内にあるがゆへ、事々みなまどふ。是をうたがひとも、すいりやうともいふ。むかひの人、我をあしくおもふと見えたる、我をそしるやうすなりと、うたがひの一物内にあるときは、其念則むかひ出て、その人のやうす、そのごとく見ゆるもの也。是君臣父子の間、夫婦兄弟朋友の間、むかゆる念慮内にあるときは、其間にうたがひ出来て、ころざしへだたり、差別おほく成行べし、肝膽も楚越なりといふ是也。たとへば大名高貴の人のまへに出るとき、近習昵近の小姓、れき／＼なみわたる所をとおるに、我さほうを見て何にかおもふらんと、むかゆる意あるゆへ、小姓人とさ／＼やくもわらふも、みな我ことかと、いよくまどふ。是此方にむかゆる一物たつゆへに、明德黒闇になりて、こと／＼く外物に轉ぜらるゝなり。物をおふと云は、すぎざりたる事を心にとゞめおくこと也。たとへば我は道に志ふかきに、人は道をもこのます、おろかにまどへるものなりと、その人の舊惡を内にとゞむれば、其人にたいして、あいさつおのづからさ／＼のをらす、是内に物をおふゆへ也。尤も手前

に用所有之時分、外より客人來れば、用所の事を心におふて客に對するゆへ、亭主のもてなしそふ也。當然の理をしらす、目前になき物をおひかくる念慮是也。或は又我所へきたる者あるに、その者の兼日のひを、あらためおもふときは、その人のいふこと、かつて信用せず。かくのごとき事、みな物をおふがゆへ也。尤もすぎたる昔をおもひ、かへらぬ事をくやむのたぐひ、皆此まどひ也。是を受用するときは、物をむかゆる事もなく、物をおふこともなく、たと當然の理ばかり也。聖人の心は明鏡のごとしといへるも、明白なると云をのみたとへたるにはあらず。鏡の正體を見るに、かねて見べきともむる心もなし、さる影をおひかくる事もなし。物來る時は物みへ、物さるときは又本の明白のみにして、來てさはる所なく、さつてとゞまる物もなし、性善明德の本體れきせんたり。此故に日本宗びやうの元祖、伊勢大神宮の社内に、神體はあらずして、明鏡ひとつをあらはせり。又帝王代々のほうきに内侍所といふは、かしくも神代のれいきやう也。是皆明德自性の本體を、物にひやうしてあらはせるなり。聖人君子の此徳にかなへる人は、物來るときは物を見、物さるときは物をとゞめず、只當然の理ばかりにして、二つもなく三つもなし。但又かへらぬ事をば不可思、みえざるさをばくみはかるべからずといふ共、事の理によりて、思出さずしてかなはざる事あるべし。さきの事をも思案なくてはかなはぬ事あり。しかれば我一念の非を見しり、本に一物を著せずして、道にて

ろざしふかきときは、其邪正あきらかにして、しかも邪正一致なり。故にたゞしく當然にかなふべし。孔子曰、不_レ逆_レ詐_レ、不_レ憶_レ不信_レ云云。

一 見_レ他_レ之_レ非_レ取_レ他_レ之_レ非_レ事

自見謂_レ明_レといふ。自見と云は、明德の本體は元來明白なりといへ共、惑を去くことをしらざるゆへに、目にありて見る事のまどひ、耳にありてきく事のまどひと成て、此本體をあきらかならしむる事あたはず。こゝをもつて時々此しんりをつとめて、をのづから我明德のうへにさはり來る物あるを見付べし。其さはる物を見付て、これをおさむるときは、かならず聖賢の域にいたるべし。たとへば七情のまどひ、世間萬般の順逆の境、いづれも外物にして、内の用所たらず、却てめいはくの本心をくらすものなり。物きたるときは、物を見付ときは、外物さらにとゞまる事なし、外物を入べからずといふにはあらず、たゞ自己迷惑の所を見つくるばかり也、これを自見謂_レ明_レといふ。學者此理をわきまへずして、たゞ他の非を見ると、他の非をとると、此兩段におちいれり。他の非を見るといふは、人のおこなひを見て、我氣にあはざる事をば、くやみおもふのたぐひなり。たとへば、主君の作法を見て、我其職にあらずして、善惡のひはんをなし、あざけりをあらはず、ひたすら人の非をかぞえて、我一念のひをし

らず、これを人の非を見るといふ也。又他のひをとると云は、人のひをあらためたく思ふ、そのこゝろつもりて、心のくらくらうとなり、心身おだやかならず、是世間の事を以て、我心をなやます也。人の非を見るのいたれるは、皆非をとるになりゆくべし。世間知のおほきもの、みなかくのごとし。臣にして君の非をあらため、そしり、子にして親のひを見、弟にして兄の非をそしり、朋友にして朋友の非を見る、これ我信實の受用には、かりにも益あらず、たゞ邪知をますばかり也。故に本心の明德、こゝろくうしなゑり、それ本心明白の本體には、かりにもほかを見ることなし。一念若ほかにまどふときは、即今に内をあらたむるゆへ、則その邪知やむべし、是聖賢の信實の知恵也。かくいへばとて、君のくつがへり、親のあくに入を、其職に居ながら、いさめたゞすべからずといふにはあらず、こゝにはふかき受用の工夫あるべし。くはしくは辨惑論に出_レ之。邪知良智の事、下に是をしるせり。

一 流_レ行_レ而_レ不_レ住_レ事

夫明德の本體をあきらかにするときは、たとへば水の流行するがごとく、晝夜をこゞめず、日月のおしうつり、四時のじゆんくはんするがごとし、念々相續してつゐにかんだんなし。我自性の本體、七情の未發已發ともに、そのみなもをいふときは、たゞ流水のこゞまることなき

がごとし。水は潔白清淨シヤウキョウの物なれども、流行することごとほるときは、ちりたまり、あくたあつまりて、水の性そんじ、下に泥土ヂツドとどまり、水常ににごる、是流行せざる所のまどひなり。明德の理にこゝろざしふかきときは、外物さらに内にとどまるべからず。内に一物もあらざれば、善悪是非ことごとく入いて、しかも是をとどめず。道に信ある人なり共、若内に一物をとどめて受用をなせば、水のながれにくわをうちたるごとく、事々物々是にかゝるべし。我おこなひをよしとおもふもくわ、我つとめは人にすぐれたりとおもふもくわ、人の非を見るも、我是をとどむるも七情のまどひ、是皆一心のくわなり。善悪ともに内に一物のくわをうてば、物きたりて是によこたはり、これにつながれかゝる。かくのごとくなりゆきて、つゝに流水ふさがれり。學者たゞ此一物のくいを見しるべし。若邪知をこらへて正知とおもひ、七情のまどひ、視聽言動にふれて、人我・執著・慳貪・嫉妬・愚痴・欲心のふかき人は、ながれんとする水をつゝみをついてせきとめ、水をさかさまに流すがごとし。念々の非をたくはえ、人欲の私にとどまるときは、物々皆さゝはり、善悪ともに内をわづらはすべし。流行の水とどまる時は、其内にむし生じ、水たまりかね、堤をやぶり、しがらみをそこなひて、洪水となり、人家を流亡し、田畠をあらすがごとく、念々の非をつゝみとし、七情の私をしがらみとして、明德の流行をせきとめ置ときは、其人の氣質によりて、或は大病をうけ、或は大腫物オヒユモノを出來して其身

をくるしめ、又は人欲の私をしらず、邪知邪見にはだされ、のぞみをたて、もとめをふかくして、國家をうしなひ、子孫にわざはいをのこす。其源イノチは皆一物の内にふさがる所より出るなり。かくのごとくなりゆきては、ひごうの死をなし、死して天理にかえる事を不可得。相かまへて人々此所をつゝしむべし。流行は天理明德の受用、水は視聽言動のわざなり。其わざについてとどこほる所をしらば、本來清淨シヤウキョウの視聽言動なれば、なんぞ邪路にいらんや。孔子曰、逝者如斯夫、不舎晝夜シヤクヤと有。又云、乾道不息ケンダウともあり。くはしくは辨惑論ベンワクロン出之。

一 慢與我事

慢と云は高慢なり、或は是をおごり共いゑり。高まんと云は我と我身を自讃して、世に是にまされる事あるべからずとおもふものあり、是大なるあやまり也。藝能をならひ、學問をなす事、其はじめを尋ねれば、我身をあらためなおし、人よりよく成べきがためなり。こゝをもつてならばざるはじめには、高まんさらにあらず、ならひて後に名利メイリふかく、まん心ありて、人の非をあらため、我事をよしとおもひ、人のいふことを信用せず。藝能をならふ共、此意あらば、其事成就いたすべからず。たゞはじめてきく時のこゝろにかへるべし。我といふはがまんなり。是は心によきとおもふ事なれ共、今まで我年ひさしく學問をいたし、

人にしられたるに、其功をすて、人の弟子になり、道をきくとあれば、世上の名利すたるなりと我をたて、又なせる功業藝能もあらずして、人におとらじと、我をたつるあり。聖人も意必固我とのたまえり。萬事の用所、順逆の境共に、我意をさきだつることは、あくはいふに不及、善もとるにたらず、これ皆まん心よりいづる品々也。君子はあらそはずといふ。さりながら我志をあらためて、善にうつるあらそひは、君子のこのむ所なり、故に又争所ありといふ。帝舜と申せし聖人は、大唐ひろく世ひさしくつゞきけれ共、堯舜の御代とて、ならびなき明君聖主にてましくける。そのはじめをきくに、たゞ問事をこのみたまへりと也。問ことを好と云は、人のいふ所によき道理あれば、是をたづね問て、その信實にかなひ給んと、志ふかくおはしませり、孔子も是を大知也とのたまえり。常の人は、人に物を尋ならふ事は、只小知小見の者なりとおもふ、是名利にかゝはる所あるゆへなり。信に入ん受用は、ほかの毀譽に心をとむべからざる也。我知恵をさきだて、物を内へ不_レ入_レは、門をたて關をすへて我このむものを入て、ほかの物をへだて不_レ入_レ。かくのごとき類は、世間の門にして、小知小見の器なり。天下の大道大門は、往來自由にして、善惡是非、上下尊卑、さらには是をゑらばず、尤もあとにさざる一物もなし、是を信實の門と云、是を衆妙之門と云、老子の云、虚而容_レ物といふ是なり。昔或大工ふるき曲尺を所持しける、新しき曲尺をかいもごめんがため、是をたづぬるに一

國に我曲尺にあえる曲尺なし、ついにかはずしてやんぬ。後に人來て此曲尺を見れば、作法にはづれて、ゆがみもとれる曲尺なりといへり。世間まどひの中にある人、皆かくのごとし。ゆがめる者を師匠にたて、手本といひし、その人のいふことにちがへば、みなあしきとおもふ、これ信實をしらざる人の所作也。たとへ大唐にても、日本にても、名たかく學ひろく、世ごぞりてほめしめる學者儒者にても、信實にかなはざる所ある人をば師とすべからず。人の師とする所は、聖人明德の本體也。辨舌あきらかに、學問ひろく共、心をみがき今日日用の信實をしらざる者を師匠にたつる事、是まがれるをもつて、直なるをそしれる也。必まん心我心は道をさまたぐる惡物也、相愼べし。我とまんとは二つあるにあらざれ共、受用のために如此しるせる也。

一 有_二陰德_一 有_二陽報_一 事

陰德といふは、天理にしたがひ義によつて施をなし事を行こと也。かくしたらば末に利あらん、此むくひあるべきかとたのむ心ありてなす時は、皆信實にあらず。父母に孝行の道は、子としてつとむべき天理の自然なり。主君に忠功をはげますは、臣として可_レ行天理の自然なり、別に求むべき所なし。我はかくのごとく父母に孝行をいたせ共、父母我をめぐみたまはざると

思ひ、自餘の子よりはあしくあてがはるゝとらみ、又は是ほど孝行をつくせ共、天道より別にさいはいもなきと思ひ、又我は奉公を随分つとむれ共、主君より別しての恩賞も得ざる、又不奉公の者もおなじやうになりゆくは、天道もなきかなどとおもふ、これ皆まよひふかき私より出る忠孝の心得なれば、本理にあらず。天理自然の道をつくすときは、もごむべき所もなく、うらむべき所もなし、たゞ信實にかなひ、今日の當然をつくすばかり也。此こゝろざしふかき時は、ねがはずしてむくひ來り、名利をもとめずして名利あり、是を陽報といふ。金銀衣食をかりそめに人にほどこしあたゆる共、皆陰徳にかなふときは、施物の多少によらず、天理に通じて其陽報うたがひなし。貧にして渡世あはれる者には勿論、家來をはごくみ、親類をやしなひ、民百姓をめぐみあはれむ所、その信實よりなすは、是陰徳なり。但理にあたらずして、たゞ一筋におもふべしと云にはあらず。金銀珠玉、一錢半錢のほどこし、只當然の理にしたがひて、信實をうしなはざるときは、不求してその身わざはいをのがれ、子孫長久なるべし。施事山のごとく海のごとくなりとも、外のため利のため報のためにして、信實なき人のほどこしは、皆惡事となり、却而害ご成べし。孔子の仁、釋氏の慈悲などあるは、又物をあたへほどこすをばかりいふにあらず。辨惑論出之。

君臣上下の間におひて、陰徳陽報の心得、猶以あるべし。君の臣をめしつかはるゝ事、主君は

天にかたどり、天道の施行を了簡ありて、慈悲仁愛より出来るまつりごとなれば、末々までよしみ變することなく、しかもその内に、邪正あきらかに、それゝの行有之ば、一人としておごりたかぶる臣下あるべからざる也。臣は地にのつとり、地の天をのする道理をよく了簡いたし、私をもつて主君の氣にいらんとする事あるべからず。只主君へはかくのごとくしたかふものなり、奉公はかくのごとくいたす物なりと能自得して、君の御恩にたとふべき物あらざるとふかく思ひ、私ののぞみをたてず、いつまでも初心の時のごとく心を用ひば、おごりもなくうらみもなし、是君臣陰徳のなす所也。かくのごとく信實ある時は、上にしては國家たいらかに、下にしては身やすし、是陽報にあらずや。しかるに臣下はじめは奉公をつゝしみつとむるがゆへ、御恩もあつくふかし。後々は其身いせるあるによつて、をのが才覺知恵によつて如此なりとこうまんいたし、彌よく心はふかく、御恩はうすくわすれやすく、たちまち主君の寵愛おとろふる事おほし。凡人の上に存のほかなるか、又はそれほどあらざるかのへだてはしらす、いせるつきておこらざるものは、萬人の内にもあるまじき也。このゆへに命にそむき身をうしなふ、是下功をたて忠をたて、のぞみを本として、身をさきだつる所よりいたれる也。老子のいはく、功成而不居、それたゞおらず、こゝをもつてさらすとあるは是なり。但主君のために對して、我身にいせぬの入時あるべし、是を私欲とはいふべからず。かくのごとき事、

志のふかきによつてあらはるゝ也。

又年ひさしき家來、病者に成か年老て、主君へつかへをなさざるか、或は不調法なるものには、あたゆべき祿をうばひ、却而これを追放いたすたぐひおほし。主君天理にかなひ、七情のまどひなく、慈悲ふかき所よりは、それゝのほどこしいふに不_レ及事也。かくのごとく信實の陰徳、皆陽報のある所也。

又とぶ鳥、はしるけだもの、水にくゞる魚、地をはふ虫、いづれも天地の生物なり。故に上代には是をころすに法_レたて、おきてをさだめて、殺生のむくひを論ず。しかれ共世ことに時かはりぬれば、如此事におしへをたて、法度をなして、其むくひをいふことは、皆事の末也。只七情につながれず、自性の本體を了簡しての以後は、そのほどゝに其志の用ひあるべし。たとへ鳥獸魚虫をころさず共、信實の殺生をしらざる人は、信理にかなふべからざる也。たゞ物をころすは罪ふかきとおしへ、又殺生は萬民の利なりといふ、皆信實の所をしらざる所よりおこれり。それ鳥類畜類の死をくるしむは、人間におとるべからず、その内に小の虫大の虫、尤も有情非情其差別あり、いはんや人は萬物の長なり、しかるにをのれが一旦のいかりにより、うらみにより、たゞ我いきどほりを散せんがため、これを殺生いたす事、そのむくひはかるべからず。ことに無理非道にして、とがなき民の死に及なげきは、云に不_レ及事也。天下のため、

義のため、人をやすんずるため、其至極の理をなはれるときは各別なり。世間へ對せるとがなく、我一人のいきどほりのためばかりに、民の死をおろそかにいたす事、天理おそるべし。或人の物がたりに、死人をおさめてつかはす棺の桶を、死骸を火葬いたす役人、ひそかにこれをぬすみ、其木をもつて人の食をくふ、はしといふ物にこしらへ、賣買せしむとかたれり。如此事人の心無慚無愧にして、物のむくひはあらざる、因果はなきなどと、邪知ふかきがゆへ也。たとへ陰徳までではなく共、かくおそろしきふるまひはあるまじき事也。

一 勉強而行事

人の生れ付にさまゝそのしなありといへ共、大かたは下學して上達せざれば、いたりたし。下學といふは、我心おろかにして七情ことゝくまどへり。七情と云は、喜、怒、哀、樂、愛、惡、欲これ也。此七は人々そのゑん、其きやうがいによつて出すと云ことなし。聖人君子も、此縁きたれば此情あらはる、さらにとゞまらず、更にもとめず、たゞ混然たる一理のみ也、是を莊子もせるゝにしたがふといへり。愚人は内にたくみふかく、うたがひの根つよくして、まどひおほきゆへ、魄を本として營をのせ、知者は内くらきよにして慈悲あるゆへ、營を根として魄をのす。さればかざりもなく、たくみもなし。さしあたりては色をよくし、言をた

くみにいたす人とはちがひ、すげなく、愛あらざるごとくなれ共、内に一物あらざるをもつて、我をたつる所なく、道たがはず。此ところに順逆是非好悪なし。一物を内におき、まどひの本あるときは、七情皆すなほならず。七情は今日萬端の用所也、只其本を無事に了簡せしむるばかり也。然るに此受用をなすに、一旦に七情のまどひをこく事は、自性發明いたさずしてはかなふべからず。學者こうまん人我をすて、師のおしへをき、心をひきくして、なりがたき所をつとめ、かんにんいたして道に入ごとくつゝしみつとむべし、是を勉強しておこなふといふなり。心に心をゆるさず、大道無道の事はいふにおよばず、一念の非、人欲の私、一切の事につるて、行住坐臥共に、我著する所とこほる物を了簡して、不斷のうへにおひて、すこしづつもつゝしみつとめおこなひ、是をゆるがせにいたすべからず。いまた修練たらずして、欲にまじはり色にまじはらば、おぼえずしてその内にとらけ入べし。中庸曰、或安而行之、或利而行之、或勉強而行之、及其成、功一也。

一道にいらんと志ある人は、つくろひてなす事あやまり也、勉強して行と云とは、はるかにかはれり。つくろふとは、内に一物あるがゆへ、おもはぬ事をかざり、好言令色をなす、孔子は是を色莊のものとのたまえり。如此愚人の、心に心をみせては、いとばかりしき事也。父子の間、君臣の間、此つくろひをもつてなす忠孝、ことごとく害をなすべし。信實ある人より是を

見ば、其内かくすにたらず、大學に、人のをのれをみることに、そのはいかんを見るがごとしといふり、つくろひの善はづかしき事にあらずや。相かまへてつゝしむべし。

一 良智邪知、事

良智と云は、明德の本體とさらにへだてあらず、しかれ共知と云は、物に應ずる所の用所是也。しかるに正智と云は、いたきかゆきをおぼへしるたぐひ是也。これは聖人賢人智者愚者共にそなはれり、則是を良智といふ、本心性善の所より出る知恵なり。邪知といふは、見事なりと見て、其下に邪念をおこし、聞たる所にまどひをたて、或は物をうたがひ、或は物をすいりやうする、これを神道には二見と云、佛道には二念といふ、儒道には邪知共さくち共いへり、世上の才覺たくみふかきたぐひみな是也。此知ふかき時は、身心をくるしめ、國をうしなひ家をほろぼすその源たり。それ人の萬物に長たるは、此良智をそなへたるをもつて也。學者よく心得ざれば、良智をきらふことおほし。そのゆへは、いかりもあるまじき、よろこびもあるまじき、其情出ればまどひなりと、これをきらふ、大なるあやまり也。物きたるときは物みゆ、何ぞ是をきはん。金銀を見て重寶なる物なりとしり、うつくしき物を見て見事なりと知、けつかふなる座敷を見てきれひなるとしる、是我信實にして、さらにその間にわたくしなし。愚

人は金銀を見て是にまどひ、座敷を見て是をねがひ、たくみふかく、よくおほし、是邪知のなす所なり。若良智のいづる所をさらふときは、父子君臣上下のわかちも、さらにしるべからず。加様の所は、志ふかく、受用功をつまずしてはまどふべし。ちかき比ある人のかたりけるは、道に志ふかき人ありけり、或は山のおくにも入、或はさとの中にもいでて、色々我心の用所を工夫いたしける。或とき人はなれたる山野の、人馬の死骸をすつる所ありけるに、ひそかにたどり行、こゝにて一夜をあかし、おそろしくおもふ心出るやいなやと、ためすべくおもひ、死人おほき近所に行て、夕日をまつ。折しも野分めきたる比なれば、おぎふく風身にしみ、夜もすがら心をすまして居たり。夜すでに半更におよべ共、更におそろ、心もなし。さては我受用はなし得たりとおもふ所に、うしみつばかりの比、はるか山より、さはがしくなりきたるおとちかづけり。不思議におもひ、耳をすますほどに、あたりすさまじく、心ならず立て見わたせば、間いよくちかづけり。何者にかと見れば、いとをみだせるばかりに白髪はへて、身のたけたかく、山うばなどやうの者、あとさきに立て、なかに人のかたち見ゆ。すはや山うばか山びこか、おそろしきくまいぬのたぐひ、人をくはへて来るにこそあなれと、むねうちさはぎ、たちてのがれんとする、その間の事おしはかるべし。猶ちかく来る間、せんかたなくてつくつく見れば、しよくまいぬにもあらず、さとちかき農人の、いねをかりたるをあとさきになひ

て来るなりけり。さて心おちつき、我受用のたらざることをなげきけるといゑり。學者かやうの事よく可心得、ふかき受用あるべき事也。おそろしきといふ心ありやなしやと見べきといふ、是則まどひ也。只平常無事なれば、さらに別にもとむべき所あらず。孟子曰、口之於味也、目之於色也、耳之於聲也、鼻之於臭也、四肢之於安佚也、性也、有命焉。君子不謂性也。

一 不^{ウシナル}失^{ツク}於^ニ常^{ツネニ}心^ニ事^ニ

常のこゝろと云は、信實受用の根源なり。物々におひて其當然の理あり、或はもとめ、或はにくみ、或はこのむ故、物々に著し、明德天理の常、たちまちにかくる。たゞ平常無事無物にして、更に一物なく、一心の明鏡をもつて、邪正を明白ならしめ、君臣父子夫婦兄弟朋友の間に おひて、善惡好惡のさゝはりあるその本を了簡せば、其下則平常也、無事也。忠をたて孝をおもひ、仁義五常を専らにせんといふ一物あるときは、却而うらみ出来、ふそく出、人の非を見、こゝろまん我まんあつて、常にかなふべからず。仁義をとどむるも常にあらず、忠孝をたつるも常にあらず、いはんや外物のまどひをや。萬物におひて萬物にそます、来る物をふせがず、さる物をとどめず、水の流行して一日もとどまる事なく、明鏡の内をてらして不取不捨にかな

ふときは、七情自由に應じて、しかも無名也。かくのごとき道理にいたるときは、欲心妄心の泥水もなく、仁義五常の清水なく、能忠ありよく孝ありて信實無住なり。前にしるす品々は、只受用の階級をあらはすまで也。法をたて教をきはめば、信理はるかにたがふべし。畢竟此無事にいたらん事をこいねがふばかり也。

此修身受用抄は更に人のためにあらず。我今日の受用しばらくも間斷あるときは、則好惡のこゝろ出、善惡の心生ず。故に平常無事の心はるかにとほざかる、こゝをなげかしくおもふ事ふかし。時々つとめおこたらす、受用をなすべきがため、みづから鏡をたて置ん心をもつて、筆にまかせてつゞれり。すべて他人の爲にあらず。かるがゆへにそしりをもほまれをもかへり見す、もとめず、文字もさだかならず、まして文章藻飾の所は、本よりかなひがたきわざなれば、若これを見る人も、只信實無事の所までを心得、雄文高句のあざけりをなすべからず。

慶安元_子年夏四月因友生之需書焉

武士相守日用

邵康節云、上智之人不_レ教而善、中品之人教而後善、下品之人教亦不_レ善也。實哉此格言矣。今因_二邵子之語、擧_三條目_一到_二于百箇_一、正_三本末_一教_二先後_一。古人云、知_レ所_二先後_一則近_二道_一。仍序。

武將并爲_二武士_一者可_二相守_一事

一、夙起衣服用具ヲ調(へ)、今日ノ用事ヲ思(ひ)、一事一物ニ至テモ詳ニ正シ、心ヲ虛ニセズ、夕ニ至迄聊不_レ可_レ怠。閑暇ノ節ハ聖經ヲ見、兵書ヲ見テ、義不義ヲ味(ひ)、我_レ相應ノ言行、弓箭之練習、聊不_レ可_レ怠事。

一、爲_二武士_一者、常ニ爲事ト不_レ爲事アリ。是ヲ考テ不_レ可_レ爲ハ強(ク)守テ不_レ爲、可_レ爲事ハ、縱_二へ勞倦スルトモ是ヲ可_レ爲。勇ノ不足スル則ハ、氣撓テ失_レ守、強可_レ戒事。

一、武士ハ人之不_レ見不_レ聞所ヲ守(り)、可_レ慎可_レ戒心ヲ以テ爲_レ鑑、常ニ恥ヲ可_レ知事。中庸曰、不_レ愧_二于屋漏_一ト云事。

- 一、聖學兵法在常、失常學非道。中庸曰、道也不可須臾離事。
- 一、道學兵法、共ニタシカナラザレバ、其業モ不出。業不出則ハ今日ノ用ニ不成、況到變不_レ知バト_レアルベカラズ。無業シテハ縱有_レ勇者雖不_レ動、無_レ實無_レ益、却而招_レ過也。動テ業ヲ不_レ盡ハ、臆病之至、無_レ勇故ノ事。
- 一、我場ヲ知_ル職位官祿ヲ不可_ニ空失_ル事。
- 一、人ノ誤ノ出ル所、一ニ喜怒ノ私ヨリ起ル。二ニ我相應ノ所ヲ不知故ニ起ル。三ニ見聞不_レ詳ヨリ起ル。四ニ物每甚_シク速成ヨリ起ル。五ニハカヤリニシテソサウ成ヨリ起ル。六ニ據所ヲタノミ油斷ヨリ起_ル。惣而蹈_ヘナキ者ハ、珍敷事アレバ夫ニ侵_レ、人ニ物ヲ被_レ尋テハウロメキ、慥成返答ニ不_レ及、蹈_ヘナキ故也。武將威義不_レ正、言語輕_キ則ハ、下不_レ用。侍ノ行義妄ニシテ辯舌不_レ正ハ、招_レ過可_レ爲_レ媒事。
- 一、武士志不_レ立_テ之有_レ失事。
- 外ニ移リ外ニ奪_ヘル。
- 物ニ屈シテ不_レ健。
- 到_レ變必動_キ惑フ。
- 不_レ甲斐ナク、蹈_レ詰タル無_ニ意地_一。

人ノ真似ヲシテ跡エ付。

人ニ卷_レ、人ニツカワレテ我ハ不_レ知也。

意地拙ク、切離_レタルコトナシ。

能事ヲ爲_スモ作り物故、永ク不_レ通不_レ守、退屈出_スタル事、恥ヲ不_レ知、丈夫成_{コト}ナシ。

一、武士常住ノ守、從_レ義事ヲ詳_ニス、我職ヲ知テ其業ヲ練ル。武將タル人ハ大_キ成所ニ眼ヲ著_ケ、萬人ニ伸テ實_ノ修業可_レ仕事。

一、心ヨリ四支ヲ使フハ有_レ主有_レ實、發ル氣ヨリ言行四支ヲツカウハ無_レ主無_レ實、向ハ不_レ受、此方ハ勞シテ無_レ益、久シクシテ忘失スル也。業ハ一同ノ如_クシテ大ニ違_フ事。

一、日用、武ヲ根トシ、喜怒ヲ治メ、行住座臥、一事一物、本末始終ヲ考_ヘ、見聞_ヲ可_レ詳事。

一、常ニ不_レ速不_レ怠詳_ニ考_ヘ、如_レ命安_レ命事。

一、省_ニ先祖_ニ子弟_ニ警戒_シ、諸士之手本トナリ、家ヲ重ジ身ヲ輕ンズ。又身ハ先祖ニカ_リ、子孫ニ傳フ、是ヲ以_テ重ク可_レ存事。

一、常ニ省ル時ハ、無_レ悔無_レ恥事ヲ知テ、省察存養之工夫不_レ懈事。

一、人ノ怠_ル事、一ニ外移、二ニ好所流、三ニ物ニ屈シ負ケル、四ニ身ヲ愛シテ義ヲ忘_ル、五

ニ我(ガ)質ニマカスル事。

一、人ト交ル節ハ、禮義勇ヲ不_レ忘、威義ヲ正フシ、居ヲ正クシ、言語多言ヲ戒(メ)發_レ不_レ得_レ已事。
一、實友志士ニ親交(シ)、損友不_レ可_レ親。知_レ人知_レ我コトヲ味(ヒ)、義ノ始終ヲ考(ヘ)、交ヲ可_レ爲、妄ニナル、コトナシ。末ヲ不_レ考シテ、或ハナレ、或(ハ)親ミ、或(ハ)約ヲ成シ、首尾不合ナル則ハ失_レ義、争ヲ求(メ)、惡名ヲ立(ツ)、可_レ考事。

一、實友ニ屈(ス)ルハ、此方正(ナル)故也。實事ニ屈(ス)ルハ、不正不勇ナル故ノ事。

一、此方正シテ志ヲ定(メ)、成ヲ勤(メ)不_レ成ヲ捨(テ)、不_レ致_ニ於人、常(ニ)伸(ヒ)テ不_レ屈不_レ疑、蹈_レ義テ不_レ動則ハ、安心常心ノ事。

一、到_レ變不_レ失_レ常、常住死(ノ)習(ハシ)可_ニ修行ノ事。

一、言行不義ハ、勇ノ不足、質ノ偏ニマカスルト、好惡ニ流(ル、)ト也。勇ノ不足ハ、畢竟愛_レ身惜_レ命據_レ愛也。身命(ハ)天也義也。質ノ偏ハ勝氣ヲ曲尺トスベシ。好惡ハ義ヲ本トスベキ事。

一、人ハ習也僻也、習シニ成(ル)内(ハ)苦勞也、習ト成テハ勤ヨキ事。

一、實ノ節、實ノ勤場、實ノ交談、實事ニ倦勞シ、氣弱(ク)形不_レ調、見聞不_レ詳、實ニ當テ是ヲ疎ニシテハ、カヤリニモテナシ、其内他ヲ思(ヒ)、心是不_レ止、色違_レ體不_レ重、言語不_レ正、是皆志士ノ勤ニ非ズ、是修練無_レ之故也、可_レ慎可_レ戒第一ノ事。

一、於_レ義不_レ失、守_レ道不_レ移、喜怒ヲ節スルノ事。

一、事ヲ豫(メ)究(メ)置テ當然樂ノ事。

一、内(ニ)而常(ニ)怠(ル)ハ、外エ出テ勞屈スル事。

一、時不_レ來ニ求願(フ)ハ、苦_レンデ無益ノ事。

一、時不_レ來ニ急ギ、其場ニ非ズシテ事ヲ成シ、我位、我職、我年代ヲシラズ、是等ハ善事ニモ不_レ宜事。

一、何事モ到_ニ其時_一バ、不_レ成事ナキモノ也、不_レ得_レ已_ノ有_レ理事。

一、常用ヲ詳ニシテ、終始ヲ考(ヘ)可_レ申事。

一、物事輕キヨリ重ク成リ、小ヨリ大ニ成(ル)。内意テ外ニ發ス、小大輕重内外共ニ可_レ慎事。

一、武士惑ハケ條

道ヲ好ミ、五倫不_レ和事。

政事ヲ學デ、家國不_レ治事。

常ニ好_レ學テ、實ノ時不_レ用事。

常ニ武ヲ好テ、聞_レ變(テ)動(ク)事。

戰法ヲ心ニ掛テ、戰可_レ有事ヲ憂嫌フ事。

一生ノ學ヲ死ニ到(ル)節、無トスル事。
知レ命、死ヲ恐ル事。

言語ニ談(リ)テ、心ト行ニ違(フ)事。

一、心ヲ正(クシ)言ヲ誠(ニ)シ、行ヲ重ズル事。

一、正シケレバ重シ、重ケレバ不レ侵事。

一、信ナレバ不レ移。

一、知(ク)天命不レ迷。

一、禮ヲ不レ忘、和ニシテ不レ流。

一、我ニ正(クシ)而常ニ樂(ム)事。

一、小人ニ莫レ親。

一、見聞思詳考復念ス。不レ當則ハ、有道有功ニ問(ヒ)又考(ル)事。

一、以レ道事物ヲ盡セバ不レ疑。

一、勤テ不レ待レ益ハ實ノ勤也。待レ益則ハ必有レ怠事。

一、人ノ一生如何様ニテ可レ過モ、明日ノ事難レ知、況(ヤ)一生ヲヤ。然ニ不レ知先ヲ思テハ、無益ノ事ニ心ヲ勞(スル)也。只今日ノ上ヨリ始(メ)、武士ノ上ニ恥ナクテ終ランニハ本望也ト思テ、

イカヤウニイヤナルコトモ、義ニ當ラバ勤(メ)、如何程シタキコトモ義ニ當ラヌコトハ、心ニ恥シメテ可レ止事。

一、爲(ル)將士者、以(テ)外士爲(ル)家、死ヲ定(ル)ノ場不レ知也。依(ル)忠義、忘(ル)家離(ル)親愛、不レ撓(ル)勇氣、以(テ)不(ル)失守所ニ可レ爲(ル)職事。

一、士ハ常ノ行義ヲ正シ、人ナキ所ニテモ衣服用具迄正ク可レ仕。到(ル)變常ノ作法出ル事。

一、志不レ立、常ニ(修)練ノナキ武士ハ、身ヲ人ニアヅケ、人ニマカレ、我格不レ定、人ノ真似ヲシ、人ニ侵サレ、意地拙クシテ思切無(ル)之事。如(ク)此ノ武士、人ニマカレ間敷ト思(フ)ハ我意ニ任セ、却而又惡敷事多シ。志不レ立修行無(ル)之シテ、武ノ真似ヲスルハ、皆似セ物ニテ、實ノ時何ノ用ニモ不レ立事。

一、爲(ル)將者一人ノ言行ヲ以(テ)爲(ル)勝トスルハ、無(ル)器量ニ故也。常ハ家齊(ヒ)國治(マリ)テアグマズ、到(ル)變ハ我人數ヲ以(テ)大敵ニ當テ不レ疑、敵ヲ謀テ人ニ不レ被(ル)謀、常變共ニ古ニ不レ恥、末代ニ武ノ鑑トナランコトヲ不レ思ハ、實ノ非(ル)武將也。小身ノ侍タリト云トモ、一己ニ屈シテ廣ク武ノ道ヲ不レ知ハ、實ノ非(ル)士事。

一、武將ハ不レ及(ル)申、爲(ル)士者、卓爾ト獨立(ル)器量無(ル)之時ハ、威武(ニ)屈(シ)、富貴(ニ)惑(ヒ)、貧窮ニ苦ミ、或ハ色ニ惑(ヒ)、或ハ哀傷喜怒ニ敗ラレ、或ハ難義臨(ル)危テ義ヲ忘(ル)也。常ニ義ヲ思

ヒ詳ニ備(ヘ)、身命ヲ可レ任ニ天道ニ事。

一、獨立テ不レ屈、外物ニ不レ移、勇氣ヲ不レ被レ奪、士ノ志ヲ不レ變事。

一、人ハ習シニ不レ覺レ移、故ニ常ニ不レ怠以テ武ノ勤トス。内外分ル、時ハ、内怠リ外屈ス、根ニ不レ入レバ忘失ス。變ノ到ルヤ不レ可レ知則ハ、^(トキ)豈ニ可レ怠乎トノ教戒不レ可レ忘事。

一、到レ難忘レ武、到レ節失レ義、勇擣^(ム)時勝氣ヲ失ヒ、好^(ミ)ニ流^(レ)テ後悔ヲ忘^(ル)。如レ此ノ義(ヘ)志不レ堅、常ニ場ヲ離^(ル)、故ノ事。

一、分陰ノ間モ武ノ場ヲ不レ離事ヲ工夫可レ仕事。

一、臨^(テ)ウロタエ騒^(ケ)事ハ、常ニ武ヲ忘^(ル)、ノ故也。此所^(ノ)考^(ヲ)常ニシテ、武ニ心ヲ可レ置事。

一、變災有^(ル)事ヲ知テ備ヲ詳ニシ、臨ニ其事不レ驚、能靜ニシテ下知ヲナシ、詳ニ定^(メ)テ不レ疑任ニ天道ニ事。

一、言不レ得レ已ヲ以^(テ)出シ、行ハ以レ正爲^(ル)本。我^(ガ)程ヲ知^(リ)、氣者寬大剛勇ニシテ而不可レ失レ志事。

一、小事ニ心ヲ勞シ、大事ヲ忘^(ル)ハ武將ノ氣ニ非ズ、但^(シ)後大ニ可レ成事。又事ハ小ニシテ大ニカ、ル事アリ、可レ味事。

一、諸物勝氣ヲ專一トシテ勇ヲ養^(ヒ)、從^(レ)義可レ用、是レ天命ヲ知^(ル)也。天變地變人變、共ニ獨立不動ノ勝アル事。

一、一事一物ノ上ニ止^(マ)ルノ修業不レ可レ忘事。

一、武士ハ常ニ變ヲ待^(チ)、到レ變喜^(ビ)樂^(ム)程ニ非ズシテハ、實ノ時ウロタエベキ事。

一、形違^(ヘ)バ心モ違^(フ)也。形ハ其物ノ生質也、人ハ人ノ形、鳥獸ハ鳥獸ノ形也、人ノ内ニモ主將・士ノ有^(レ)形事。

一、守^(レ)武不レ被^(レ)致^(レ)人、不レ屈^(レ)物事。

一、無益ノ事ニ苦勞スルハ惑也。武將ハ常ニ義ヲ蹈テ用ヲ詳^(カ)ニシ、無益^(ノ)事ニ不レ勞、不レ入事ヲ不レ思。故ニ常ニ伸^(ビ)テ不レ屈、大山ノ安^(キ)ニ枕ヲシ、志寬大也、故ニ不レ求シテ身ノ養生モヨキ也。武士タル者、死ヲ全^(キ)道ニ守ル。是ヲ以テ常ニ養生ヲ加エ、身ヲスタカニスル事、武士ノ一ツノ修業ノ事。

一、武士一生ノ言行、勇不レ可レ失、少時モ其勇ヲ失^(フ)則ハ、第一失^(レ)志、第二奪^(レ)外物、第三背^(レ)義、第四職業ヲ忘^(ル)、第五恥多シ、第六萬事惡敷、武ノ道闕^(ケ)、士ノ勤スタル、是^(レ)勇ノ不レ足故也。

一、實ヲ守テ不レ變不レ移、長^(ク)通^(ジ)テ不レ撓事。

一、勇氣撓(ム)處ヲ考(フル)事。人ニ離(レ)、場ニ離(レ)、相手ニ離(レ)、臨ニ難義(テ)所(レ)據離(ル)、トキハ、勇撓(ム)事。

一、質之偏ニ勝(チ)、情欲ノ邪ニ勝(チ)、染曲ニ勝テ、聊モ不義ノ志不可(レ)持事。

一、難義辛勞ハ、半時一時、或ハ一日、或ハ長(ク)シテ一月也、一年也。是ヲ不(レ)勤ハ、無(レ)勇ニシテ退屈(ス)ル故ニ、一生死後迄、永ク爲(レ)恥事。

一、勇氣撓(ム)所ニ虛出ル事。

一、小氣、セク氣、爭氣、窮屈、退屈、皆勇ノ不足ナル事。

一、事ニ遲速ハ在(レ)ドモ、志ハ靜ニシテ、外ニ不可(レ)被(レ)奪事。并諸事セハ、シカラズ、志ハ靜ニ形寬緩タルハ勇ナル事。

一、戒ニ多言、士之語、考(ヘ)莫(ク)禁(ス)語。言語者志所(レ)行、專可(レ)慎事。

一、言語、人ニヨリ場ニヨル、聲、高卑早速ニヨル。此節ヲ不(レ)知シテ出ス時、無(レ)實、其言スタリ、其言、人不(レ)受、其言、我モ亦忘(ル)事。

一、人ノ言ヲ受テ能容レ、我知ヲ不(レ)慢、急ニ不(レ)應、能味(ヒ)テ言ヲ發(スル)事。

一、怒ニ任セテ言ヲ發ス、後悔或ハ禍ヲ招クコトヲ忘(ル)事。

一、可(レ)親ヲ不(レ)親、義ヲ忘テ利ニ趣テ、當分ノ我ニ仕合能(キ)様ニ仕(リ)、エリモトニ付而恩ヲ捨

ルハ、士ノ本意ヲ失(ヒ)、人面獸心ノ行ト可(レ)存事。

一、運ノ順逆有(ル)ヲ可(レ)考事ナリ。據所ノ宜(シキ)時カ、又ハ我運ノ順ナル節ニ終(リ)ノ考モ無(レ)之、我マ、ヲ振舞、義ヲ忘テ我ヲカブル士ハ、運ノ逆ニナリタル節、又ハ所據ノハヅレタル時ニ、大キニ後悔シ恥ヲカクベキコト事也。故ニ獨立不(レ)動ノ行ト云ハ、運ノ逆ニナリテモ、恥アル事ハ不(レ)可有事。

一、日夜ノ修業其人ニヨルベキ心得アリ。國主ハ國主ノ修業、城主ハ城主ノ修業、大將ハ大將ノ修業、工夫モ物頭ハ物頭ノ修業、平士ハ平士ノ修業可(レ)有。先其任ニアタル修業ノ本ニシテ、其外ノ又修業工夫モ可(レ)仕事。如此目當無(レ)之修業ハ、雜學ニモナリ、又不(レ)入事ニ勞シテ、一生實ノ(修)練不(レ)可有事、并ニ年代ニヨリ修行アルベキ事。

一、萬事無(レ)殘所ニ侍ハ、スクナカルベシ。人ハ生質ニ不足ナル所アリ、或(ハ)好惡ニ據テカタヨル所アリ、或(ハ)我アヤマル所アリ、或ハ過不及ノ所アリ、此所ヲ考テ、不足ノ所、好惡ノ所、誤所ヲ先(ツ)考(ヘ)測(リ)テ可(レ)改事。

一、人者不(レ)覺ニ我好所、我得タル所ニ迷ヒ出來タルモノ也。心友ノ改ヲ求(メ)、老功ノ諫言ヲ聞テ可(レ)改事。

(備考、本書誤脱多キヲ以テ()ヲ用ヒ補足シテ了解ニ便ス)

式目家訓

一、奉公之道、信實可勤忠行一事。

古語云、事君能委其身。

又曰、臣事君以忠。

一、對父母、專可盡孝行一事。

同云、事父母能竭其力。

又曰、天下無不是底父母。孟子論出
ノ近思錄

一、於子孫、可令教訓一事。

同云、父母養其子而不教、是不愛其子也。勸學
古文

一、夫妻之道、尤可爲嚴重一事。

古語曰、夫婦有別。孟子

一、兄弟之間、可爲深切一事。

同曰、宜_レ兄宜_レ弟、而後可_レ以教_二國人_一。詩

一、傍輩之交、不可_レ失_二禮義_一事。

同曰、晏平仲善與_レ人交、久交敬_レ之。論

又曰、與_二朋友_一交而不_レ信乎。論

一、於_二家僕_一、可_レ加_二愛敬_一事。

同曰、樂只君子、民之父母也。毛詩

一、以_二兵法_一可_レ為_二自鑑_一事。

同曰、兵者國之大事也、死生之地、存亡之道、不可_レ不_レ察也。

一、先祖之敬禮、不可_レ致_二怠慢_一事。

中庸云、宗廟之禮、所_レ以祀_二其先_一也。

三略云、祖々為_レ親。

一、行儀作法、可_レ為_二嚴正_一事。

論語云、動_二容貌、斯遠_二暴慢_一矣。

一、國家式訓、可_レ為_二明白_一事。

同曰、用_二不_レ教之民_一戰、謂_二之殺_一。論

一、農工商、不_レ令_二疲勞_一樣可_レ仕事、

苛政不_レ親、煩苦傷_レ恩。

一、寺社尤可_レ加_二尊崇_一事。

敬_二鬼神_一而遠_レ之、可_レ謂_二智_一。論

一、家宅不_レ可_レ用_二無益之華麗_一事。

古語云、卑_二宮室、而盡_二力乎溝洫_一。論語

又曰、居無_レ求_レ安。論

一、庭園不_レ可_レ構_二美景_一事。

同云、茅茨徧_レ庭不_レ剪。六韜

一、衣服不_レ可_レ成_二珍希_一事。

同云、士志_二於道、而恥_二惡衣惡食_一者、未_レ足_二與議_一也。論

一、嘉肴美味、平日不_レ可_レ嗜事。

同云、非_二飲食_一而致_二孝乎鬼神_一。論

又曰、羅_二八珍於前、所_レ食不_レ過_レ適_レ口。文章軌

一、腰刀衣類等、異形之用意、可_レ為_二禁制_一事。

錦綉文綺不衣、奇怪珍異不視。

一、好色可禁之事。

古語曰、賢賢易色。論

又云、宴安鴆毒也。左傳

一、大酒之興、可禁制之事。

同云、樂酒無厭、謂之亡。孟子

又云、外荒、蕩人心。王子欽注

一、博奕諸勝負禁止之事。

同云、賭博門中無去親、能使英雄為下賤。勸學總評

一、亂舞遊興可應節事。

同曰、先王無流連之樂、荒亡之行。孟子

一、家僕應其役、令專武藝事。

古語曰、用兵之道、先於教戒。

一、軍役積、兼可定置之事。

古語曰、天下雖平、忘戰必危。

一、武藝專相嗜、分其輕重、撰其師、令稽古之、須臾不可懈怠事。

同云、學有重輕。

又云、學而時習。

務學不如務求師。師者人之模範也。

一、兵具之雜器、應其分限、可致所持事。

同云、欲善其事者、必先利其器。論語

一、當用之外、不可弄無益之器物事。

古語曰、玩物則喪志。

又云、玩好之器不寶。

一、人馬隨分限、可致所持事。

同曰、見義而不為者、無勇也。論

一、人馬之外、遊類之禽獸、不可翫事。

周公曰、勿外荒於禽。

古語云、從獸無厭、謂之荒。孟

一、諸奉行役人、應其器量、可申付事。

同云、爲官擇人者治、爲人擇官者亂、私人以官者危。

一、諸奉行、私欲毛頭不可有事。

老子云、不見可欲、令心不亂。

一、諸奉行役人、最負偏頗之沙汰不可任事。

古語曰、好而知其惡、惡而知其美。論

一、就賄賂、欠役義之輩、可爲不忠事。

同云、當官之法、惟有三事、曰清、曰慎、曰勤。知此三者、則知所以持身矣。從政名言

一、賄賂勘定、可爲清廉事。

同云、福生於清儉、患生於多欲。

一、以名利勤行之輩者、非信忠事。

古語曰、志士仁人、無求生以害仁。論

一、米穀金銀、應其分限、可相嗜事。

同云、以人事天、無若穡。

又曰、足國之道、在務本而節用。

一、無由緒而及貧窮族者、可爲不忠事。

同云、民貧則姦邪生、貧生於不足、不足生於不農。

又云、與其奢也寧儉。

一、考其分際而不可有無用之費事。

同云、量入而爲出。

一、音信贈答、以數量可定事。

古語曰、禮者士之所歸。

一、嫁娶之義、不可致美麗事。付聲舅之權衡可考之事。

司馬溫公曰、凡議婚姻、先當察其婿與婦之性行、及家法何如云云。小學

一、跡職之義、養子者前廉可相究、及末期不屆、遺言可有捨事。

古語曰、狐裘雖弊、不可補以黃狗之皮。

一、喧嘩口論之族、可爲不忠、堪忍之輩者、可爲忠義事。

古語曰、一朝之忿忘其身、以及其親、非惑乎。論

一、公事諍論之捌、以本理可遂決斷。理屈之批判不可用事。

同曰、道之以德、齊之以禮、有恥且格。

一、萬以內緣不可聞入事。

同曰、君近小人、則賢者見侵害。

一、寺社之評論者、本寺本社先規之舊例可任之事。

同曰、事不師古、難以長久。

一、道路驛馬船橋等破損之所者、少破之時加修補、往還人不可致困窮事。

同曰、寬惠博愛、敬身之基也。

一、旱損、水損、風損、飢饉、疾病等之災難有之、而民及辛苦者、可加愛養事。

同曰、農為政本。

又曰、農一其鄉、則穀足。六韜

一、年貢課役、因其年用捨可有之事。

同曰、損百姓以奉其身、猶割脛以啖腹、飽而身斃。貞觀政要

又曰、不畜聚斂之臣。

一、病難之族、療養之義、雖為凡卑之者、不可令疎略事。

同云、如保赤子、心誠求之、雖不中不遠矣。

一、不慮之過、不可為大過事。

同曰、過而不改、是謂過矣。

一、非大科而不可行死罪事。

六韜曰、殺一人、而三軍震者殺之。

一、死罪之輩者、重々加吟味、對公義、於諸人至極之上可申付事。

古語曰、聖人無常心、以百姓心為心。

一、大科之族、他言不可用事。

同曰、有功不賞、有罪不誅、雖唐虞不能以化天下。

一、隨奉公之善惡、可加賞罰事。

同曰、賞功不踰時。

又曰、善惡同則功臣倦。

一、賞者舉少善、罰者禁大惡事。

太公曰、殺貴大、賞貴小。

又曰、賞一以勸百、罰一以懲衆。

一、諸人之善惡、不可出口外事。

古語云、勿言人之短。

又云、夫人不言、言必有中。

一、不正_レ人之非、可見_レ自身之非_一事。

同曰、其身正、則不_レ令而行。

一、人之異見、諫、善惡共不_レ可_レ拒事。

同曰、木從_レ繩則正、人從_レ諫則聖。荀子

一、平生之勤行、可_レ爲_レ干要。不_レ然者望_レ急事^{臨カ}、何時可_レ取_レ糺_一事。

同曰、自_レ出_レ門如_レ見_レ敵。

一、勤番不_レ可_レ致_レ闕如_一事。

古語曰、夙興夜寐、以事_二一人_一。

一、不_レ限_二晝夜_一、不_レ可_レ令_二油斷_一事。

同曰、事起_二乎所_レ忽。

一、無_二用事_一、而與_レ他漫不_レ可_レ通_二往來_一事。

同曰、君子群而不_レ黨。

一、對_二諸人_一過言事。

同曰、忠信以得_レ之、驕泰以失_レ之。

一、對_二傍輩_一過分之響應、大勢之寄合、可_レ禁_レ之事。

同曰、傲不_レ可_レ長、欲不_レ可_レ繼。

一、就_二大小事_一、立_二徒黨_一之科、可_レ爲_二重罪_一事。

同曰、小人者比而不_レ周。

一、傍輩之内、有_二子細_一而立_二退於家中_一時分、或日比入魂之族、或緣者親類之輩、荷_二擔其者_一、而

雖_レ無_二子細_一、立_二退者有_レ之者、可_レ爲_二逆心同意_一事。

一、犬吠_レ虛、萬夫傳_レ實。

一、構_二虛言_一、企_二讒訴_一族、克_レ可_レ察_レ之事。

同曰、衆好_レ之必察_レ之、衆惡_レ之必察_レ之。

又曰、讒邪進者衆賢退、群狂盛者正士銷。

一、門戶出入以_二其掟_一改_レ之、不_レ可_レ猥_レ之事。

同曰、法禁行而不_レ可_レ犯。

一、平日雖_レ爲_二少事_一、虛妄之語、不_レ可_レ談事。

同曰、出_二辭氣_一、而斯遠_二鄙倍_一。

同曰、履_レ霜而堅冰至。

一、主人之疑、對_二其身雖_レ不_レ宜、毛頭不_レ可_レ令_二述懷_一事。

同曰、君不_レ君、不可_レ臣不_レ臣。

一、內談之義、可_レ爲_レ隱密事。

同曰、將謀欲_レ密、將謀密則姦心閑。

一、大細事共、可_レ去_レ疑心事。

同曰、疑志不可_レ以應_レ敵。

又曰、一決而不_レ猶豫。

一、諸用之義、雖_レ爲_レ少事、不可_レ令_レ延引事。

同曰、周公自_レ於吐握之勞。史記

一、雖_レ爲_レ凡卑之詞、以_レ善可_レ用_レ之事。

同曰、好察_レ遲言。

又云、詢_レ于芻蕘。孟子

一、以_レ身體之凡卑、不可_レ輕_レ其人_レ事。

同曰、君子高、則卑而益謙。易

一、以_レ己之才能、不可_レ侮_レ人之無才_レ事。

同曰、有若_レ無、實若_レ虛。論語

一、雖_レ爲_レ先例、於_レ當時、可_レ辨_レ善惡_レ事。

同曰、君子爲_レ國、觀_レ之上古、驗_レ之當世。

又曰、溫_レ古知_レ新。

一、擱_レ家老、當時之近習輩、不可_レ挾_レ權威_レ事。

同云、將_レ使_レ卑賤_レ尊疏_レ戚、可_レ不_レ慎乎。孟子

又云、人之善惡、誠由_レ近習。近習之間、尤可_レ深慎。

一、宗旨、儘可_レ相定_レ事。

古語云、非_レ其鬼_レ而祭_レ之_レ諂也。論語

一、吉凶用_レ義、可_レ依_レ其品_レ事。

諸葛云、謀_レ事在_レ人、成_レ事在_レ天。

一、怪異不思議之風聞、一切不可_レ致_レ沙汰_レ事。

古語曰、夫將者、上不_レ制_レ於天、下不_レ制_レ於地、中不_レ制_レ於人。

一、不_レ知_レ人之胸中、漫不可_レ發_レ心底_レ事。

同曰、人心難_レ測。

一、勵_レ忠功、而專好_レ世智辨聰、就_レ諸事_レ樂_レ一旦之利潤_レ事。

同曰、志不可滿、樂不可極。

一、或立我意、或專輕薄、大過不及之行有之歟、常可加省察事。

古語曰、中者不偏不倚、無過不及。

一、火難之守、禦、平日定置、當其事不可令騷動樣可申付事。

同曰、戰勝易、守勝難。

一、地形之險易、可知之事。

同曰、地形者兵之助也。計險阨遠近者、上將之道也。

一、出軍之節、從郡村可召連人夫事。

同曰、使民以時。

一、出陣之前、物頭、諸奉行、先手、近習、後軍等迄、上下共可出教令事。

古語曰、令素行以教其民、則民服。

一、出軍前、諸侍以誓紙可堅其約事。

同曰、君臣不信、國不安。

一、備立樣、幾重可有內習、方圓之格可教之事。

同曰、多算勝、少算不勝、而況無算乎。

一、小屋之掛樣、以圖式專之可營之事。

同云、凡事豫則立、不豫廢。

一、出陣之留守居、丈夫可申付、尤可撰其人事。

同曰、人無遠慮、必有近憂。

一、出陣之發足、尤可速事。

古語云、兵之情主速、乘人之不及也。

一、武具馬具等、雖令用意、不試其用、不勤其業者、不可為信實事。

同曰、未有其本亂而未治者。

一、寬仁之心、常々可致工夫事。

同云、寬則得衆。

一、敬謙之義、應其節可相動事。

同云、禮者天理之節文、人事之儀則。近思錄

一、不願其末、可察其本事。

同曰、本立而道成。

一、以一人之樂、可為諸人之苦事、可有遠慮事。

同云、樂極則哀生。

一、諸役人者不_レ及_レ申、凡卑之下々迄、隨_二其分限、可_レ專_二忠勤_一事。夙興夜寐、所_レ思忠孝者、人不_レ知、天必知_レ之。

一、察_二分限_一、知_二運命_一、而不_レ可_レ加_二過分之望_一事。

同云、死生有_レ命、富貴在_レ天。

一、就_二諸事_一、大丈夫之志不_レ可_レ失事。

富貴不_レ能_レ淫、貧賤不_レ能_レ移、威武不_レ能_レ屈、此之謂_二大丈夫_一。孟子

式目家訓者、任_二筆端之所_一及_レ而示諭焉。唯爲_レ令_レ知_二家業之本末、勸_二日用之急務_一也。若_二一言以

定_レ之、以_二修身_一爲_レ本而已。故跋。

東常綠流

遠藤備前守

右依_二東常季所望_一染_レ筆。

峇慶安辛卯林鐘中旬

配所殘筆

我等儀凡下之者、殊更無德短才、中々御歴々之御末席え出座候者に無_レ之候所、幼少之時分より、似合に人も存候而、御歴々方御取持被_レ下候。此段全我等徳義の故とは不_レ存候。天道之冥加に相叶候故に可_レ有_レ之、彌天命をおそれ候而、毎事日用を勤慎候事に候。

一、六歳より親申付候而、學被_レ爲_レ仕候へ共、不器用に候而、漸八歳之比迄に四書五經七書詩文之書大方よみ覺候。

一、九歳之時、稻葉丹後守殿御家來塚田李助、我等親近付故、我等を林道春老弟子に仕度由頼入候。李助次手候而、右之段丹後守殿へ申上候へば、幼少に而學問仕候事奇特成由被_レ仰、於_二御城_一道春え直に丹後守殿御頼被_レ下候。就_レ夫李助拙者を同道仕候而道春へ參候。道春永喜一座候而、我等に論語の序無點の唐本に而よませ被_レ申候。我等よみ候へば、山谷を取出し候而被_レ爲_レ讀候。永喜被_レ申候は、幼少に而如_レ此讀候事きどくに候、乍_レ然田舎學問之者師を仕候と相みへ、點惡敷候由被_レ申候。道春も永喜同意に被_レ申候而感悅被_レ仕、別而念比に候而、十一歳迄以前讀候書物共又點を改、無點之本に而讀直候。

- 一、十一歳之春、歳旦之詩を初而作候而道春へ見せ候へば、一字改被_レ申候而、則序文を書、幼少之述作別而感入之由書狀被_レ副_レ之、和韻被_レ仕候。
- 一、同年堀尾山城守殿御家老揖斐伊豆、我等へ被_レ懸_レ目候而、則山城守殿え被_レ召寄、書物讀候。伊豆是非共山城守殿え奉公に出候様に、二百石は可_レ被_レ下候由申候へ共、我等親同心不_レ仕候。
- 一、十四歳之比は、詩文共に達者に仕候故、傳奏飛鳥井大納言殿被_レ及_レ聞召_レ被_レ召寄、即座に詩を作候而懸_レ御目_レ候所、大納言殿和歌御詠吟候而和韻被_レ下候。烏丸大納言殿も被_レ及_レ聞召_レ候、是も即座に章句を被_レ成被_レ下候。乍_レ慮外_レ我等も即座に對を仕候。若輩の時分殊更即座の事に御座候間、唯今見申候而は笑草成儀に御座候へ共、各御感不_レ淺候。其後は御兩公御念比に被_レ成、折々奉_レ得_レ御意、詩文之贈答御座候。
- 一、十五歳の時、初而大學之講釋仕候。聽衆大勢有_レ之候。
十六歳之時、大森信濃守殿其比は佐久間久長黒田信濃守殿其比は源右衛門御所望に而、孟子を講釋仕候。蒔田甫庵老論語御所望、同年講釋。いづれも翌年迄に講終候。是又若年之時分故、定而不埒成事計可_レ有_レ之候へ共、其時分の儀、蒔田權之佐殿、富永甚四郎殿など今以能覺候。
- 一、我等幼弱より武藝軍法稽古不_レ怠候。十五之時尾畑勘兵衛殿、北條安房守殿其比は新藏へ逢申候而兵學令_レ稽古_レ隨分修行候。廿歳より内にて門弟中には我等大方上座仕候而、則北條安房守殿筆

者に而、尾畑勘兵衛殿印免之狀給_レ之候。廿一歳之時、尾畑勘兵衛殿印可被_レ仕候而、殊更門弟中一人も無_レ之候印可之副狀と申候を我等に被_レ與_レ之候。筆者は高野按察院光宥に而御座候。

於_レ文而感_レ其能勤、於_レ武而歎_レ其能修。噫有_レ文章_レ者、必有_レ武備。古人云我亦云と。末句に我等を御稱美候。此文言は勘兵衛殿直に御好候。

一、十七歳之冬、高野按察院光宥法印より神道令_レ傳受_レ候。神代之卷は不_レ及_レ申、神道之秘傳不_レ殘令_レ傳受_レ候。其後壯年之比、廣田坦齋と申候忌部氏之嫡流之者有_レ之、根本宗源之神道令_レ相傳_レ候。其節忌部神道之口決不_レ殘相傳候書付證文を越候。其中比より石出帶刀參候而、我等え斷神書承候。坦齋は頓而死去仕候に付、神書之事、帶刀事拙者を頼候而、合點不_レ參候處所々皆承候。是又今以其書付有_レ之候。

一、同年より歌學を好み、二十歳迄の内に源氏物語不_レ殘承、源語秘決迄令_レ相傳_レ候。伊勢物語、大和物語、枕草子、萬葉集、百人一首三部抄、三代集迄、廣田坦齋相傳仕候。依_レ之源氏私抄、萬葉、枕草子、三代集等之私抄注解大分撰述仕候而、詠歌の志深、一年に千首之和歌を詠候得共、存候子細有_レ之其後は弃置候。唯今以右廣田坦齋方より歌學の儀不_レ殘相傳仕候段書付御座候。尤職原抄官位之次第道春講釋不_レ殘承、其後は又坦齋に具承候而、合點不_レ參候所は、菊亭大納言殿へ申上候而、大納言殿より被_レ染_レ御筆、一々之口傳御書付被_レ下候。此段人之存候事

に候。就夫我等に職原を傳受仕候者數多候。

一、若年之時分、湫兵右衛門殿、小栗仁右衛門殿御取持候而、紀伊大納言様へ七十人扶持被下被召出、御小性近習に可被召遣之由御約束候而、頓而御目見之用意仕候。内證は岡野權左衛門殿萬事御取持候。其節阿部豊後守殿被聞召及、尾畑勘兵衛殿、北條安房守殿被成御頼、我等を御抱被成度之由被仰候へ共、右之御先約故御斷申上候。然所大納言様御事、豊後守殿御抱有之度由被成御聞、布施五右衛門爲御使者、兵右衛門殿、仁右衛門殿迄被仰出候は、豊後守殿御抱有之度由御申候者、大納言様へ御引取被成候段、御遠慮に被思召候。たとへ御家來に而有之候共、豊後守殿など御所望有之者は可被遣之候。豊後守殿御用之事者、御公儀御用同意に候間、豊後守殿へ被召抱候様に可仕候、其段勘兵衛殿、安房守殿へも右佐五右衛門被遣之被仰進之由に候。佐五右衛門もはや可被召抱候段、御兩所え御約束被成候而御座候に、唯今此段如何可有御座と申上候へば、兵右衛門殿、仁右衛門殿御事、御心易儀に候間不苦候儀之由被仰出候由に候。拙者奉存候は、大納言様右之通御遠慮被遊候上は、豊後守殿にも御抱被成間敷候。其上御老中家へは遠慮仕候子細御座候間、從此方雙方へ御斷申上度候段、岡野權左衛門殿へ御相談仕候而、其分に罷成候。右湫兵右衛門殿は、謙信流之軍法者、御歴々方に弟子衆大勢候へ共、我等弟子に御成候而、兵學御勤御念比に候。仁右

衛門殿は、我等へ鞠身のやわら御相傳候而、奥儀迄承候故、別而得御意候。岡野權左衛門殿は、我等若年之時分より書物御聞、殊に兵法之弟子に被成候而、御一類中不殘我等に兵學御聞候故、御心易得御意候。

一、右之翌年加賀松平筑前守殿、拙者義被聞召及、可被召抱由、町野長門殿御取持候。拙者親申候は、知行千石不被下候而は、罷出候事無用に可仕候由申候て留申候。筑前守殿にも七百石迄は可被下候由御沙汰候様に、長門殿御申候由承候。

一、正保四年丁亥秋、大猷院様北條安房守殿へ城取之作法木圖被仰付候時分、拙者おこり相頼候而罷有候所、安房守殿私宅へ御出候而、右之木圖御相談候而、陰陽之兩圖出來候。右木圖之書付并目錄迄、拙者と相談書付候、其書付不殘拙者所に御座候。其節久世大和守殿御事、安房守殿へ御出候而掛御目候、御覺可被成候。

一、拙者廿五歳之時、松平越中守殿拙者を御よび被成、學問兵學之御詮議御議論御座候。拙者申上候通御得心被致、別而御大慶被成、則被爲遂誓狀候而、拙者に兵學御相傳被成候。右御誓狀之翌日、三輪權右衛門先達而被遣之御太刀大馬代時服被下之。追付越中守殿爲御禮私宅へ御來臨被成被下候。其以後は毎度御懇意詩文など折々御贈答被成候。拙者文章を書候を表具被仰付候而、拙者御招請之時分は御座敷に被爲懸之候。誠冥加至極却而迷惑

仕候段、度々御斷申上候。其段淺野因幡守殿能被存、常々被仰出候。越中守殿御事、其比六十に被爲成候。御門葉と申、御譜代之御大名には珍敷御學問者、諸事豪傑之御方、兵法者尾畑勘兵衛殿印可之御弟子、東海道一番之御大名、人皆崇敬仕候に、拙者信仰不大方候間、御音問之事迄事らしく書付置候。其段は今以家中之衆相殘候者可存候。

一、同年丹羽左京大夫殿兼而我等に兵法御聞候序に、莊子之講釋御所望候而、折々講釋候。荒尾平八郎殿、揖斐與右衛門殿など御聞候。其時分は我等專老子莊子之學をこのみ候而講讀申候。然に武田道安事、明壽院に老莊相傳候。近代世上に莊子之講談は無之候。拙者讀候事無心元候間、一座聞中度由を淺野因州公へ頼被申候旨、因州公拙者へ御斷被成候而、道安事丹羽左京殿亭に而一座仕候而、拙者莊子聞被申候。道安殊外拙者を褒美不大方候、其段後迄因州公御咄候。道安は醫師、殊更學問も廣才に無之候得共、明壽院以來不承候由、別而褒美被仕候故、書付置候事に候。

一、大猷院様御前え祖心昵近被仕候時分、祖心被申候は、其方儀御序御座候而具達上聞候、折々其方事上意有之間、必家中へ奉公に罷出候事無用に可仕候、何とぞ仕御家人に成候様に取持可被申候由被申候。松平越中守殿御念比候故、右之次第具に御内意申上候得ば、一段之事に候、表向は越中守殿御取持可被下候、其方事松平和泉守殿兼而能御存被成候間、當公方様

え被召出候様に仕候は、早速首尾可仕候、祖心へも其段御相談可被成候、先酒井日向守殿へ被仰置候半間、掛御目置候へと被仰候。御家老三輪權右衛門被指添、日向守殿へ拙者を被遣之懸御目候。其後越中守殿被仰候は、酒井空印公へ拙者事に御物語被成被置候間、左様に心得候様に被仰候。其節空印公御事上意に而祖心下屋敷へ振舞被申候時分、拙者義被召出、御念比之上、越中守殿拙者噫具に被仰候由御挨拶被成候。久世和州公上意に而祖心御振舞被成、道春被召寄、老子經之講釋御座候時分、和州公被仰下、拙者も右之末座え被召出候。祖心後に被申候は、此段皆上意に候間、難有可奉存候由被申聞候。卯年二月御近習番頭駒井右京殿御事、阿倍伊勢守殿其比は式部と申而御小性被仕候。を御頼被成、拙者弟子に御成、兵學御聞被成度由被仰候間、幸御近習に北條安房守殿居被申候間、是へ御相傳可然由、達而御斷申上候へ共、思召入有之由被仰候間、任御意候而參候所、急度被成候、御馳走に而、兵書御聞、早々御登城候。御兩所之御咄は拙者不承候。脇に而承候へば、右京殿被召寄候儀は上意に而御座候つる由承候。此段具に祖心へ物語仕候へば、大方上意に而可有之候間、彌以諸事慎、家中などへ奉公には不入儀に可存候由御申候。其夏薨御被爲成候。松平越中守殿、其年極月御逝去候。

一、翌辰年淺野内匠頭拙者え直に約束被仕候而、色々念比之上、知行千石被宛行候。拙者儀

相應之奉公被_二申付_一候様に達而願申候へ共、いかゞ被_レ存候哉、番卒使者一度も不_レ申付候、定而拙者不調法故に而可_レ有_レ之候。稽古日を定置、我等罷出候時分は馳走被_レ仕候而、浪人分に被_レ仕候。已年播州赤穂へ罷上候時分、於_二大阪_一曾我丹波守殿拙者兵學之弟子に而御座候故、別而御念比に被_レ成、御馳走被_レ遊、二三日滯留仕候。其時分板倉内膳殿御加番故、丹波殿へ被_二仰合_一候而、九月廿一日丹波守殿に而内膳殿へ終日得_二御意_一候。翌年五月罷下候時分、内匠頭急度振舞被_レ申候而、道具給_レ之候。内匠頭所に九年有_レ之、存寄候子細御座候而書付を上げ、大嶋雲八殿奉_レ頼知行斷申候而上候。其時分も加増迄可_レ被_二申付_一候由御留候得共、加増利祿之望に而知行斷申候に而無_二御座_一候由、達而斷申候而知行返納候。大嶋雲八殿具に御存被_レ成候。

一、知行斷申候而、以後間御座候而、淺野因州公、本多備前殿など私宅へ御出被_レ成候時分、因州公被_レ仰候は、其方儀以來は一萬石に而無_レ之候は、何方へも奉公仕間敷候由兼而申候一段、尤に被_二思召_一候。古來戰國には陪臣に高知行取申候者數多候。木村常陸介五萬石之時、木村惣左衛門五千石、長谷川藤五郎八萬石之時、嶋彌左衛門八千石取候。丹羽五郎左衛門十二萬に而、江口三郎右衛門、坂井與右衛門一萬石宛取候。加様之事不_レ珍候。結城中納言殿越前拜領之時分被_レ仰候は、御國を拜領被_レ成候而、以前に替、別而御満足成事は無_レ之候。難_レ有_二被_二思召_一候事

二ヶ條有_レ之、其第一は年來分限廣候は、被_二召置_一度被_二思召_一候。久世但馬今度二萬石被_レ下被_二召出_一候。此段大名に被_二仰付_一候故、願相叶申候由被_レ仰候段、石谷土入物語候。扱近代我等存候而も、寺澤志摩守殿へ天野源右衛門を八千石に而被_レ抱_レ之候、御一所松平越中守殿へ吉村又右衛門を一萬石に而被_レ抱_レ之候、此者共名高場所一兩度有_レ之者候。渡邊睡庵事、藤堂泉州公に浪人五萬石に而無_レ之候は、主取仕間敷候由申候、其身覺書にも其段記_二置_一之候。此者は又右兩人より度々武功場數も有_レ之、殊に一騎前之役儀より大勢之指引を心懸候者に候。此兩三輩皆我等存候。然に其方事戰國に生れ候は、武功之段は右之者共におとり申間敷候、此段は力わざに不_レ成事に候。第一博學多才、唯今弘文院をさし置、世上に有_レ之間敷候。又聖學之筋目發明仕候事、異朝にさへ無_レ之候間、古今其方一人に候。我等事十二歳より兵學を稽古候而、畠山殿弟子に御成、其流をさわめ、上泉流を習、上泉治部左衛門に相傳をさわめ候、其後尾畑勘兵衛殿弟子に御成、印可迄御取候。北條安房守殿は尙以心易、晝夜被_二仰談_一候、然に其方影故、兵學之筋目初而能得心、難_レ有_二仕合_一被_二思召_一候故、其方へ別に誓紙遣置候。然ば兵法之儀無雙之様に被_レ存候。如_レ此上は五萬石望候共、似合不_レ申候様には我等は不_レ存候。其上一萬石に而奉公不_レ仕候而は、主用に立不_レ申候段申候、寔に當時相應成望尤之至に候。我等儀分限無_レ之候故、別而殘念に被_二思召_一候。其上一類内一人に而も二人に而も被_二召出_一候事御願被_レ成候

間、左様に同心可仕候由被仰候。私申上候は、忝御意奉存候と計申上候而指置候得共、本多備前殿へ度々被仰候間、達而一人遣候様に御取持之間、岡八郎右衛門十六歳之時因州公へ被召出、過分に知行被下、近習に今以被召遣候而、御念比之義共に候。其節磯部彦右衛門を御使に被下、八郎右衛門被召出、御満足被遊候由、却而御禮被仰下候。此段因州公は不及申候、松浦肥州公、本多備前守殿各御覺相成候。

一、松浦肥州公御事は、以前より御家中へ第三郎右衛門被召置候而、段々御取立被下、御厚志不淺、毎度御大恩を請申候。拙者心底被爲成御存候御事は、因州公より尙以厚被成御座候。松浦公、淺野公、本多備前守殿など御一座之時分、御分限被成御座候て、拙者に一萬石二萬石被下候事、何より安儀に候由被仰出候故、拙者申上候は、御兩公様右之通被爲思召候得ば、拙者儀寔に冥加に相叶候と奉存候。拙者御存不被成候御方々は、定而無途方たわけ者に候、各様御崇敬被爲成候を誠と存、如此高ぶりたる事を申候と可有之候。然所因州公御事は、御老年と申、御學問之義唯今之御大名には無之候。其上紀伊守殿、但馬守殿御家に諸家之名高者大勢被召抱候而、高知之者共罷有候、此者共之咄被爲聞之候、殊更兵學之義兼而被仰聞候通に候間、拙者鉢御噂批判可仕候様無之候。松浦公御事は因州公より少々御年下に被成御座候、御自分之御文學は無御座候へ共、晝夜書物等被開召、

文武之諸藝、儒佛之御勤御怠不被成、其上當代之古老衆毎度被成招請、御當家上方衆近代之物語大方御存被成候。近年御家中へ諸歴々高知に而被指置、尤能者共御使立被成候。依之中根宗閑、石谷土入常々被申候は、御家中之作法、人之御遣立被成様、若年には珍敷武將に而可有之由度々被申候を、石谷市郎右衛門殿並拙者鉢承候事に候。然ば此御兩公様御事は御自身之勤よりはじめ、御家中御領内迄之作法御仕置無殘所候様に乍恐奉存候。然に一兩度は時之御挨拶共奉存候、度々被仰聞候事に御座候得ば、拙者存念は立候而安堵仕候。拙者事御存被成候御方々様は、御分限不被成御座候。御存不被成候御方は、無途方者に可有被思召候間、拙者儀は當分永浪人と覺悟仕候故、諸事ひつそく仕罷有候所存に御座候由、其節申上候。

一、山口出雲守殿御出候而被仰候は、津輕十郎左衛門殿御申候は、津輕越中守殿御知行高は少く御座候得共、土地廣新田多候間、知行之事は其方望に御任可有之候。越中守殿初而御入部之間、拙者に付申候而參候様に御願候と被仰聞候。拙者申候は、先以忝奉存候、乍去越州公別而被懸御目候へ共、いまに御若年に被成御座候、尤十郎左衛門殿、出雲守殿被仰候御事に御座候へ共、家中之衆又は他所衆承候而、御若年之御方様へいか様に申なし候而如斯儀御座候などと、以來御沙汰御座候へば、迷惑仕候間、御免被成被下候様に御斷申上候。

其以後津輕十郎左衛門殿死去之時分、遺書にも拙者得御意候様に御申置候故、其段御志忝奉存、越中公へ彌御懇意忝奉存候而得御意候。

一、村上宗古老我等別而申談候事、各存知之通に候。拙者方へ御出之時分被仰候は、我等事わかき時分より物之師を取、誓詞仕候事無之、殊更武藝などは人にさして習候者に無之候。世上に軍法者多候得共、師を仕候者我等所へ参り候而軍法咄仕候へ共、我等尤と存候者無之候。此段は渡邊睡庵と晝夜咄候而、古來より之軍法弓矢咄、毎度聞候故と存候。然に近年其方に逢候而、軍法兵學之咄評判詮議を仕候に、毎度驚耳候。睡庵事は渡奉公人に近代稀成武士と存候。然共軍學兵法之議論被仕候は、其方前に而睡庵口の明可申候様には不被存候。就其當年五十三歳老學恥入候得共、今日初而誓詞仕、其方兵學之弟子に成申度之由御申候故、私申候は、私事左様に被思召被下候事、別而忝奉存候。古戰物語武功共度々御咄承候而、拙者儀不淺忝候。何事に而も御相傳など有之儀は不存寄之由申候へ共、達而御望候故、任其意宗古老御誓詞候。其時分林九郎右衛門事彌三郎と申候而、宗古念比に而居被申候故、能可被存候。

一、寛文六年午十月三日未上刻、北條安房守殿より手紙被指越候。

切紙白筆

可相尋御用之事候間、早々私宅迄可被參候。以上

十月三日

北條安房守

山鹿甚五左衛門殿

手紙

御手紙被成下、謹而奉拜見候。御尋可被成御用之義御座候間、早々貴宅迄參上可仕候旨、畏奉存候。追付參上仕候。以上

十月三日

山鹿甚五左衛門判

房州様

如斯相認候而遣候。夕料理不被下候故、食事心能認候而行水仕、定而唯事に而有之間敷と存、乍立遺書相認殘置候。尤若死罪に被仰付候は、公儀へ一通指上可相果、是又相認令懐中候。此外五六ヶ所へ小翰相調、與態老母方へ不申遣、宗三寺へ參詣仕、下人成程省き、若黨兩人召連、馬上に而房州へ參候。四日には津輕公へ可被召寄、兼約御座候つるを、津輕公門前に而存出し、明日參上仕間敷候由使をよせ、北條殿へ參候。門前に人馬多相み候、唯今何方へ被打立候様子に御座候。此躰拙者若不參候は、則拙宅へ押寄御ふみつふし可

有之様子と見へ申候。私事は刀を下人に渡、座敷へ上り申候而、笑ながら申候は、如何様之事御座候哉、御門前事之外人多候由申候而、奥へ通候。暫候而北條殿被_レ出候而逢申候。北條殿被_レ申候は、不_レ入書物作候故、淺野内匠頭所へ御預被_レ成候、是より直に彼地へ可_レ參候間、何に而も宿へ用所候は、可_レ申遣候と、別而念比に被_レ申候。福嶋傳兵衛硯を持候而拙者傍へ參、申遣度事は傳兵衛可_レ申次候由申候間、私北條殿へ向申候は、忝奉_レ存候、乍_レ然常々家を出候より跡に心殘候事は無_レ之様に勤罷有候間、書付越可_レ申事無_レ御座候由申候。其内に嶋田藤十郎殿御出候而、北條殿も座敷へ御列座候而、私被_レ召出候間、脇指を置罷出候へば、北條殿嶋田殿互御式題候而、北條殿被_レ仰渡候は、其方事不届成書物仕候間、淺野内匠頭所へ御預被_レ成候由、御老中被_レ仰渡候由に候。私申上候は、先以御意之趣畏奉_レ存候、乍_レ然對_レ御公儀様不届成儀は、右之書物之内何之所に而御座候哉、承度儀奉_レ存候と申上候得共、房州御事嶋田殿へ御むかひ候而、甚五左衛門申わけも可_レ有_レ之候得共、如_レ斯被_レ仰付候上は、不_レ及_レ申分候御事と御申候。私申上候は、御意之上は兎角と可_レ申上様無_レ之候由申候而罷立候。御歩行目付衆兩人居被_レ申候而、内匠頭者御よび被_レ仰渡候に、御歩行目付衆さわがしく被_レ申候故、我等笑申候而一禮仕罷立候。此時之作法殘所無_レ之由、右内匠頭者其晩申聞候。内匠頭所へ參候而は不通に人にも逢不_レ申候。淺野因州公より磯部彦右衛門御越候。不_レ苦候由家老共申候へ

共、逢不_レ申候。右之時分隨分不仕合成儀迷惑至極仕候へ共、心底是に而動申候事は聊無_レ之候、小事に而も一ヶ條も申置候事、申遣候事失念不_レ仕候。九日之未明に江戸を罷立候。自_レ御公儀被_レ仰聞候は、此者大勢弟子門人有_レ之、徒黨之輩可_レ有_レ之候間、道中は不_レ及_レ申候、江戸罷立候時分、芝品川等に而奪取候事など可_レ有_レ之候間、油斷不_レ仕候様に被_レ仰渡候由に而、付候而參候者共も氣遣仕候故、朝より晝休、晝より泊迄は、大小用をも不_レ辨候様に心得候而、同廿四日之晩赤穂へ着仕候。我等匹夫之者に候所、一人之再拜(采擧)に而大勢をも從申候様に諸人存候事は、不仕合成内に少は武士之覺悟所有_レ之にも可_レ罷成候哉。此段皆虛說風聞に次第に罷成候而、於_レ赤穂は心易罷成候。

一、我等配所え被_レ仰付候時分、北條殿より呼に參り候節は、死罪可_レ被_レ仰付候哉、配所へ可_レ參候哉、不_レ分明候間、若死罪に候は、一通之書付を指出可_レ申と存、令_レ懷中候、其案文今以殘候。此節は人間之一大事相究、五十年之事夢の覺候様に有_レ之時分に候へ共、聊心底に取みだし候事無_レ之候。尤迷惑は仕候。此段は我等日比學問工夫之つとめ故と全存候。人間之上には如_レ此事有_レ之物に候間、覺悟所如_レ此しるし置候。

蒙當_ニ二千歲之今_一、大明_ニ周公孔子之道_一、猶欲_レ糺_ニ吾誤於天下_一、開_ニ板聖教要錄_一之處、當時俗學腐儒、不_レ修_レ身不_レ勤_ニ忠孝_一、况天下國家之用、聊_レ不知_レ之。故於_ニ吾書_一無_ニ一句之可_レ論_一、

無^レ一^レ言^レ之^レ可^レ糺^レ、或^レ借^レ權^レ而^レ貪^レ利、或^レ構^レ譏^レ而^レ追^レ蹤、世^レ皆^レ不^レ知^レ之、專^レ任^レ人^レ口^レ而^レ傳^レ虛、不^レ正^レ實^レ否、不^レ詳^レ其^レ書、不^レ究^レ其^レ理、強^レ嘲^レ書^レ罪^レ我。於^レ茲^レ我^レ始^レ安^レ我^レ言^レ之^レ大^レ道^レ無^レ疑^レ、天^レ下^レ無^レ辨^レ之^レ。夫^レ罪^レ我^レ者^レ罪^レ周^レ公^レ孔^レ子^レ之^レ道^レ也、我^レ可^レ罪^レ而^レ道^レ不^レ可^レ罪、罪^レ聖^レ人^レ之^レ道^レ者、時^レ政^レ之^レ誤^レ也、古^レ今^レ天^レ下^レ之^レ公^レ論^レ不^レ可^レ遁^レ。凡^レ知^レ道^レ之^レ輩、必^レ逢^レ天^レ災^レ、其^レ先^レ蹤^レ尤^レ多^レ、乾^レ坤^レ倒^レ覆^レ、日^レ月^レ失^レ光^レ。唯^レ怨^レ生^レ今^レ世^レ、而^レ殘^レ時^レ世^レ之^レ誤^レ於^レ末^レ代^レ、是^レ臣^レ之^レ罪^レ也。誠^レ惶^レ頓^レ首

十月三日

山鹿甚五左衛門

北條安房守殿

是は令^レ懷^レ中^レ候迄に候。若^レ死^レ罪^レに而^レ候はゞと存^レ候へ共、別^レ條^レ無^レ之^レ候故、出^レ不^レ申^レ候。此^レ文^レ言^レ立ながら認^レ候而^レ點^レを付、令^レ懷^レ中^レ候。其^レ以^レ後^レ今^レ日^レ取^レ出^レ候而^レ見^レ申^レ候、急^レ成^レ事^レ故^レ不^レ宜^レ書^レ樣^レに存^レ候。乍^レ恐^レ日^レ本^レ大^レ小^レ神^レ祇、一^レ字^レも改^レ候^レ事^レ無^レ之^レ候、寔^レに我^レ等^レ辭^レ世^レ之^レ一^レ句^レに候。

一、我^レ等^レ儀^レ以^レ前^レ知^レ行^レ斷^レ申^レ候而、内^レ匠^レ頭^レ殿^レ家^レを^レ出^レ候に、今^レ度^レ内^レ匠^レ殿^レへ^レ御^レ預^レ被^レ成^レ候。然^レに配^レ所^レに罷^レ有^レ候内、別^レ而^レ念^レ比^レに^レ被^レ仕^レ、常^レ々^レ被^レ申^レ候は、御^レ預^レに而^レ無^レ之^レ候はゞ、其^レ方^レ再^レ此^レ地^レへ^レ可^レ參^レ候哉、隨^レ分^レ内^レ々^レに而^レ馳^レ走^レ可^レ仕^レ候由^レ被^レ申^レ候。就^レ其^レ衣^レ服^レ食^レ物^レ家^レ宅^レ迄^レ段^レ々^レ念^レ比^レ不^レ淺^レ候。大^レ石^レ頼^レ母^レ助^レ事、朝^レ夕^レ之^レ野^レ菜^レ今^レ日^レ迄^レ毎^レ日^レ兩^レ度^レ宛^レ送^レ候、頼^レ母^レ助^レ在^レ江^レ戶^レ之^レ内^レも右^レ之^レ通^レ候。斷^レ申^レ候へ共、頼^レ母^レ助^レ申^レ候は、此^レ段^レ全^レ自^レ分^レ之^レ心^レ入^レに而^レ無^レ之^レ候、内^レ匠^レ殿^レ念^レ比^レ之^レ拙^レ者^レ事^レ故、如^レ斯^レ仕^レ候由^レ申^レ候。尤^レ配^レ所^レに罷^レ有

候内は、御^レ預^レ之^レ者^レに候間、隨^レ分^レ慮^レ外^レ不^レ仕^レ候樣^レに、家^レ中^レ之^レ者^レ迄^レ被^レ申^レ付^レ候而、拙^レ者^レ所^レへ^レ内^レ匠^レ殿^レ御^レ出^レ候而も、以^レ前^レよ^レり却^レ而^レ懇^レ懇^レに御^レ座^レ候而^レ迷^レ惑^レ仕^レ候。

一、我^レ等^レ奉^レ得^レ御^レ意^レ候而、兵^レ學^レ學^レ問^レ御^レ聞^レ被^レ成^レ、我^レ等^レ弟^レ子^レに御^レ成^レ被^レ成^レ候御^レ方^レ々^レは、松^レ平^レ越^レ中^レ守^レ殿^レを初^レめ、右^レ如^レ申^レ候、別^レ而^レ御^レ崇^レ敬^レ被^レ成^レ候。其^レ外^レ板^レ倉^レ内^レ膳^レ殿^レな^レど御^レ老^レ中^レに^レ被^レ爲^レ成^レ候而も、拙^レ者^レ名^レに樣^レ之^レ字^レ御^レ付^レ被^レ成^レ候故、度^レ々^レ御^レ斷^レ申^レ上^レ候得^レ共、不^レ被^レ聞^レ召^レ分^レ候。淺^レ野^レ内^レ匠^レ頭^レは主^レ人^レに而^レ候得^レ共、上^レ々^レ樣^レへ^レ口^レ切^レ之^レ茶^レ獻^レ上^レ候後、必^レ拙^レ者^レにも口^レ切^レ之^レ茶^レ肴^レ被^レ與^レ之^レ候而令^レ頂^レ戴^レ候。采^レ女^レ殿^レ尙^レ以^レ其^レ通^レに候、其^レ外^レ之^レ御^レ衆^レ、大^レ方^レ上^レ々^レ樣^レへ^レ御^レ茶^レ被^レ進^レ之^レ候已^レ後は、口^レ切^レ之^レ御^レ茶^レ被^レ下^レ令^レ頂^レ戴^レ候。尤^レ以^レ前^レ御^レ出^レ入^レ仕^レ候御^レ大^レ名^レ衆^レ迄、私^レ參^レ候へば御^レ送^レ迎^レ被^レ遊^レ候而、御^レ門^レ迄^レ明^レ候樣^レに^レ被^レ仰^レ付^レ候。御^レ懇^レ懇^レには迷^レ惑^レ仕^レ候段、每^レ度^レ御^レ斷^レ申^レ上^レ候得^レ共、左^レ樣^レに而^レ無^レ之^レ候、私^レへ^レ御^レ禮^レとは不^レ被^レ思^レ召^レ候、兵^レ法^レ之^レ禮^レ義^レ師^レ弟^レ之^レ道^レに而^レ候由^レ被^レ仰^レ候。然^レ共冥^レ加^レおそろしく存^レ候而、度^レ々^レ御^レ斷^レ申^レ上^レ候は、凡^レ下^レ之^レ拙^レ者^レ無^レ德^レ之^レ者^レに而、任^レ御^レ意^レ御^レ指^レ南^レ申^レ上^レ候と^レも、左^レ樣^レに^レ被^レ遊^レ候程^レ之^レ御^レ傳^レ受^レも不^レ罷^レ成^レ迷^レ惑^レ仕^レ候由、度^レ々^レ御^レ辭^レ退^レ申^レ候も、侍^レ從^レ四^レ品^レ諸^レ大^レ夫^レ之^レ御^レ方^レ々^レ樣^レ如^レ斯^レ候次第、天^レ命^レおそ^レれ多^レ候故、せめて自^レ分^レに奢^レ無^レ之^レ、日^レ夜^レ之^レ勤^レ聊^レ無^レ怠^レ慢^レ候段、此^レ上^レ之^レ我^レ等^レ慎^レと令^レ覺^レ悟^レ候故、此^レ段^レ常^レ々^レ子^レ孫^レ共^レ迄^レ令^レ教^レ戒^レ候。今^レ年^レ配^レ所^レに十^レ年^レ有^レ之^レ候。唯^レ今^レは一^レ入^レ天^レ道^レの^レとが^レめを存^レ候而、病^レ中^レ之^レ外^レ雖^レ一^レ日^レ朝^レ寢^レ不^レ仕^レ、不^レ作^レ法^レ成^レ體^レを不^レ致^レ候。此^レ段^レ朝^レ夕^レ之^レ儀、下^レ々^レ迄^レ存^レ候儀^レに候、就^レ中^レ磯^レ谷^レ平^レ助^レ能^レ存^レ候。自^レ

以前如レ此心がけ候故、益も無レ之候へ共、我等述作之書物千卷計有レ之候。目錄別我等人にすぐれ愚に候而、言行不レ正候。子孫共は愚成我等に十倍勤不レ申候は、人間之正義に不レ可レ叶と被レ存候。

乍レ序我等存寄之學之筋、少々記ニ置之候。

一、我等事以前より異朝之書物をこのみ、日夜勤候故、近年新渡之書物は不レ存候。十ヶ年以前迄異朝より渡候書物、大方不レ殘令レ一ニ覽之候。依レ之不レ覺異朝之事を諸事よろしく存、本朝は小國故異朝には何事も不レ及、聖人も異朝にこそ出來候得と存候。此段は我等計に不レ限、古今之學者皆左様に存候而、異朝を慕まなび候。近比初而此存入誤なりと存候。信耳而不レ信目、棄レ近而取レ遠候事不レ及ニ是非、寔學者之痛病(レ)候。詳に中朝事實に記レ之候得共、大概をこゝにしるし置候。

本朝は 天照太神之御苗裔として、神代より今日迄、其正統一代も違不レ給、藤原氏輔佐之臣迄世々不レ絶して、攝祿之臣相續候事、亂臣賊子之不義不道成事無レ之故也、是仁義之正徳甚厚成が故にあらずや。次に神代より人皇十七代迄は、悉聖徳之人君相續あり、賢聖之才臣輔佐し奉り、天地之道を立、朝廷之政事國郡之制を定、四民之作法、日用衣食家宅、冠昏喪祭之禮に到迄各其中庸をえて、民やすく國平に、萬代之規模立て、上下之道明成は、是聰明聖知之天徳

に達せるにあらずや。況や勇武之道を以ていはゞ、三韓をたいらげて本朝へみつぎ物をあげしめ、高麗をせめて其王城をおとし入、日本之府を異朝にまふけて武威を四海にかゞやかす事、上代より近代迄しかり。本朝之武勇は異國迄是をおそれ候へ共、終に外國より本朝を攻取候事はさて置、一ヶ所も彼地へうばわるゝ事なし。されば武具馬具劔戟之制、兵法軍法戰略之品々、彼國之非レ所レ及、是勇武之四海に優れるにあらずや。然ば知仁勇之三は聖人之三徳也、此三徳一つもかけては聖人之道にあらず。今此三徳を以て、本朝と異朝とを一々其しるしを立て校量せしむるに、本朝はるかにまされり、誠にまさしく中國といふべき所分明なり。是更に私に云にあらず、天下之公論なり。上古に聖徳太子ひとり異朝を不レ貴、本朝之爲ニ本朝一事をしれり。然共舊記は入鹿が亂に燒失せるにや、惜哉其全書世にあらわれず。

一、學問之筋古今共に其品多し。是に依て儒佛神道共に各其一理有レ之事に候。我等事幼少より壯年迄、專程子朱子之學筋を勤。依レ之其比我等述作之書は皆程朱之學筋迄に候。中比老子莊子を好み、玄々虚無之沙汰を本と存候。此時分は別而佛法を貴び候而、諸五山之名知識に逢、參學悟道を樂、隱元禪師え迄令ニ相看候。然共我等不器用故に候哉、程朱之學を仕候而は持敬靜座之工夫に陷候而、人品沈黙に罷成候様に覺候。朱子學よりは老莊禪之作略は活達自由に候而、性心之作用、天地一枚之妙用、高く明成様に被レ存候而、何事も本心自性之用所を以て仕候故滯

所無之、乾坤打破仕候而も、萬代不變之一理は惶々洒落たる所無疑存候。然共今日日用事物之上においては更に合點不參候故、是は我等不器用故に可有之候。今少合點仕候は、可參と存、彌此道を勤候。或は又日用事物之上の事は甚輕儀、如何様に仕候而も不苦儀共存候へ共、五倫之道に身を置、日用事物之間に應接仕候へば、左様には不罷成候而つかる申候。然ば樹下石上之住居、閑居獨身に成、世上之功名をすて候は、無欲清淨成事絶言語、妙用自由成所可有之様に覺候に、天下國家四民事物の上にわたりては、大成事は不及言、之、細事に而も世上之無學成者程にも合點不參候而、或は仁を體認するときは、一日之間に天下之事相濟候と存じ、或は慈悲を本に仕候へば、過去遠々之功德に成候とまで申候而、實は世間と學問とは別の事に成候。他人は不存、我等は如斯存候故、是に而は學問之至極と不被存候故、儒者佛者に右之義尋之、亦大徳有之人と申候に右之品尋候而、其人之作略を見聞申候にも、世間とは不都合、皆事物別に成候。神道は本朝之道に候へ共、舊記不分明、事之端計しれ候而不全候。是は定而天下國家之要法も可有之候へ共、入鹿亂後舊記斷絶と相見へ申候。依之我等事學問に不審出來、彌博く書々を見、古之學者衆申置候儀共考候へ共、我等不審之條々埒明不申候間、定而我等料簡相違可有之と存候而、數年此不審不分明候所、寛文之初我等存候は、漢唐宋明之學者之書を見候故合點不參候哉、直に周公孔子之書を見申候而、是を手本に仕候而、

學問之筋を正し可申存、それより不通に後世之書物をば不用、聖人の書迄を晝夜勤候而、初而聖學之道筋分明に得心仕候而、聖學にのりを定候。たとへば紙を直にたつに、いか程細工能候而も、定規無之手にまかせ候而立候へば、不殘ろくには不成候。又其身はろくに立候而も、人々に左様にたせ候事は不成候所に、定規をあて、裁候へば、大方幼若之者迄、先其筋目のごとくには裁之候。其間に尤上手下手は有之候得共、其筋目は一通に參候。然ば聖人の道筋と云を能得心仕候而は、右之定規を知候故、何事にても其人之學問程には其道を合點可仕候。此故に聖學之筋には、文字も學問も不入、今日承候而、今日之用事得心參候、工夫も持敬も靜座も不入申事に候。さればたとへ言行正敷身を修、千言萬句をそらんじ申候者に而も、是は雜學に而、聖學之筋に而無之候と分明にしれ候。又一言半句申候而も、聖學之筋目を知候人と知れ候。是定規を以て正敷勤候故に候。唯今終に見不聞候事物之上に而も、右之學筋より尋候得ば、十ヶ條に五七ヶ條はしれ申候。俗學雜學之輩は、十ヶ條之内に三ヶ條共合點參問敷候。其段は我等慥に覺候。依之而世上之無學成者に博學成者おとり候而、人に笑われ候事出來候様に覺候。然ばいかたなくして鐵砲の玉をけづり、定規なくして紙をすぐれたんと仕候故、勞而無功、常に苦候而、益更に無之、學をいたし候へば彌おろかに成候様に我等は覺候。

一、學問之筋、或は徳を貴び仁をねり、工夫靜座を專と仕候も有之、或は身を修人をたらし、世

を治平せしめ功成名遂あり、或は書物をこのみ著述詩文を專といたすあり、此品上中下よりわかれて、様々之心得に成行事に候。然に我等存候は、徳を以て人物を感ぜしめ、物いわすして天下自正、垂衣裳而四海平に、修文徳而敵自感服せしめ候は、黃帝堯舜之時代之儀、末代之學びがたき所也、是をかた計似せ候而も、其しるし無之儀也。依之如此心得候學者は、其志所高尚にして、終に世を背、山林に入、鳥獸を友と仕候事に候。又書物をこのみ詩文著述を事といたすは、學之慰に而日用之事にあらず。但文章も學之餘分なれば、是を嫌にはあらず、餘力の暇には詩歌文章も不可棄之也。

一、我等存候聖學之筋目は、身を修人を正し、世を治平せしめ功成名遂候様に候。其故は我等今日武士の門に出生せる身に候て、五倫之交際有之、然ば自分之心得作法、外に五倫之交、共に武士の上に而の勤有之、其上武門に付て之わざ大小品多し。少事に而云ときは、衣類食物屋作用具之用法迄、武士の作法ある事也。殊更武藝之稽古、武具馬具之制法用法あり、大にては天下之治平、禮樂之品、國郡之制、山林海河、田畠、寺社、四民公事訴訟之仕置政道、兵法軍法、陣法營法、城築戦法有之、是皆武將武士日用之業也。然ば武門之學問は、自分計修得いたしても、此品々にあたりてしるしなく功立不申候而は、聖學之筋にて無之候。此故に右之品々に付て工夫思案も有之、舊記故實をも勤る事あり。然ば外(に)工夫黙識靜座等いたす事、其暇不可有

之也。左候とて無究品々之わざを一々習知つくすと云にはあらず。前に云ごとく、聖學の定めいかたを能知、規矩準繩に入ときは、見事能通じ聞事明に成て、いか様のわざ來れりと云共、其品々勘様明白にするゝが故に、事物に逢候而屈する事無之候、是大丈夫之意地たり、寔に心ひろく躰ゆるやか成共可言也。此學相積時は、智恵日々新にして、徳自高、仁自厚、勇自立て、終には功もなく名もなく、無爲玄妙之地に可到。されば功名より入て功名もなく、唯人たるの道を盡すのみなり。孝經云、立身行道、揚名於後世者、孝之終也。

右之品々、自讃之様にきこへ候得共、各へ非可令遠慮候間書付候。所々に我等覺悟所有之候間、能々心を付候而讀可被申候。今年は配所へ參、十年に成候。凡物必十年に變する物也、然ば今年我等於配所朽果候時節到來と令覺悟候。我等始終之事は所々に書付有之候得共、御念比之御方々次第に殘少に成行候間、我等以前よりの成立、勤、並學問之心得、能被留耳底、我等所存立候様に被相勤候事所希候。最初に書候通、我等天道之冥加に相叶候而如此に候へ共、第一は乍愚蒙日夜相勤候故被存候。然ば各自分之才學にも可罷成と存、其時之御咄し、たとへ物語迄不殘記置之候。若輩者は如斯事迄能覺候事尤(に)候。有他見事に而無之候間、文章之前後任筆頭候。能々被遂得心、萬助令成長候は、利祿能仕合之願は被指置、子孫迄不義無道之言行無之令覺悟候は、我等生前之大望、死後之冥慮に候條、

如_レ此記置、磯谷平助に預_二置之候、仍而如_レ斯候以上。

延寶第三卯

正月十一日

山鹿甚五左衛門
高興判

山鹿三郎右衛門殿
岡八郎左衛門殿

配所殘筆終

附錄

四年以前卯六月、私儀奉_レ蒙_二御赦免、八月御當地へ下着仕、同十四日淺野亦市郎家來大石頼母助同道仕、久世大和守様へ參上仕候。其節兩人へ御直に被_二仰聞候者、以前よりの近付衆えは出入可_レ仕候。浪人抔集候事無用可_レ仕候。住所者心次第に何方え成共可_二罷在候由被_二仰渡、右之御意堅今日迄相守罷有候。其節より淺草田原町と申候所借屋仕、今以罷在候。近年者病者に罷成候而、乍_二慮外_一行歩不自由に御座候故、大方何方へも不_二罷出候。罷下候以後、此以前之筋目被_二思召、戸田左門公其外御使者被_レ下候へ共、御禮迄申上候而、一度も御見廻不_二申上候。數十年以來由緒御座候而被_レ懸_二御目候御方々様へは、自然掛_二御目も、是以四年以來度々得_二御意候御事も無_二御座候。淺野又市郎、松浦肥州公御事は格別に候。是へも少々にて御見廻不_二申上候。津輕越州公御事、前々より御念頃之筋目御座候而、私一類共一兩人御家中に罷在候、只今拙者娘御家中へ遣置候。然者右三家御事、主人同意被_レ奉_二存上候間、折々從此方_二奉_レ窺_二御機嫌可_レ然事に奉_レ存候へ共、御斷申上候而大方に不_レ仕候。娘義も御屋敷之内に罷在候故、逢申度參候事も遠慮仕候而、少々而不_レ參候。四年以來筋目無_二御座候者え近付に不_二罷成候。尤御大名衆へ新敷御

出入不仕候。小身成御方えも一人も近付に不罷成候。殊更筋目無御座候家中之衆浪人者斷申候而、近付に不罷成候。上野御門主様には、爲冥加一年に兩度從此方必參上仕候。久世大和守様、土屋但馬守様には、奉伺御機嫌候様に折々參上可仕候へ共、御事多之内態と延引仕候。當年も年頃之御禮に漸正月末二月頃御兩所様へ一度參候と覺候。

人に道具遣候御沙汰御座候由、少も左様の義無御座候。世悴弟輩共に自然さび、身之道具くれ申候事は御座候。急度仕候御方へ者不奉及申上候。家中牢人其外も道具遣候事終に無御座候。拙者儀松浦肥州公、津輕越州公御家中之御仕置を口入仕候而、色々新法を立、下々痛候事申付杯と方々沙汰仕候由風聞承候。中々存寄も無御座候。娘有付候時分、隣家にも不存候程輕仕候故、松浦肥州公御近所に罷在候へ共、在付候事も御存不被成、御使者も不被下候程輕き義に御座候所、是も右之時分夥敷書付を仕候而申觸し候中に、一ヶ條も無御座候事に候。只今は世上に拙者名を賣候而、方々兵學之師を仕候者多く御座候由傳承候。書物屋にも拙者作之書物之由申候而、高直に方々へ賣申候本御座候由承候。風聞故偽も不奉存候。四年以來拙者師を仕并書物他所へ出候あつかい不仕候。

乍憚申上候。拙者儀四十年以來奉得貴意候而、懸御目候御方々御歴々様者不奉及申上候。家中之衆筋目御座候而自然參候牢人迄、不義不作法仕候者今日迄一人も不承傳候。先年惡人共徒黨仕候而罪科被仰付候時分も、私方え出入仕候者は不及申上、近付一人も無御座候。此段者拙者冥加に相叶候と奉存候。尤日比無筋目浪人等、堅出入不仕候様に隨分心懸奉存候御事に御座候。

拙者儀於配所朽果可申覺悟仕候所、各様御影故不存寄冥加に相叶、母存命之内に罷下り、三年一所に罷在り、去冬母相果候、今生之願相達難有存候。其後私病者に罷成候、彌何方へも不罷出候。拙者儀元來凡下之者に御座候故、自前に御歴々様え從此方御斷申候而御出入不仕候。就夫酉の年大火事以後高田へ引込罷在候而、大方不罷出候。其時分より只今は猶以老衰仕候故、逼塞仕罷在候。

拙者儀躰之凡下之者、御公儀様御恩忝奉存候由申上候事、慮外千萬成様に奉存候得共、如斯御靜謐に御座候而、數年靜に相勤罷在候儀、乍恐天下之恩不淺難有奉存、殊更不慮に奉蒙御赦免、御當地へ罷下候上は、彌以日夜相慎罷在候事、似合之志に而も可有御座候と乍恐奉存候。若たはむれにも不義不忠成事を口より申候得ば、心も移申候間、冥加忽盡可申候。此段堅相勤候様に世悴共にも平生教戒仕候。然者御公儀様を輕しめ、御法度をないがしろに仕、御作法を評判仕候事、假初にも御座候は、乍恐冥罰甚重に可罷蒙、常々慎罷在候。就中四年以來者拙者儀御取持被下候御方々様へ御苦勞を掛申候段、生々々々迷惑仕候而、不覺悟成儀聊無御

座候様に朝暮心懸罷在候。此段已前より被_レ掛_二御目_一候御方々様御存之所に御座候間、不_レ及_二申上_一候得共、乍_レ序如_レ是申上候事に御座候。以上

十月十六日

山鹿甚五左衛門

右之通半紙一通合文一

拙者儀凡下無徳之者に御座候而、御歴々様方之御前へ罷出候體者無_二御座_一候得共、若輩之時分より御歴々様方被_レ懸_二御目_一御取持被_レ下候。此段聊私徳義故などとは不_レ奉_レ存候、天道之冥加に相叶候事と奉_レ存候。

右之通に御座候故、彌逼塞仕、高田に罷在候而、御近付衆をものはぶき申、淺野因州公、松浦肥州公迄に奉_レ得_二御意_一候様に仕罷在候。其外之御方々えは大方に仕候。然所不慮に配所被_二仰付_一、十ヶ年彼地に罷在候。日々老衰仕、罷下候而四年に罷成候。只今者存命仕候而罷在候迄之體に御座候。今少々餘命御座候間、何とぞ義理相違不_レ仕候様に相勤申候而相果申候迄之覺悟に御座候。

右之次第自分之取合に似合不_レ申候而、如_レ斯書付申候段、別而迷惑仕候。此以前被_レ懸_二御目_一候御方々、皆以御存被_レ成候、就_レ中松浦肥州公能御存之御事候。私配所へ參り候以後十三年に罷成候。其内奉_レ得_二御意_一候御方々御死去被_レ成候而、只今殘少に罷成候。然者新敷拙者儀被_二聞召_一候

御方々様者、一己獨身之徒者之様に被_二思召_一候へば迷惑仕候間、益も無_二御座_一候儀共如_レ是書付候へば、事あたらしく御座候て、如何敷奉_レ存候。以上

十月十六日

右之通一通合紋二

口上之覺

當五月十四日渡邊源藏殿御事、本多下野守殿へ振舞に御出被_レ成候由にて、拙者所へ押懸御見廻被_レ成候故奉_レ得_二御意_一候。此御一禮にも終に不_レ參候、駿府へ御立候御暇乞にも病氣故不_レ參候。

酒井河内守様御内地内與一兵衛事、拙者兵學之弟子筋、殊に淺野又市郎殿家老外村源左衛門輝に而御座候故、罷下り候時分より源左衛門度々近付に成候様に申候得共、斷申候而延引仕候。當五月十六日外村源左衛門、右與一兵衛同道仕候而參候。私方よりは禮に使をも不_レ遣、尤一度も見廻不_レ申候。此外慥成筋目之家中衆並與力衆、自然に私所へ參候事御座候。筋目無_二衆新敷近付不_二罷成_一候。

數年拙者へ被_レ掛_二御目_一候は、板倉内膳公、淺野因州公、松浦肥州公に而御座候。何も拙者儀師恩難_レ忘被_二思召_一候由、毎度御自筆之御狀被_レ下、其御狀今以端々殘御座候。然所内膳公御事、拙者

儀不届有之様に被_二仰立_一候由風聞承り候。風聞迄の義に候間、僞には可_レ有_二御座_一奉_レ存候へ共、無_二心元_一奉_レ存候而、松浦肥州公迄委細申上候御事御座候。

右書付品々不調法に御座候而、文言之前後仕候所、又は慮外成る言葉御座候て、若上々様御耳に掛申候所も可_レ有_二御座_一候哉、乍_レ恐無_二心元_一奉_レ存候。拙者儀十ヶ年蟄居仕、殊に罷下り候而も、今以逼塞仕罷在候故、彌世上無案内に御座候て、書違申所迄可_レ有_二御座_一候間、入_二御高覽_一候は、御用捨被_レ下候様御取成可_レ被_レ下候。以上

十月十六日

山鹿甚五左衛門

右之通合紋三

板倉内膳公え於_二法泉寺_一拙者御無禮仕候御沙汰御座候由風聞承候。板倉公御老中様に被_レ爲_レ成候時分者、拙者親相煩罷在候。頓而相果候故、從_二此方_一終御目見不_二申上_一候。忌中並忌明申候而も、度々御使者被_レ下、毎度御念頃に被_二仰下_一候へ共、忌明候以後も、拙者病氣に罷在、御禮にも參上不_レ仕候。翌年四月五月初而爲_二御禮_一參上仕候。其節者御他行被_レ遊不_レ奉_レ得_二尊意_一候。其後四月廿九日拙者近所法泉寺御出被_レ成候間、彼地へ參上仕候而奉_レ得_二尊意_一候様に被_二仰下_一候。尤誰も無_二御座_一候。石谷市右衛門殿迄御出候間、御閑談仕候様に參上仕候得と、御白筆之尊書被_レ下候。

就_レ夫法泉寺へ伺出仕候。拙者參上以後板倉公御出被_レ遊候て、爲_二御迎_一庭上迄罷出候。御着坐之後敷居を隔、度々御使被_二成下_一難_レ有_レ奉_レ存候段御禮申上候。被_レ仰候者、左様に急度仕候而は難_レ被_二仰談_一候間、他所又者人多候時分者尤に候、今日者いつもの如く内へ入り申候而、無_二遠慮_一奉_レ得_二尊意_一候様に再三被_二仰聞_一候故、奉_レ伺_二尊意_一、乍_レ恐御一座へ入申候。御同氏石州公も御出被_レ成、料理出申候間、先上候而御咄共御座候。板倉公被_レ仰候者、不徳之我等に大役被_二仰付_一難_レ有_レ被_二思召_一候へ共、諸事無_二心元_一思召候。第一天下之政者何事を專要に可_レ仕と存候哉と被_レ仰候故、拙者式之凡下之者、天下之御政道如_レ斯可_レ有_二御座_一など存寄可_レ申候事無_二御座_一候故、自分之工夫者無_二御座_一候、古來より聖人申置候は、天下之政者仁を本に仕候而、禮を行候迄之由申傳候と申上候得者、少々御合點不_レ被_レ遊候哉、仁は左様にも可_レ有_レ之、禮は大事之物に候由、輕御挨拶被_レ遊候。

次に被_レ仰候者、保科肥後守殿御學問之筋者如何承候哉と被_レ仰候間、拙者儀者保科公へ不_レ奉_レ懸_二御目_一候間不_レ奉_レ存候由申上候得者、其方存寄者いかかと被_レ仰候故、不_レ奉_レ得_二尊意_一風聞迄にて申上候事は必相違多御座候者に候間、難_二申上_一奉_レ存候由申上候へ共、達而御尋被_レ成候故、私申上候は、風聞迄に而申上候はば、御學問之筋乍_レ慮外_一私共存候とは御相違御座候様に奉_レ存候由申上候得者、被_レ仰候に者、此方も左様に被_二思召_一候との御事に御座候。

次に京都之所司代者誰を差候哉と被_レ仰候故、拙者は不_レ承候由申上候へば、石谷市右衛門殿、永井伊賀守殿を指候由御申候。私申上候者、永井公者御年若に被_レ成_二御座_一候旨申上候へば、被_レ仰候者、年之老若に者及申問敷候、器量次第の事にて可_レ有_レ之由被_レ仰候。

次に世間之如何様に風聞候哉と御尋被_レ成候間、私申上候者、世上之風聞一圓不_レ承候、風聞者指而益も無_二御座_一御事かと申上候得者、被_レ仰候者、世上能者多可_レ有_レ之候間、其者共之風聞を聞候事能候由被_レ仰候故、私申上候者、御歴々様方にさへ賢人君子は少く御座候、然者下々には能者は大方無_二御座_一候、若能者御座候へ者、風聞など申候事者御座候間敷、有_二風聞_一者大方御大名衆へ御出入仕候、輕町人風情世上に賢き者之申候事に御座候と申上候得ば、其世上に賢き者申候事にて能候由被_レ仰候間、私申上候者、乍_レ恐左様に者不_レ奉_レ存候、世間に賢き者は御時代之勢ひを能務申候間、上々様の能々思召之者を能く申、御懇被_レ成候者をば悪く申候、少も秀申候者をばさへ候而、我身之立候様に取廻し候、人之事も能様に申候而、實者そしり悪申候、如_レ斯者の申候御事御許容被_レ遊候御事大事之義に奉_レ存候由申上候得者、古より堯舜も賤き者に事を尋られしと有_レ之と被_レ仰候故、私申上候者、夫は賤敷者之可_レ存候事は、賤者に御尋候と申事に御座候と申上候。此間答再三御座候て、少不_レ入_二御意_一御挨拶に御座候へ共、私存寄申上候様に被_レ仰候故、少も願す申上候。定而無禮之様に相見え可_レ申候。

其後私申上候者、只今者方々寺方多御座候て、路次にも佛體を出置候故、下々迄佛をば存候。日本之所々に孔子堂を取立申候はゞ、人々も又聖人之名を可_レ奉_レ存候事に御座候哉と申上候得者、尤之由に被_レ仰候。

御料理過候て頓而御立寄候所、私申上候者、乍_レ恐申候事御座候。今座御老中様に被_レ爲_レ成、乍_二慮外_一御仕合能奉_レ存候、乍_レ然古之事より申置候者、仕合能候得者、夫程者失は御座候物に御座候由申傳候、乍_レ憚彌被_レ爲_レ加_二御愼_一候様に奉_レ願候。就_二中御威光に付御息様方從_二世上_一御馳走可_レ有_二御座_一候間、御勤第一に奉_レ存候由申上候。是は伯州公御勤、乍_二慮外_一無_二心元_一奉_レ存候下心に而申上候得共、其御心得者無_二御座_一候御挨拶に御座候而、其方心入不_レ淺被_二思召_一候由被_レ仰、御大慶被_レ遊候由に御座候。其日二條御番歸衆野間(存候本云野間カト)金左衛門殿、猪飼五郎兵衛殿杯御宅へ御出候而、御歸を御待御座候由申來候處、御歸被_レ成候。其以後者不_レ懸_二御目_一候。右之段石谷市郎右衛門殿御存被_レ成候。其後度々御自筆之御狀御音物被_レ遊、石谷市郎右衛門殿えも切々御傳言被_レ遊、頓而御作事出來次第可_レ被_二仰下_一候間、參上可_レ仕候。寺にて申上候品々、今に御失念不_レ被_レ遊候由被_二仰下_一候。殊更御加増御拜領之時分も御自筆之御懇書被_レ下、別而御念頃之事、御無禮仕候而不届成義と被_レ仰候由御風聞にて可_レ有_二御座_一候と、今以拙者奉_レ存候而罷在候。以上

素行先生日記

山鹿素行先生日記

素行會校訂

家譜

藤原姓

山鹿家紋、逸靈羽、

家傳云、藤原秀郷左大臣魚名五男藤成生豐澤、豐澤生村雄、秀郷者村雄一男也、有弟某、秀郷字藤太、弟某字藤次、天慶年中、爲鎮西奉行、秀郷任武藏守、以監于關左、居筑前山鹿岬、山鹿岬者、往昔神功帝繫舟之地也、遂築山鹿城、世世爲筑前守、在此地、子孫以山鹿爲氏、世世以秀字爲名、以藤次爲字、壽永元年八月、平族落魄于西海、山鹿秀遠見平家紀、兵藤次、九州第一精兵、帥兵士三千、護安德帝於山鹿城、自秀遠秀郷弟某、系譜紛失不分明、菊池隆直、二郎原田種直少卿忽反之、平氏遂逃、秀遠奉安德帝、到讚州八嶋、苟營內裏、此時九州四國群將、悉背平氏、唯秀遠盡力戰于處處、帝大稱美其功、任鎮西大將軍、軍事皆決于秀遠、元曆元年三月、壇浦役、秀

遠以舟師五百艘爲先鋒、松浦黨以三百艘爲二陣、平族爲三陣、秀遠撰精練控捲五百人、爲五百艘長、定約夾射源氏、源師不利、於此秀遠與阿波成良、民部大輔胥議、中帝船、秀遠成良以舟師數百艘、將翼其左右、襲擊源軍、成良忽通志於源氏、謀既泄、平族悉沈沒海洋、或戰死、或生虜、秀遠微服潛行、逃于勢州、伊賀、伊勢、元平氏食地、隨平盛國、平盛嘗娶勢州鈴鹿郡久我庄、實盛歸洛、沒西洋、其子盛國憑北條時政在勢州、建仁四年、盛國子實忠賜勢州、改關氏、或云、小松維盛爲入水在吉野、遂逃勢州、秀遠從焉、久而秀遠沒勢州、子孫或歸筑前、一云、秀遠之子孫住肥後、亦稱山鹿氏、或在勢州、足利家時、秀遠子孫在筑前、代代稱山鹿筑前守是也、其在勢州者、世世與關氏爲婚戚、自秀遠迄貞實千助代代系譜、燒失不分明、

某千助

貞實千助

享祿元年、生勢州、

天文十一年、貞實十有五歲報父讐、人皆稱其勇孝、其後及壯年、與瀧川一益左近將監爲刎頸之交、一益嘗遇貞實、殺御幸某、左馬助、元爲一益仇、一益自遠方以鐵砲偵之、貞實徑交短兵斬之、獲其首、一益大喜、稱歎其勇、
鈴木某牛右衛門嘗遇貞實、殺豐島某、內膳正、勢州豐島城主、瀧川鈴木、人皆以武雄稱之、然

二氏依賴貞實、故伊陽最知貞實之勇絕、其倫、聞其名、則孩兒亦止泣、瀧川仕信長公、名冠勢州、貞實放逸而拙世事、唯伐己勇、至群國建戰功、關盛信安藝守、勢州龜山城主、剃髮號萬鐵、甚懇遇之、貞實令其嫡子市助仕關一政、長門守盛信子
慶長四己亥年、霜月二十九日、於信州河中嶋飯山、關一政領此地卒、行年七十二、道號一鳴、法名宗慶、

某

市助 永祿四年生

仕關一政

慶長四己亥年、八月八日、沒死木曾川、信州、此時關一政修木曾棧梯、市助監之、暴水沒死、行年三十九、道號月山、法名宗鏡、

某

彌五助

仕金吾秀秋、領千石、有故而自殺、

貞以

六右衛門、剃髮號修玄庵、天正十三乙酉年生、

父沒時十有五歲、關一政與父祿、慶長十五庚戌年、秋七月、關一政賜伯州之內、貞以隨之

至伯州、擊殺同輩、奔奧之會津、依町野幸仍、右近、蒲生秀行老臣、幸仍將令貞以仕秀行、十七年秀行逝去、忠鄉嗣立、下野守、幸仍猶預不果、隆春尤深矣、幸仍卒、幸和長門守、幸仍嫡子、懇遇焉、事事皆咨問之、寬永四丁卯年、正月四日、忠鄉逝去、因茲與町野幸和至江戶、屬幸和歷數年、久而剃髮、隱逸經餘年、寬文五乙巳年、十二月二十二日卒、行年八十一、道號一貫、法名貞以、母公天正十四年、霜月二日卒、貞以二歲、

某 惣左衛門

慶安四辛卯年、三月二十九日卒、四十八歲、法名昌頓、

正明 千助

寬文九己酉年二月六日、於播州赤穂卒、行年二十四、道號無安、法名宗有、仕淺野長直主、領四百石、

女 早世

女

女 三木勘左衛門母

女 田村彌左衛門妻

寬文九己酉年、潤十月二十九日、於越後村上卒、法名清圓、

高興 童名左太郎、文三郎、甚五左衛門、

母岡備後守女、

高興、初名貞直、字子敬、號素行軒、堂號曳尾、

元和八壬戌年、八月十六日夜、生奧州會津、

承應元壬辰年、極月八日、仕淺野長直主、改紋爲橘、萬治三庚子年辭祿、

女 兼松七郎兵衛妻、母同、

義昌 童名猪助、四郎左衛門、字平次、三郎右衛門、母同、

寬永十二乙亥年六月、生江戶神田佐久間町、

仕松浦鎮信、肥前守、

女 石野小左衛門妻、母同、

萬治二己亥年、霜月十六日卒、二十二歲、法名貞因、

女 加藤平左衛門妻、母同、

再嫁多多藤太夫、

此外源太、又三郎、十三郎、三人天死、

興信

八郎左衛門、實兼松七郎兵衛子、

女

興信妻、名龜、

女

名龜

萬助

改三駒木根氏、

寬文六 丙午年、九月十七日、生江戶高田、

外祖父 岡備後守者、井伊直政之甥也、岡與井伊一回流、冬嗣後、直政令三庶子爲三岡氏、紋構

外祖母 備後守室 安部土佐守女、土佐守者、安部大膳子也、大膳於江州領三萬石、備後守室、寬永十九 壬午

年、極月一日、野州伊王野、法名妙芳大姊、

備州、慶長十二丁未年、九月十九日、於江州佐保山卒、遺號普澤、法名宗慶、

年譜

元和八 壬戌年、八月十六日、生奧州會津、

寬永四 丁卯年正月、松平忠郷下野守卒、此年會津賜加藤氏、左馬助、二月移奈須、竟至江戶、

寬永七 庚午年、九歲、依稻葉氏丹後守先容、列羅山子林道春之門人、此時既讀四書五經及山谷等

書、羅山子以無點之論語讀其序、予至半不得讀之、其後東舟子永喜與道春招予、令山

谷讀之、各感其奇、

今年御即位、仙洞讓位、女帝立。

寬永九 壬申年、舊年初作五言詩、今年作試筆詩、

落句一樣東風太平曲、鳴花鶯舌舜薰絃、

乞鄧斤於羅山子、羅山子大稱美之、以鳴花字爲花中、以爲古詩無鳴花之字、終作文爲和

韻、權丁酉火、

寬永十 癸酉年正月、試賦詩、見雜錄二、

同十一 甲戌年六月、將軍家御上洛、京江戶町人賜白銀若干、

同十二 乙亥年正月、講三體絕句、

元和八年(一歲) 寬永十二年(十四歲)

寬永十三 丙子年、

同十四 丁丑年、

三月、姫君降誕、

冬十月、九州嶋原一揆、

大學、中庸諺解成、初名歌啓集。羅丁酉災、草藥亦亡、唯中庸草少存、

寬永十五 戊寅年、

正月元旦、大風吹塵、不見人面目、今日於島原板倉内膳正職死、

二月二十八日、嶋原城陷、

八月、自神田佐久間町、徙鷹匠町、

冬、論語諺解成、羅丁酉災、殘篇存五冊、爲政、里仁、子罕、先進、顏淵、

寬永十六 己卯年、

今年、相承神道於光宥、高野按察院講神代上下、自季秋晦日迄十月朔、畢、三十餘日、別火食、

四月、江城火災、雨天忽燒失、將軍家渡御西丸、

九月、家君罹癱疾、經月而平愈、今年、姫君尙尾州參議、

冬、孟子諺解十四卷成、羅丁酉災、草藥猶存、

寬永十七 庚辰年、

五月、姫君母公入湯熱海、杉浦氏(内藏允)町野氏(長門守)供奉之、

八月二十八日、姫君母公逝去、號自證院殿、葬自證寺、寺領二百石、

此冬、自鷹匠町移新石町、

今年、因蒔田氏甫菴請、講論語、又因黑田氏源右衛門、後任信乃守、請講孟子、佐久間久七後

改大森信乃守等來會、

寬永十八 辛巳年、

四月、北條氏長新藏、蟄居、

八月三日、若君降誕、

今年春、自新石町移神田佐久間町、二月、江戸大火事、死燒多、

寬永十九 壬午年、

正月、愚弟罹疱疹久疾、讀東鑑拔萃之、再覽、

四月四日、有婚禮、

今年、天下大飢、異朝亦然、

十月、朝鮮國王使、捧日光山鐘、有三具足、來年春來、

今年、當大明崇禎十五年、李自成名闖、字自成、二十七歲、起亂、十七甲申年、北京爲李自成陷、鞏鞏又陷北京、改元順治、號大清、十七年、大明帝自裁、大明人至長崎云、李回掠取蜀國、都四川、及八十餘齡死、李將軍率士卒三十萬、掠取大明西方四分一、建年號曰天復、李將軍今年二十、臣有滿天星、武略過人、又自鞏鞏掠大明北方遼東、依之有乞加勢之說、將軍家不肯之、傳其旨於群侯、乞加勢者、在正保三年、

今年九月、小幡景憲、勅兵衛賜予兵法之印可、

夫軍法者、人事之性心、軍敗者、軍法之骨髓也、予於軍法、修法性院大僧正機山信玄公之遺法、予造子顛積其工夫、既成其功、知其正矣、於軍敗者、當時放恣處士ホシイノ橫議、邪說暴行有作、知正道者幾希也、非是誣人充塞正道哉、愚老嘗從岡本半介、方雖傳寫訓閱集一部、逐一不究其學、故已眼未到分明時節、然猶足知其邪正矣、予茲北條正房公、北條氏長、中比改正房於予深被極其軍法、又別知一首勝負、予則傳焉、而徹其理矣、貴殿自少年之古、迄冠之今、朝鍛暮鍊、而既究其軍法之餘、亦傳此法、可謂兩勤矣、於文而感其能勤、於武而歎其能修、故染筆爲軍書印可副狀與之、噫有文章者、必有武備、有武事者、必有文備、古人云、吾亦云、珍珍重重、不宣、

寬永拾九年 壬午 曆十月十八

小幡勘兵衛尉景憲在判

山鹿文三郎殿

右筆者高野按察院先住光宥、
初有免狀、筆者北條氏長、

寬永二十 癸未年、正月、

今上帝御即位、號後光明院、今年、朝鮮三使來聘、

正保元 甲申年、

正保二 乙酉年、

正月、

四月二十三日、天晴若君御推任、

御加冠、井伊掃部頭、進物御武具、御腰物、御弓袋、御鞍置馬

御泔器ムスルツキ 松平和泉守、御理髮 保科肥後守、進物御腰物、御鞍置馬、

御冠取次 牧野内匠頭、御亂宮 酒井日向守、

御腰物 品川内膳正

十一月、講春秋左氏傳畢之、荒尾久成、(平八)近年請聽之、

正保三 丙戌年、

寬永二十年(二十二歲) 正保三年(二十五歲)

正月、北條氏長罹_二火災_一、

五月、洪水、

八月、大明鄭芝龍、乞_二援兵於日本_一、其書簡不分明、因_レ之日根野織部豐後府内城主、内藤氏、庄兵衛、爲_二上使_一既發_二長崎_一之間、鞆_二混_二天下_一之注進到來、敢_レ不_レ及_二援兵_一、凡日本與_二大明_一、勘合相絶已久、敢_レ不_レ及_二速援_一、此旨達_二群侯_一、(頭注)鄭芝龍在_二肥州平戸_一、號_二平戸一官_一、其子國姓爺生_二平戸_一、元和八壬戌歲、

正保四 丁亥年、

正月・五月、至_二久世廣之大和守、亭_一、今月、松平定綱越中守、招_レ予問_二兵法_一、

六月二十六日、町野氏長州卒、

七月九日、予罹_二瘧疾_一、百餘日而平復、

秋、有_二異國船爲_二訴訟_一來_二長崎_一之告、九州四國列侯、群_二參長崎_一、

十月二十日、至_二會我氏丹波守、亭_一、會我學_二兵法予_一、亦問_二書讀_一、

今年、將軍家命_二北條氏長_一、上_二覽_一 城之木形、因_レ之予雖_レ罹_二瘧疾_一、氏長招_レ予談_レ之、令_二目錄予書_レ之、

十二月十六日、大雪、有_二詠歌_一、見_二雜錄一_一、

慶安元 戊子年、

三月移_二徙本郷_一、

正月元日、御儀式如_二恒式_一、有_二試賦詩及歌_一、見_二雜錄一_一、

十六日、構_二新宅於中間町_一、吉祥寺傍、御弓町後、自_二今日_一始_二土功_一、

三月十七日、徙_二新宅_一、十八日、雙親來臨、

二十七日、遁士涼心來話、盛衰記再覽終、有_二拔萃_一、

四月、爲_二大神君三十三回_一、將軍家渡_二御日光山_一、

十八日、於_二日光山_一有_二猿樂開口_一、

夫椿葉ノ八千世ヲ經テモ、トコシナヘナルニ同シク、惠ミハ松花ノヒラケマスカ如シ、神ノ加護アリ、佛ノ慈悲アリ、二世ノ願、三世ノメクミニカナハセ玉イテ、目出度カリシ時トカヤ、

二十五日、板倉重矩至、賀_二新宅_一、

今月、因_二友生之求_一、述_二修身受用抄_一、

慶安二 己丑年、

正月元日、御儀式如_二例年_一、始於_二新宅_一、中間町迎_レ春、試筆詩在_二雜錄第一_一、

六月二十日、夜_二子刻_一、大地震、所所大破損、江都未_二曾有_レ之、

七月二十五日、未_二刻_一、大地動、

八月四日、未刻、大地震、其後小動百餘度、

八月二十三日、雨、讀_ニ續日本紀、稱德帝紀吉備公爲_ニ入唐副使_{一章}、
極月初九、續日本紀周覽、拔萃畢、

今年四月、大納言家九歳、渡_ニ御日光山_一、

今年、公方家御歌、

ナケカシナ喜ヒモナシ苦モ樂モツイニハサナル夢ノ世ノ中、

ウツリ行世ノアリサマハ目ノ前ノキノフハケフノ昔ナリケリ、昨日ハ今日ノ昔ト云フ題。

カ、ミニハシラヌ翁ノ影ミヘヌ本ノ姿ハイツチユクラン、

極月、細川肥太守、肥後守、於_ニ江戸_一卒、

慶安三 庚寅年、

正月元日、因_ニ御不例_一無_ニ御禮_一、若君家綱公(大納言家)爲_ニ御名代_一、兩日有_ニ惣禮_一、

二十八日・九日、將軍家有_ニ御禮_一、

二月二十日、嶋村某十左衛門尉、小笠原右近大夫家老、享_レ予、伊丹藏人、後任_ニ播磨守_一、大村因州來會、

三月六日、大納言家徙_ニ移_二御丸_一、

七日、於_ニ蘭陀人御禮_一、獻_ニ三尺餘船_一、賜_ニ之大納言家_一、

及_ニ暮春_一餘寒未_レ退、海棠未_レ發、

八日、萬葉集自_ニ京都_一來、

去五日、阿部對州家人有_レ罪、取_ニ籠上野廣小路_一、自殺放火、阿部氏足輕圍_レ之、二十餘日、

自_ニ舊冬_一曹洞宗惣錄三ヶ寺、與_ニ錄方_一 洞家讀_レ錄弄_ニ文字_一曰_ニ錄方_一、三ヶ寺欲_レ廢_レ之、有_レ訟、遠州可睡松頓

對_ニ決寺社奉行宅_一、血脈對論胥惑、有_ニ落書_一、

不_レ僧不_レ俗此松頓、 血脈對論開始奇、

思在_ニ遠州可睡齋_一、 正傳佛法未_ニ會知_一、

三ヶ寺ノカテナタノメルカスイ、ガジキニツマリテ何トシヤウトン、

自_ニ三月朔日_一迄_ニ十八日_一、淺草寺觀音開帳、案淺草寺罹_レ災之後、稻葉某權之佐、後任_ニ伊世守_一、湫某

兵右衛門、爲_ニ監造營_一、凡三年而造畢、去冬十二月二十三日入佛、

六月朔日、下總州所雹降、重一斤餘、

今日、北七太夫御赦免、因_ニ仙洞之召_一上京、於_ニ桑名_一 狼藉、松平越中守訟_レ之、故久閉門發居、今日赦免、狼藉人佐助

(七太夫甥)斬罪、錢遣長介降_レ獄、

今夏雖_ニ土用_一甚冷、可_レ著_ニ綿衣_一、四月日光大雪、

七月三日四日、北風大雨、雖_ニ土用_一甚冷、十四日十五日、殘暑不_レ可_レ凌、十一日、立秋、

十五夜乘月遊無量院、吉祥寺之北、警願寺隱居、燈籠甚多、徑至吉祥禪寺、古木重陰、殘暑忽除、大澤右京兆墓掛三百八燈、今年卒、見者如堵、歸路過半、暴風起、雷鳴雨迅、及半更吹晴月明、十六日、天霽、午刻地震、未刻又小動、十七日、快晴、己巳日別火精進、

十八日、榊原某四郎左衛門、享子、天野甚左衛門、宮島助右衛門、來會、盡大風

二十二日、天曇、午刻小雨忽晴、殘暑如炎、今日尾張參議有續目、相續父遺迹、曰續目、御禮、家老二十餘人御目見、獻亞相遺物、

八月十二日、雨、十七日夜大風、十七日雨止、今日至北條氏長亭、(新藏後任安房守)加藤內藏助、兼松又四郎、島山民部來會、

六日於牟禮野於蘭陀人放玉石火箭、三十二貫目大砲、去五町建二間五間宅五架、以火砲燒之、牧野某、佐渡守、內田某信乃守、監焉、北條氏長、中根某、二郎左衛門、駒井某、右京遠山某、十右衛門、共至、

二十日、讀名山記、

二十一日、稻垣某攝津守、享子、閑談亘日、

二十二日、曇、至丹羽光重亭、左京大夫、有歌舞妓、

晦日、迅雨、始至淺野長直內匠頭、亭、因州長治來會、長直、長澄內記、欲學兵法為誓書、

九月三日、雨、至松平定綱越中守、亭、閑談數刻、

今日有鈞命、班賜御家人於大納言家、番頭、稻垣若狹守、水野下總守、伊澤年人正、大久保右京亮、

大目付、兼松彌五左衛門、奏者番、井上河內守、水野備後守、目付、猪飼牛左衛門、安藤一郎兵衛、御弓持、兼松

又四郎、御持筒、朝比奈左近、先足輕大將、玉虫八左衛門、川野權右衛門、嶋田五郎兵衛、阿部四郎五郎、御留守

居兩人、宮崎備前守、小十人頭四人、小十人、八十人、公家方、品川內膳正、上杉宮內少、御小人頭、天野牛

助、御數奇屋方四人、

七日朝、至淺野長直亭、因招請也、午刻與長直至丹羽光重亭、有歌舞妓、淺野長治、中根平十郎等來會、

八日、修宅改葺尾茅、

十二日、阿部忠秋豐後守、傳大納言家、

十七日、新厨成、

十九日、霽、明日大納言家渡御新造御所、(西丸)列侯登城賀之、

二十日、午刻大納言家渡御西御丸、先辰刻享班附之諸侍於御本丸、自大手經和田倉橋而渡御、

二十一日、曇、少雨、大納言家為御禮登城、

去朔日、伊世尾張美乃洪水、大垣水不_レ退三日、流死一千七百人、桑名五萬石餘流失、死人二百三人、內四十人餘助命、尾州損毛二十萬石、凡六十年來未曾有之洪水也、七月二十七日、山城攝津河內洪水、淀川逆流、京中水溢、風雨甚、止林之雀鳥多死、

十月十九日、因_二招請_一至_二丹羽光重(左京大夫)亭_一、講_二莊子齊物論_一、夜至_二松平定綱(越中守)亭_一閑談、

十六日、公家衆傳奏飛鳥井、菊亭、西園寺等御禮、

二十日、於_二西御丸_一武樂、今日北大夫後藤源左衛門、御赦免、

二十五日、公家衆賜_二御暇_一、有_二拜領_一、

二十七日、洪水檢使片桐石見守、石川大隅守、至_二勢尾濃_一、大御番組頭兩人、御勘定衆兩人、五畿內檢使 水野石見守、宮城越前守、伊奈半左衛門、大御番組頭御勘定衆如上、

潤十月五日、松平定綱至_二予宅_一、

十四日、淺野長直至_二予宅_一、

二十日、二十一日、越前高潮、涯屋五百宇、船百餘艘流亡、溺死二十一人、馬斃十三疋、兼日退雨、人皆預知_二高潮_一避之、故死亡少、

十一月十四日、因_二招請_一至_二淺野長治亭_一閑談、及_二深更_一兼松又四郎來會、

十三日、於_二西御丸_一賜_二享宴於御譜代列侯_一、因_二御鷹白鳥拜領_一也、

十九日、池田帶刀、轉_二大番頭_一、加加爪甲斐守、荒川右馬助、(後任_二山城守_一)稻葉權之助、(後任_二伊世守_一)

三枝内匠、(後任_二土佐守_一)轉_二書院御番頭_一、瀧川長門守、酒井作右衛門、轉_二御小姓番頭_一、(後任_二飛騨守_一)黒川

與兵衛爲_二長崎奉行_一、

二十日、深雪、地上三尺、近年無_レ之、十六日小寒入、

二十三日、兼松某、七郎兵衛、醫師玄三、阿兄、惣左衛門主、及嚴父、來_二話予宅_一、

二十四日、戌下刻東北鳴動、光物渡、

二十六日、將軍家御不例、大御快然、

今年冬、奥州大雪、五十年來無_レ之、

十二月二十四日、石川主殿頭卒、

同四 辛卯年、今年曆中日月缺無_レ之、

正月元日、公方家、大納言家、年始朝賀如_二例年_一、

十一日、日待、僧實相院來、

十二日、將軍家因_二御不例_一、盛方院獻_二御藥_一、盛方院曾治_二秋田隼人病_一、病相似也、十一日筒井内藏秘灸言上、

十七日、去五日松平長門守 毛利、病_二死領國_一、殉死六人、

十八日、於西御丸、賜享於御譜代列侯、依鶴御拜領也、
正月、周覽更繩日記、

二月朔日、日光御供鏡、御頂戴、門跡登城、
今日至淺野長治亭、

去正月中旬、朝比奈左近到松平越後太守、步行、徑至松平出羽太守、弔毛利、狹路有小坂、尾崎某武介、騎馬來、雨後泥淖滑、左近避馬將傍倒、左近嘗於駿州、落馬、脚力太怯、左近家人推量尾崎之乘鞍當主人、忽脫短兵追之、尾崎下馬殆欲接短兵、左近高稱己名、且云、貴邊亦幕下人乎、今以小事及巨難、豈本意乎、且死未遲、於路次接刃者、非士之道、嘲在人口乎、大戒家人、鞘其刀、尾崎許諾、而無事各歸宅、左近直到尾崎宅、述前件無遺憾、尾崎忝老臨、尤言非遺趣而和平、
六日、閑談稻垣攝州亭、

十六日、御不例、十九日、二十日大漸、二十日、御家門登城、二十一日、列侯登城、二十五日、御快然、

二十五日、大納言家於二御丸、獻御饌、武樂及歌舞妓、
二十七日、德松殿於二御丸、獻御膳、有歌舞妓、

此間中井龜菴奉_レ上御藥、列侯隔日登城、

去二十日、一柏殿遺迹有嚴命、大村丹後守遺迹賜養子因州、二十六日、浪人山本加兵衛槍術上覽、二十七日、幕下之士得劍術之徒各上覽、

三月關

十九日、尊兄逝去、惣左衛門、

此月初罹癘疾、終不起、乃葬鳳林寺、法名昌頓、四十八才、三七日素食整居、

四月十日、西國列侯於西御丸拜謁、此間御不例御快然、

十四日、尾張參議(參勤)拜謁西御丸、

十五日、明後十七日、東叡山權現宮遷宮之儀及祭禮等有詮議、妙法院、青蓮院、梶井、竹門、及勅使、院使、新院使、例幣使、自去比在府、十七日遷宮祭禮、自三月中旬迄四月中旬、江戸小童號伊世參宮、每日夜群參不止、一群或五十、或三十、定合印建小旗著背子、殆二萬餘人、觀者如堵、未曾有之事也、

二十日、快齋、將軍家薨御、申刻、堀田、加賀守、阿部、對馬守、內田、信乃守、三枝、土佐守、等殉死、御終焉之間、大納言家、及長松德松殿御對面、老中出座、有御遺戒、其後保科正之肥後守、因召出座、

二十三日、移御遺體於東叡山、亥刻、拜觀男女如堵、泣涕滂沱、

五月六日、於日光山葬祭、御遺體、入夜山上天霽月明、晝細雨、人皆為希有、

六月十日、諸番頭、物頭、諸奉行、諸役人、於評定場起請文、

十二日、御役替、

十三日、御家門、群國列侯、諸郡主、幕下諸士、執贊而奉拜謁大納言家、

十六日、嘉定如例年、

十八日、石貝清貞、十藏、後任左近將監、為町奉行、石貝組松平甚三郎預之、岡野權左衛門預八代組、八代越中守為二百人組長、村越清二郎為御勘定奉行、(村越後任長門守、)

御遺物 長松殿 蜂屋卿 (三百五十枚) 貞宗 (二百枚) 北欄 (掛物) 紹鷗カ縁座、時雨ノ御壺、(大夫)

金子五萬兩

御遺物 德松殿 鍋島卿 (三百五十枚) 貞宗 (二百枚) 遅櫻 (オヤヅラ、チリテン) 落葉御壺、

金子五萬兩

同兩姬君公 金子二萬兩、天壽院殿 一萬兩、高田殿 五千兩、

女院 古法眼花鳥屏風一双、ホウレンノ周筆新勅撰、大内ノ御壺、

二十五日、列侯御禮、

二十七日、遺迹相續之大名御禮、

二十九日、參勤列侯御禮、

六月四日、土用入、迄二十一日、甚冷如末秋、人多病惱、

七月朔日、於大手下馬、永見某 左京家人、與何某家人、口論喧嘩、兩主人不知之胥過、永見忽下馬提槍、何某乃下與云、家來喧嘩也、主人何相議之、速可鞘槍、唯可任彼等、永見許之、下人胥支別之無事、喧嘩本人者歸宅後各斬之、

三日、松平陸奥守賜御暇、上使松平豆州、佐竹修理大夫同、上使阿部豐州、

五日、東西列侯賜御暇、

八日、閑談稻垣氏亭、

九日、星貫月、松平能登守遁世、能州招請增山彈正、宮城越前守等、出一帶書、忽遁世、拂替至上野、其間掛黑衣、捧鉢乞食、十四日、自上野、登三兄隱州宅、十八日、至桑名、

二十四日、由比正雪之徒黨丸橋忠也追捕之、正雪既發駿州、二十二日、駒井右京亮追之、正雪自殺駿河町、上下八人、正雪 替名楠帶刀、年四十一、第三左衛門、楠兵衛佐、年四十許、熊谷六郎左衛門、鶴野九郎右衛門、高木作兵衛、清水九郎右衛門、草履取吉、以上駿河自殺、丸橋忠也、替名刑部、河原十郎兵衛、武藏二十八、金井半兵衛、堀大藏、同親市左衛門、柴田三郎兵衛、

今田庄太夫等、此外數多生捕、
 正雪一類在駿河一輩十四人生捕、八月五日著江戶、
 八月十日、姦黨逆徒磔罪于品川、十四日、訴人等得祿銀、
 同十八日、大納言家任正二位內大臣、爲征夷大將軍、淳和獎學兩院別當、氏長者、於庭上、午刻御昇
 進、二呼、大外記、官務、
 勅使 菊亭 大納言、新院使、清水谷 中納言、院使、小川坊城 大納言、女院使、廣橋 中納言、阿部豐州、松平泉州、
 任侍從、凡諸大夫三十餘人、
 二十日、姦黨金井頭掛獄門、金井逃大坂、將所捕開死、父市左衛門入長良川水、吉田勘左衛門於有馬所捕開死、
 二十二日、有武樂、將軍宣下之賀、諸大名群參、公家御馳走、
 十月五日、有武樂、將軍宣下之賀、幕下諸士見物、賜享宴百五六十人餘、五組給仕輩各手長不
 立、汁者以別碗替之、齋者悉具膳中、七日玄猪、
 十三日、至三戶田主膳(後任伊賀守)亭、內藤彌三郎、菅沼主水、來會、
 今日暴風雨、深川在家三百餘軒破倒、
 十四日、酒井河內守登城、去比依將軍宣下御禮、爲上使上洛、十三日歸宅、酒井今度任少將、
 十五日、横卷某 半左衛門、來話終夜、

十六日、到內藤左京亮亭、
 十九日、松平豆州參詣日光山、
 十一月十四日、尾畑景憲 勘兵衛、來臨、問太宗問對、舉庸將不知節之語云、神君唯知節而已、
 二十二日、板倉重矩(後任內膳正)主水、招請予、同氏市正、松浦肥太州、本多氏兄弟 修理圖書(後任對馬守)來會、予講莊子齊物論、
 二十一日、爲御加增、諸物頭賜陳粟、各有差、
 二十六日、小島某 助左衛門、以茶餉享予、
 十二月朔日、至內藤左京亮亭、松浦太守、本多修理、松平志摩守、來會、
 二日、到松浦太守亭、北條氏長來會 四日、本多氏兄弟來話、
 二十五日、松平定綱卒去、六十一才、二十九日、弔定綱、至嶺岩寺、
 二十一日、大猷公御條目之内、養子ヶ條改之、五十已前之養子者、雖末期、於有共理、可令
 許容云云、

承應元 壬辰年、將軍家御年十二歲、西國大名在江戶、

正月元日、曇、御朝賀如例年、

二日、曇、及晚少雨、今日今村某、(三十五)九郎兵衛、牛込某、(三十六)權兵衛、有意恨之事、牛込

至今村宅、交短兵、共胥死、去年於駿府有口論、
三日、曇、四日、曇、
五日、如例年、賀年甫、壽雙親、雨森加兵衛、同彌五兵衛父子、兼松二郎右衛門、小堀文右衛門、駒杵一郎左衛門、來會、八日快霽、
九日、到大島氏、雲八、終日閑話、
十日、晴、今夜讀理盡抄第二十五、自夜雪下、及三十一日、
十一日、家君賜享、雨森父子來話、
十二日、霽、夜來又雪、
二十七日、松浦太守來臨、二十八日、因約至松浦太守亭、
二月二日、至岩城左京亮（後任伊與守）亭、北條氏長來話、
十四日、日光山火番兩人、有故改易之、
二十三日、至內藤左京亭、有歌舞妓、松平山城守、北條出羽守等來遊、今日、松平定綱遺迹賜嗣子攝津守、
二十四日、至本多修理亮（後任信乃守）亭、稻垣藤三郎、菅沼圭水、來會、
二十五日、細雨、至岩城左京亮亭、今日松平攝州有續目禮、

二十七日、與大星目錄於天野某、天野六右衛門嫡子共左衛門、
三月五日、亥刻、西有赤光、大如盆、上亦有赤色、大如杵、此兩光數數上下、過一時、到中天滅、
十三日、北條孫七郎、（氏長子）左近兄弟來、此間隅田川小池水變血、觀者爲群、七日而復本色、
十五日、到岩城氏、講孫武子、
十六日、至板倉重矩宅、此間佐渡民賊依險一揆、
十七日、平均、
二十四日、遊淺草寺隅田川、
二十六日、大雨、在宿、讀理盡抄三十三、
四月十日、古將軍家一周回、自今日於上野、一萬部經供養、迄十九日、仁王門番脇坂淡州、金森長州、
二十日、依大雨、將軍家御參詣延引、
二十一日、保科正之（肥後守）爲御名代參詣、其後勅使院使等參詣、
五月十八、九、二十日、炎暑如蒸、
六月十五日、山王祭禮、大樹監臨、

同八日、松平肥前太守賜御暇、

今月、石谷將監禁歌舞妓、

六月・七月炎旱、渡日無雨、六月二十七日、七月六日、十四日小雨、

九月五日、於増上寺有萬部經、惣門丹羽左京大夫、眞田伊豆守、二王門永井信乃守、本多越前守、堂前

淺野内匠頭、水谷伊世守、惣奉行阿部豊州、

十四日、姦黨逆徒追捕之、是十四日夜、因増上寺法事群參之冗騷、將發火、有訴人故及之、十九日、有鈞命、二十一日、磔罪淺草口、

今年海暑甚、至秋人多罹無言之疾、先年於駿府所_レ有此病、神君賜紫雪、多療愈、

十月初、獻鶴於仙洞、於仙洞有歌御會、廻紙江戸來著、

鶴龜モシラジナ君カ萬代ノ霜ノ白菊ノコル日數ハ、

仙洞

二十七日、又有奸黨之徒、所追捕、

二十八日、今日爲新茶餉發壺口、家君來臨、雨森父子、戸澤監物父子、胸杵兼松等來話、戸澤唱平家八島

院宣之曲、自去歲任官之輩、各賜位記宣旨口宣、

十一月十六日、夜客星出現、尾上如屬續、暈指東北五尺許、二十四日已後、暈薄日減去、

極月二日、將軍家御母堂薨逝、院號寶壽、葬上野、

八日、天氣快霽、午刻、至淺野長直主、爲君臣之禮、曾根某源藏、代父某源左衛門、先容、直

到淺野長治主、丹羽左京兆宅、以太刀馬代告此事、歸路到北條氏長、及小幡景憲宅告之、

各執太刀馬代、

承應二癸巳年、將軍家行年十三歲、

正月元日、快霽、朝賀如例年、

二日、御謠初、因芳樹院殿月忌延引、自此以三日、爲御謠初、

四日、雪滿尺、

五日、享家君、舉雙親之壽、雨森父子來會、

九日、立春、狩野右京法名永真享予、町野左近後任壹岐守凉心前田志摩釋澄首座、惠首座、

來會、

十一日、朝因舊約、至丹羽光重亭、

今日御具足鏡祝、自去年轉二十日、爲三十一日、有御連歌、

シカソヲモフ松ハ八千代ノ春ノ色

國モユタカニカスム海山

昌程

内大臣殿

天カ下波風タ、ヌ年コエテ

玄祥

十五日、於蘭陀人御禮、

御獻物、ウニコフル一斤、南蠻桃子三十斤、糸花毛氈二、猩猩皮三端、チンター一樽、フトウ酒一樽、此外種種、

十六日、會三涼心亭、

十七日、會三 家君亭、雨森父子等來會、

十八日、僧賞相院來、日待、

二十日、祝三具足之鏡、朝暴雨、午後快霽、

二十一日、到三丹羽光重亭、及三三更歸宅、

二十二日、在宅、

二十三日、遠藤備前守享予、

六月暑氣甚薄、二十三日、禁裏炎燒、

至六月十九日、長直君發三駕于赤穂、

二十六日、西丸御成、微雨、供奉輩濕三衣服、依之貶三時服、

七月二日、土屋但馬守享予、

二十四日、朝、小笠原山城守、以三茶餉三享予、

八月十二日、御推任、將軍家轉三右大臣、尾張參議任三中納言、兩典殿任三參議、

二十二日、松浦太守至三予宅、閑談及三夜、此間連日秋霖、

二十六日、發三江戸至三赤穂、行程十四日、至京、三木某、勘左衛門、井上某 安太夫、相從、若黨九人、

槍三本、對二本持鎗、弓立一帳、弓二張、矢二十一筋、馬二蹄、辻某 文左衛門、爲三後乘、駄十疋、奧丁六人、

立三笠傘、

九月朔日、寄三宿遠州濱松、

六日、參三宮 內宮、其晚寄三宿明星茶屋、

七日、泊三伊州關、

八日、石部、九日、入京、直至三三善院、(本山大峰大先達) 寄宿、

十七日、上三愛宕山、到三清瀧、騎馬、步行上山、

十八日、發三洛步行、至三伏見詣三三八幡、日既暮、歸三橋本旅店乘船、

十九日、朝、至三三坂、寄三宿三三川屋祐甫宅、

二十一日、至三會我丹波守亭、板倉主水來會、板倉加三番大坂、

二十二日、遊三天王寺、今日太子忌日、有三音樂、川方十郎兵衛爲三先引、

二十三日、發三三坂、寄三宿兵庫、

二十四日、寄宿加古川、

於兵庫一覽經島寺、及平清盛石塔、

二十五日、著播州赤穂、太守使木村某彌二兵衛、祝放鷹鴨慰勞、轉大塚理大夫宅爲旅店、

二十六日、謁太守、獻征矢百、此後輪日、定積古日出仕、

二十七日、大石某頼母、以茶餉享予、

十月十五日、太守繩張二郭虎口、招僕談之、太守自臨其地、群臣列供、僕取間繩改直之、此日霰下、甚寒徹膚、

承應三甲午年、在赤穂、

正月元日、太守出座、各禮謁、

二月、去年凶歲民多飢、太守爲恤賑之惠政、所設場爲粥、聚民恤之、民無餓死、

三月十日、遊坂越浦、步行壹岐島、大石某源五左衛門、後改內藏助、艤舟、短棹長歌、終日小山喜右門等來會、行吟、漁舟網魚、獵人追雉、佳境云、遊宴云、殆慰旅懷、

五月二日、太守賜歸江之暇、

四日、饒別恩賜名刀、真長山中某彌助佐之、

五日、發船、七日、著難波、十一日、發難波至伏見、歷東山道、

二十四日、未刻著江戶、雙親迎我上林下若滿宅、

六月朔日、謁太守嗣君又一郎主、

二日、因招會淺野長治亭、本多氏兄弟、菅沼氏來會、

十三日、太守著江戶、

七月十九日・二十日、備前大洪水、牛馬多死、人亦流亡、備後藝州各水、陸奥國仙臺亦洪水、

九月、公家衆參向、來十七日依紅葉山遷宮、十七日、紅葉山遷宮、

二十一日、可有武樂之處、因御不例、御痘瘡延引、公家衆各歸京、群侯諸士日日登城、各服

淺青之上下、忌黑色、

二十二日、石河某太兵衛、享予、

二十四日、因約到丹羽左京兆亭、

去二十日卯刻、今上崩御、御寶算二十二、奉證後光明院、今日計江戶、當十八日、內裏造營

柱立、長井信濃守、同日向守監之、

後光明院追善、

仙洞

折口ヲ思出レハ草モ木モミルニ泪ノタネナラ、カハ

十月二日、山口出雲守享予、中根平十郎、石河多兵衛、來會、

承應三年(三十三歲)

五日、松平出雲守(寺社奉行)伊丹藏人(勘定奉行)上京、依御葬祭也、當十五日、有御葬禮也、
 十一月二十八日、牧野佐渡守爲京都所司、有加增、與力五十騎、
 十二月十七日、院使小川坊城大納言、來著、太守爲館伴氏、俗號輪走人、周禮環人也、十八日、登城、
 十九日、有饗應、乃賜御暇、自銀二千兩、綿衣十、
 去四日、女竹依痘疾死、予居服不出仕、太守免諱出仕、朔日、因外祖母妙芳公、十三
 回忌、詣傳正寺、自三十日深雪、

明曆元乙未年、

正月元日、快霽、御禮如例年、太守年始之禮如恒式、
 五日、壽雙親、戶澤監物、兼松氏等來會、
 八日、稻葉伊世守享予、
 九日、因約到淺野長治亭、石河多兵衛來會、
 二月九日、牧野佐渡守上洛、騎兵三十、
 二十二日、太守到稻葉伊勢守宅、予豫參、土屋但馬守、仙石因幡守、山口出雲守、中根平十郎、
 內藤彌三郎、(後任若狹守)等來會、
 二十五日、有武樂、公家御馳走、

二十六日、至內藤左京兆亭、
 二十七日、至岡野氏、權左衛門及夜、
 二十八日、遊東叡山下、歸路到稻荷社、戶澤氏來于此、
 二十九日、至淺野長治亭、
 三月二日、石河氏至太守、予會此、
 三日、出仕太守宅、晚德永某八兵衛、曾根源左衛門家人、小堀某文右衛門、來話、
 五日、島某角左衛門、享予、土屋氏、但州、稻葉勢州、仙石因州、瀨川長州、山口雲州、內藤某、
 彌三郎、中根某平十郎、來會、
 四月二十二日、藝州太守至太守宅、予初謁之、其夕至丹羽左京兆、因約、
 六月四日、初至村上某二郎左衛門、(法名宗古)亭、土屋但州、渡部孫助(駿州町奉行)來會、
 十二、三日、土用、甚涼、難堪暑衣、應永二十二乙未六月十三日、天寒如冬、翌年上杉金吾反、
 二十七日、太守發駕、歸城、
 七月十三日、至戶澤氏宅、
 十二日、享雙親、壽生見玉、
 十五日、詣鳳林寺、

十九日、詣_二濟松寺、
 二十四日、祖心道君發輿、遊_レ京、
 八月二日、去七月二十一日、朝鮮來聘使、自_二對州_一泊_二壹州_一、松浦太守、享_レ焉盡_レ美、正使六月十二日、自_二高靈_一至_二對州_一、遇_二離風_一船破損、此間逗_二留對州_一、七月二十一日解纜、
 三日、到_二稻葉勢州亭_一、
 五日、到_二岡野氏_一、權左衛門、
 十日、大風雨、大島雲八來話、
 三、遠_・武_・相大風、雷落_二吉田城中砲藥矢庫_一、三日、西國大風、
 十五日、至_二家君_一、中條某 左京 來話、
 十七日、至_二村上氏亭_一、土屋但州來會、
 二十日、至_二土屋但州_一、大岡某 兵藏、村上某 二郎左衛門、來會、
 二十一日、朝至_二山口雲州_一、二十六日、朝鮮人到_二播州室津_一、
 九月三日、至_二土屋但州_一、稻葉勢州、仙石因州、山口雲州、內藤彌三郎來會、二十三日、町中大火、自_二二十二日_一、至_二二十三日_一、
 十月二日、朝鮮人來朝、八日、微雨、登城、十四日、日光參詣、

二十二日、自_二日光_一歸、二十五日、賜_二歸國暇_一、十一月朔、發軔、
 十一月、朝鮮王薨、
 二十五日、松平豆州家臣妻木求女逐改、因_二朝鮮使來禮之時無禮罪_一、
 十二月七日、到_二大島氏_一、雲八、

明曆二丙申年、

正月元日、御禮如_二例年_一、
 五日、壽_二雙親_一、八日、村上某 二郎左衛門、來話及_二深更_一、
 十一日、(辛卯日)愚息 左太郎、出誕、母家女房、十二日、立春、
 十七日、爲_二七夜賀儀_一、大島氏兄弟 雲八、左兵衛、來話、
 二月八日、僧實相完、有_二三日待_一、中條左京來話、
 十二日、愚息參_二詣赤木明神_一、二十二日、至_二村上氏宅_一、
 三月二十四日、將軍家御不例、二十七日、御疱瘡出現、
 二十六日、遊_二東叡山_一、海棠花發、_二七・八・九日_一、微雨、
 治教要錄、修教要錄、武教要錄成、
 五月二十五日、太守參勤、

二十六日、御成酒井讚州別莊、辰下刻出御、未下刻退出、讚州獻上御太刀御、腰物脇指、屏風、賜御太刀御、腰物脇指、沙金時服、息修理大夫、嫡孫千熊有別賜、

今日、讚州隱免、賜若州於修理大夫、二十七日、讚州獻上御腰物御脇指黃金時服御掛物等、奉謝隱居之事、二十九日、至淺野長治亭、松浦太守入來、

六月四日、觀世大夫於角違橋、有勸進猿樂、群侯有棧布、盡美、自四日至七日終、六日道成寺、予至松浦氏棧布、

十日、向井某、五郎左衛門、同心五十人、訴向井非法之事、二十五日向井改易、同心六人死罪、二十八日、御袍瘡御快然、並脇付御祝儀有猿樂、

二十七日、至島角左衛門宅、仙石因州、山口雲州等來會、七月二日、稻葉氏、伊勢守、(御書院番頭)於駿府城、自害、五日為檢使、北條氏長、安房守、小田切氏

喜兵衛御日付、發足、八日歸府、澁川長門守、為伊世守代、至駿、伊勢守非自害、家人等有罪、為遁、其咎、弒之、家長安藤、尾從某等背謀、如自害、後稻葉美濃守正則密料之、其咎發見、伊勢守子權助播罪之、

五日、遊和田某、市兵衛、丹羽左京兆來會、揖斐與右衛門、大島雲八來會、九日、至山口雲州宅、

八月十五日、修愚宅、十七日工匠初、九月二十八日、移新宅、

頃日京極丹後入道安智、與同氏某、飛驒守、有訟、飛驒守、丹後、田邊城、先年因嚴命、破却之、近年下給奉書、修之、安智訴之、於此召兩人於江府、井伊掃部頭、保科肥後守、竟和之破

城、二十二日、午後大南風、家屋悉破損、三十年來無之、風吹暫時而江戶中家宅無不破損、自遠州見付、西方不吹、駿河、小田原、江戶、川越、古河、宇都宮城地各大破、

此日饗應公家衆、有猿樂、因大風、猿樂止、今日大石等至愚宅、及夜歸、

九月二十二日、寅刻、清泰院殿、松平加賀守母堂、大猷公御養女、逝去、行年三十一、即日病起、即日死、二十五日、葬傳通院、千僧供、將軍家使阿部豐州、賜香奠、白銀五千枚、

二十三日、愚弟、四郎左衛門、謁松浦肥州太守、為家臣、今年天下滿作豐年、俗云、今年有七不思議、稻葉勢州所弒、京極安智事、八月大風、清泰院殿頓卒、向井同心訴人、板倉周防守七十一歲而拜領關宿城、小十人長鹽十郎左衛門於芝懸行斬罪、以上七云云、古來七十餘為城主之事希有也、

明曆三丁酉年、將軍家行年十七歲、正月元日、天氣快晴、御禮如例年、東國大名在府、因家君舊臘異例、今日不出、調太守

夜四谷失火、

明曆三年(三十六歲)

三九

二日、晴、巳刻 松平越後守宅失火、不及他家、三日、御謠初、四日、晴、五日、晴、出仕謁 太守、徑至三村上氏宅、亥刻近隣失火、施及三愚宅、松浦太守家來及 太守、爲火哭守禦番來臨、

六日、至 家君宅、遂備三居町野氏 助左衛門(後壹岐守) 別莊、在三臺所町、隣家君宅、七日移三妻子於此、十五日、晚至三松浦太守亭、

十六日、到三町野氏亭、狩野右京來會、

十八日、戌亥風甚揚塵、本郷本明寺失火、江戸町中過半燒失、至三北條氏長亭、禦火、氏長宅既火、至三村上氏 二郎左衛門、宅、禦火、富永甚四郎既火已宅在此、村上宅亦罹火、直至三町野宅、火止自三未刻至三十九日朝、火災、

十九日、北風及西北風又甚、喧三遠藤氏 備前守、關氏 兵部太輔、之罹 火災、至三北條氏長旅店、

做三居東敷山下、及三歸路、迅風揚三沙石、不可分三東西、人奔走云三火災、而風烈四方皆塵不見、烟及三愚旅宅近、自三松平吏部宅、火甚盛、既水戸黃門亭罹三火災、餘炎盈三郭內、奔馬馳三東西、烟火蒙三四方、此間火三飯田町、火移三田安御門、直至三御本丸、天守火災、御城中忽火、愚宅亦罹火、未刻又自三糒町初鹿某 傳右衛門、隣、出火、施及三井伊直孝、松平蘆州、黒田右衛門佐等亭、其火至三久保町御成橋邊、凡自三午後迄三二十日朝、江戸中大半燒失、

將軍家御三移西御丸、今日、御本丸當番、御書院番松平伯耆守、御小姓組戸田備後守、黒金御門、久世三四郎、

二丸口、助番大久保甚右衛門、中御門、本當伊東刑部右衛門、助番初鹿傳右衛門、平川口、本多丹下、梅林阪口、

岡野權左衛門、内御宮、日向傳右衛門、紅葉山下、大久保荒介、坂下口、渡邊六右衛門、蓮池口、植村五郎右衛門、西丸山里、兼松又四郎、吹上口、戸田主膳、凡十八九兩日、死人十萬餘、至三町奉行告之者、殆一萬、

町中三十六町一里ニシテ二十里八町、兩頻、間數四萬八千間、侍屋敷八百軒、町ニシテ七里八町、町中家主燒死家十四町十二間、飢人甚多、因之松浦肥前守、六郷伊賀守、内藤帶刀、石川主殿頭爲三奉行、賑三恤飢人、賜三糜粥、命三増上寺聚三尸骨、建三回向院於淺草川向、幕下諸士及町中、賑三賜白銀一萬貫目、迄三二月十二日、賜三賑粥米六千餘石、

ナヤケツトイヘヤヤクル武藏野ノ人モコマレリ我モコマレリ、
エトヒノト人ノ命ヲトリノ年ナダカコホレテウイ浮世カナ、ト養
丸ヤケノツレナクミヘシ我ヤトノアカツチ計ウキモノハナシ、
愚供三雙親、十九日、避三災於下谷駒杵氏宅、其夜至三太守別莊、路次火未滅、餘炎蒙地、尸骸

充三溝瀆、及三曉至三赤坂今井別業、
此間列侯皆備三居寺院、米穀殆絶、草鞋一雙直錢五十、

二十日、列侯登三城西丸、賀三西丸不_レ罹_レ火、且奉_レ窺_レ御機嫌、今日加賀守本郷屋敷少火、
二十五日、移_三鳳林寺、
二月二十一日、僦_三圓乘院_一居_レ之、家君僦_三居鳳林寺、
三月五日、松浦太守來臨、二十五日、淺野因太守來臨、本多氏兄弟來會、
二十七日、至_三水野某_一 權兵衛、(後周防守)宅、村上氏來會、二十六日、戶田某_一 主膳、來話、
去九日戶田氏送_レ馬(栗毛) 三十日、石谷某_一 市左衛門、來會、
四月十七日、大猷公七回御法事自_三今日、
十八日、御臺所著_三御天壽院殿_一、水野石見守、野野村丹後守、青木遠江守等供奉之、自_三女院_一右衛門佐副_三佐
之、
二十一日、右衛門佐登城、
二十日、上野御參詣、二十八日、村上氏至_三家君僦宅_一、
五月六日、攻_三馬於高田馬場_一、村上氏、二郎左衛門、富永氏_一 甚四郎、在_レ此、
九月十九日、家君罹_三瘧疾_一、十月十一日復_レ故、
戊年御本丸石垣土功覺、
御天守臺三ヶ處、付仕切御門臺、三月下旬人夫江戸著、松平加賀守

大手御門臺、二ノ丸御門、 卯月下旬人夫江戸著、細川越中守
中之御門臺、付蓮池喰違、
御玄關前御門臺、付富士見御門臺、三月下旬人夫江戸著、丹羽左京大夫
切手御門臺、付中仕切、 卯月下旬人夫江戸著、戶田采女正
梅林坂上下御門臺、付三丸喰違、真田内記
大手二ノ丸御門、築出ノ御門、三月下旬人夫江戸著、相馬長門守
中ノ御門、玄關御門、富士見御門、水谷伊勢守
梅林坂上下御門、切手御門、二ノ丸喰違御門、内藤豊前守
西九月二十七日、
十月十八日、岡野某_一 權左衛門、來、及_レ暮歸宅、有_三星學之談_一、此間虛宿昏中、考_レ之二十六日月出
之時有_三暴風_一乎、二十六日丑刻果風、
十一月三日、愚息_一 左太郎、病頓起卒、葬_三鳳林寺_一、
十八日、謁_三又一郎主_一、二十一日、以_三飛脚_一賀_三歲暮於赤穂_一、
二十六日、移_三高田新造宅_一、村上某、野間某_一 (大御番組頭)金左衛門、來、
二十七日、於_三新宅_一享_三雙親_一、二十九日、至_三岡野氏宅_一、
榎

十二月二日、芳樹院殿第七回、誤入_二戊年冬十二月_一、
十一日、又市郎主享_レ予、自_二赤穂_一賜_レ鶴也、
十四日、村上某、二郎、曾根某、五郎兵衛、來話、林彌三郎、布施源兵衛、會及_二深更_一、夜半雷一聲雨脚速、
翌十五日、南風甚暖、
二十八日、村上二郎、來話、及_二鷄鳴_一、
又市郎主任_二采女正_一、

萬治元 戊戌年、

正月元日、於_二西御丸_一御禮如_二例年_一、因_二去年火災_一、幕下士多儼_二居遠方_一、故不可_レ至_二老中宅_一之旨有_レ命、未刻左
典厩別莊火災、今日謁_二采女正_一、
五日、如_二例年_一享_二雙親_一壽_二年肇_一、
十日、因_二舊年約_一、至_二水野氏_一周防守、宅、土屋但州、村上二郎來會、
未刻自_二本郷_一失火、西北風甚烈、又入_二郭内_一、列侯宅屋罹_レ災、
十一日、大風猶不止、喧_二北條氏長_一罹_レ災、今日御具足鏡賀、御連歌、
御役替、松平左近大夫、爲_二大御番頭田中主殿頭組_一、九日田中死、仙石某、因州、爲_二御書院番頭左近組_一、板倉某、
市正、爲_二御小姓組頭仙石組_一、

十二日、暴風、午刻火、速止、未刻又火、本郷、又止、及_レ夜又火、十四日、至_二布施氏_一、
十八日、日暈、圓輪相逐、萬寶大全云、日暈_レ暈一重而有_レ耳者、主_二天下兵起_一、非_二一所作_一亂、不出_二半年_一而即見、
二月十四日、日光山大風、五十年未_二曾有_一、
二十一日、自_二三方_一、(東北南)失火、町中火災、
三月七日、南風、未刻、或云今日日南北並出、
五月、六月、霖雨、六月下旬暑未_レ來、二十日已後炎暑、而未_レ如_二例年_一、
六月十五日、太守參勤、二十一日、御禮、
七月六日、暮、白氣亘_二東西_一、凡此間夜夜有_二光物_一、
十七日、到_二水野防州_一、有_二風呂_一、土屋但州、村上二郎、林彌三郎等、
二十日、壽_二雙親_一、二十一日、本多氏修理、來話、二十二日、到_二長崎別莊_一、去九日、江州大溝城
主別部伊賀守(於_二江州_一)爲_二池田伊織_一所_レ害、池田者別部妻之叔父、元池田相州家人、亡命在_レ此、
兩人互刃而死、
十二日、伊達忠宗死_二仙臺_一、行年六十、
十七日、河內富田普門寺賜_二御暇_一、隱元禪師將_レ見_二江都_一、因_レ之賜_二傳馬_一、
二十六日、西國大風、平戶邊家二千五百軒破倒、死人百五十人、舟百五十餘艘破、

二十七日、於肥前大村、吉利支丹宗門徒六百三人斬罪、
八月三日・四日、丹波龜山邊、攝州尼崎、播州明石洪水、京都鴨川堤破崩、水入禁裏、洛中洪水、
淀城邊大水、

凡今年七月下旬已後、霖雨不止、人皆思來歲飢饉之事、

十六日、到菅沼氏宅、小笠原山城守、本多修理來會、

十八日、雨、釋澄座元來、町野氏、介左衛門、中野氏、傳右衛門、來會、

八月改元、アキラケキヨミノ年ヲヤキステ、萬治アヤウキ浮世ナリケリ、

落首

九月、武教全書清書成、

七月十六日、遊天澤寺、會隱元禪師、臨濟二十八世黃檗山住寺、

問云、相見大功德、寔千歲之希遇也、弟子無一法之可問、伏乞和尚垂誨、師云、無可問者、
是何物、又云、透得無事關、即是無事、問云、當侍舉問答作略、要持虎鬚、不知脚下之深
泥、甚可畏乎、今日之葛藤在、慙麼處乎、師云、前後之間似相違、曰語有兩般、意無兩般、
師豎起拂子、是何物、又不豎起拂子、是何物、曰弟子常以無事、和尚亦以無事乎、師默、起
而拜退座、師喝、予揚扇而扇之、呵呵大笑、師云、以佛法、勿爲戲事、予起拜退、師再
喚云、莫拋擲此事、予起拜退、

禪師後有侍者、立左右、左、禿翁、雪堂、洞陰(天澤寺)松浦太守爲先容、十一月二十八日禪師江戶發足、

十二日、小松黃門、於小松頓卒、十七日有告、六十六歲、

二十五日、松浦太守來臨、及夜村上二郎來會、

十一月二日、因茶餉至松浦太守、淺野因太守來會、

十一日、爲茶餉享家君、岡部玄三、布施藤太夫等來、

十二月七日、至水野防州、菅沼主水、大學兄弟、曾根五郎兵衛、來會、

六日、至熊澤某、作右衛門、宅、熊澤者松浦太守家老、今日請享太守、故予行之、

八日、本多氏修理、來話、

去二日芳樹院殿第七回忌、於上野執行、役人板倉阿波守(寺社奉行)本多美作守(御留守居方)曾根源左衛

門、增山彈正、弟奈須遠江守、

十四日・十五日、予罹風恙、十七日平愈、十五日小寒節、

閏極月二十三日、淺野因太守、松浦太守來臨、及深更、

初十二月晦日亥上刻、伊世內宮炎上、在家八百餘宇、御神體御神寶不及火、自垂迹到今四度、

萬治二己亥年

正月元日、快霽、年肇御儀式如例年、

萬治元年(三十七歲) 萬治二年(三十八歲)

今日拜謁太守、

三日、雨、松浦太守來臨、戶田某 伊州、來禮、

五日、菅沼某 主水、來禮、如例年壽雙親、

六日、本多氏 野州、來禮、七日、己巳日別火、

八日、至松浦太守、淺野因太守來會、九日、至因太守、松浦太守來會、

十日、晚南風、本郷町失火、

十一日、將軍家落御前髮、今日御具足祝御遊歌、

十二日、列侯登城賀御前髮落、十五日、有猿樂、

二十日、淺野因太守、松浦肥太守來臨、及深更、

去十七日於殿中中山勘三郎、與日根野權十郎口論、殆及爲刃故、中山預松平式部大輔宅、

日根野某中山後言之說、中山聞之、於殿中直之、日根野云全不背語、然已聞之可爲實、

但其方令忘却乎、於殿中直之非本意云云、因之日根野無子細、

二月四日、菅沼氏、大嶋氏來會、

三日、增山某 彈正 賜三州西尾城、

五日、遊戶田伊州亭、有傀儡師、

六日、釋澄惠兩座元來話、中野氏 傳右衛門、小倉氏 易右衛門、曾根氏 五郎、來會、水野防州來、

十八日、戶田伊州來、十九日、大島氏來、二十一日、關屋某 (松平加賀守家人) 新兵衛來、

三月四日、本多對州來、去二十日岳父松平山城守卒、疾病時與息日向守詳遺迹事云云、

八日、己巳日別火、朝關屋來、後小笠原山城守家人大久保忠右衛門來、

十一日、於奥州白川、本多氏 能登守、家人松崎某 六之丞、父子、取込鬪死、死人六十一人、

四月二日、午刻越前福井失火、町中及侍宅三千軒、

五月二日、至村上氏 小七郎(二郎左衛門二男、松平加賀守家人) 宅、四日、至小笠原氏 土佐守 亭、

二十八日、有猿樂、御前髮落之御祝賀、西國大名御馳走、

六月二十八日、彦根中將直孝卒、行年七十、自入暗室獨坐而逝、

其夜葬世多谷、遺骨至彦根、七月二十一日、招酒井忠清亭子女蕃頭、有賜遺迹之命、直孝久疾、度度上

使石谷氏 將監 密告直孝云、羽林老病可不起、願有遺命、我可傳之老中、直孝云、我何有

遺命、將軍家既冠、老中政務無私曲、故無可諷上、況我家法、我死亦何有改法乎、

霜月二日、攻馬於高田場、墮傷手足、十六日、女弟卒、諱夏、御破損奉行石野小左衛門妻、歲二十二、法

名貞因、

萬治三 庚子年

萬治二年(三十八歲) 萬治三年(三十九歲)

正月元日、昨夜雪、今朝晴、御儀式如三例年、西國列侯在府、

朝謁采女正主、二日、快齋、

三日、本多對州來禮、夕至三家君、有蕎麥麵、夜淺草邊失火、

四日、北風烈、六日、如三例年、壽雙親、設風呂、

五日、采女正主請予講兵書、

八日、北風、布施源兵衛來話、九日、大嶋氏雲八來禮、

十四日、北風、油嶋町(天神下)失火、町中千餘軒炎上、淺草邊共災、燒死五百餘人、

二月八日、乳母死、法名清春、自舊年久疾、葬慶養寺、七日喪食、

二十四日、大風、加治橋邊失火、

四月十日、因堤氏需贊太公望像、一竿有萬奇、獨往獨來時、八百開基業、溢流渭水涯、

五月二十三日、砲藥調合、

六月十八日、酉下刻大阪城青屋口、雷落梁三間十六間之砲藥庫、藥二萬九千八百八十五貫目、鉛玉大小四十三萬一千七十九、火繩三萬六千六百四十有之、天守少破、矢庫多門數ヶ所大破、藥庫燒失、青屋口多門並引橋摧破、玉造口米廩悉倒、山里內小屋悉崩、土岐山城守、岩城伊豫守過傷、岩城家人二十餘輩死、八十人疵傷、土岐家人四五人死之、小笠原土佐守家人四十人傷、城外所所家屋大破、町屋

千四百八十八軒破損、二三人死傷、二十三日告江府、內藤帶刀御城代、凡六月二十六日迄日日雨、土用

既過半、

七月十八日、松平豆州至大坂、因雷落巡察之、自大坂一里中前在宿、自之日日至大坂、禁家人狼藉也、又火事用心也、歸江戶、自身興計、無步卒、爲不逢使者也、

十九日、松平陸奥守行年二十、因無作法、家來並立花飛驒守、伊達兵部少輔嘯訴、今日隱居、二歲幼子龜千代相續、田村右京亮三萬石、兵部少輔三萬石賜之、以來兩人令交代、監仙臺政務之旨、酒井忠清傳命、

今日至高木氏、主水正、板倉重矩、內膳、同伊與守等來會、

九月、依大嶋氏雲八、致仕辭祿、太守甚懇遇、太守預欲加祿、予久有辭祿之志、依太守之降眷、送數年、其間有丁酉之火災、故不得辭待時、至今年一切賴大嶋以請之、

十月四日、鶴女出誕、母御女房、聽淺草駒杵宅、子刻、

八日、堀田上野介有故逃三居城、佐倉、遣一封書、有獻保科肥後守、阿部豐後守之旨、專懇松平豆州、將軍家頃日御不例、堀田疑其薨御及焉、問權左衛門、近藤登助等率足輕、至今井渡、將押下留自江戶、爲往之堀田從兵上、今夕老中聚酒井忠清亭、凝群議、此間上野介弟對馬守使佐倉、牧野織部副之、上野介無別心之旨告其弟、故岡野等不及進發、凡上野介退去、江府大騷動、列侯各請爲征伐使、上野介弟備中守在上野介家、不

令家人至佐倉、備州問阿部豐州云、家人等不拘制、而通行佐倉如何、豐州云、上下之情不得已而往、何足制之、彼若反逆、不可因家人群參之多少、

十二日、至津輕氏 越中守、亭、晚與山口氏 出雲守、至板倉氏、內膳正、

二十九日、橫山氏 (松平加賀守近臣) 志摩、來話、問愛敬二字、

今年依凶歲命天下酒家、令造例年之半、若犯法之輩、雖下人可致訴人云云、阿部豐州云、唯可致訴人、下人之事如何也、下人令訴人者、可應其事、自上欲令下人訴人者、非政令之實、教大亂天下之法也、人皆鳴舌、又依凶年、町中可食淖糜之由、自奉行觸之、人皆非碎細之事、有識云此政令可也、上有教令、則下自慎、非碎細之事、

十二月十八日、木菴禪師太公望贊至、周世雖脫落、寧免弄術氣、

二十七日、松浦太守來臨、晦日、大雪、中村氏 (儒士) 源助、來話、

寬文元 辛丑年 萬治五月五日改元

正月元日、快齋、年始御儀式如例年、

巳刻謁太守、二日、本多對州來禮、

三日、戶田伊州來禮、四日、松浦太守來禮、

五日、如例年壽雙親、

六日、菅沼氏 主水、來禮、橫山某 (松平加賀守家人) 志摩 中川某 (松平加賀守家人) 采女來禮、

七日、到津輕太守亭、越中守、山口氏、雲州、津輕氏 十郎左衛門、來會、

十三日、至淺野長治主、

十四日、朝至石谷土入亭 石谷十藏為町奉行、任右近將監、致仕剃髮號土入、

十八日、北風、己巳日別火、

二十日、北風甚、朝阿部某 伊豫守 別莊失火、巳刻鷹師町失火、及數十町、去十九日、自京都注

進、十五日午刻出火、禁裏、仙洞、女院、新院、伏見殿、一條殿、近衛殿、此外十七軒炎燒、

主上行幸昭高院、仙洞御幸修學寺、新院女院后方行啓岩倉、依之久世和州、二十三日上洛、

行程六日 二月二十六日歸府、或云、自正月五日迄三十一日、妖星現、

二月十二日、風烈、十五日、大雪、十八日、又雪、

十四日、石谷土入來話、松浦太守來會、

二十七日、井上友山 筑後守、致仕剃髮號友山、七十七歲、

二十九日、至兼松氏 又四郎、亭、揖斐氏 與右衛門 釋幽嚴來會、

晦日、朝松浦太守來臨、石谷某 兵四郎、後號市右衛門、來會、

三月三日、至菅沼氏、主水、小笠原城州、板倉 內膳正、戶田伊州來會、

四日、至淺野因州、松浦肥州來會、
 六日、至板倉市正亭、板倉隱岐守、山口雲州來會、
 七日、至津輕越州亭、町野八左衛門(後任壹岐守)等來會、
 今日內藤氏甚之丞、元火消番、爲御持弓、大久保甚左衛門組、松平助之進、御持筒、朝比奈左近組、弓削多源七足輕大將、安藤彦四郎組、渡邊矢助、高木忠右衛門組、花房外記、內藤役火消、安藤彦四郎、八代越中組、百人組、
 八日、至丹羽光重亭、左京大夫、兼松、又四郎、戶田伊州、內藤甚之丞來會、
 九日、松浦太守來臨、昨八日賜御暇、十日發足、今夕至家君、有徵恙、十二日快驗、
 十三日、村上父子二郎左衛門、孫八郎、小七郎來話、淺野因太守來會、
 十四日、至土入亭閑談、
 三月二十七日、丹羽光重左京大夫、淺野長治、因州仙石某、兵部、越前守嫡子、松平藝州甥、來話、晚至津輕氏越州亭、
 四月一日、到法泉寺、板倉內膳正、市正、能州內膳嫡子、後伯耆守來會、
 四日、至石谷氏五右衛門亭、土入來會、五右衛門(後任長門守)者土入嫡子、
 七日、至山口雲州、九日、至太守宅、平賀六左衛門爲太守家人伴之、十三日謁太守、

十日、淺野因太守來會、晚到町野氏、助左衛門、于時火消番、
 十二日、至板倉隱州宅、(周防守孫、阿波守嫡子)板倉內膳、市正等、來會、十四日、本多對州來話、
 二十一日、至板倉內膳正亭、板倉去年爲大坂城番、近日至難波、
 二十二日、至淺野因太守、二十三日、微雨、伊東七十郎(仙臺浪人仙臺家老伊東新左衛門弟)來謁、
 二十四日、南風、淺野因太守來臨、二十六日、至板倉氏(後任伊與守)二郎右衛門、亭、
 五月九日、淺野因太守來臨、近日因御暇發足、十日、菅沼氏主水來、
 二十三日、遊石谷三空宅、三空者石谷市右衛門弟、嘗仕右典廩、後遺世專修念佛、今日與土入等至此、三空結方丈室、繫鉦建燈、常唱佛名、
 六月十日、遊石谷土入別莊、(四谷)澤譽甚、九日、至大村因州亭、
 去四日女弟嫁于加藤平左衛門、三日、加藤來、七日、與家君至加藤亭、
 二十六日、兼松某又四郎來話、二十七日、黑田氏(後爲館林參議家老、任信乃守)源右衛門、來、
 二十八日、本多對州來、
 二十九日、至戶田左衛門氏包亭、
 七月三日、太守發足、去月八日賜御暇、
 五日、至水野防州、六日、朝至稻垣氏信州亭、

十七日、戸田伊州來問、
二十九日、水戸黃門薨、於水戸、癩疾、行年五十九歲、
八月朔日、因水戸黃門薨廢朝、但獻太刀馬代、
二日、石谷氏五右衛門來、七日、至津輕氏、越州、八日、本多對州來、
九日、到土屋氏但州亭、講孫子、虛實軍形、
十一日、到町野氏、介左衛門、十七日、到戸田左門亭、山口雲州等會、
二十一日、侄女石野小左衛門女、死、
三十日、讀孔明後出師表、
閏八月四日、秋分、立表(八尺)窺赤道、前表一丈二尺六寸六分、後表五尺六寸六分、相去四尺二寸七分、其夜初更危中、
七日夜、月去箕十三度少強、自暮風起、
九月二日、到祖尼君亭、夜中大雨雷鳴、六日、至土入亭、布施六右衛門供之、(後改田村文右衛門、仕松浦太守、)
七日、夕(月脫)在斗牛之間、
二十八日、甲州館林兩所參議家臣請取之、

十月十四日、月在平、十七日、霜月節、

霜月二日、冬至、

三日、已刻堀田上州別莊、烟火大起、其響如雷動、過普火於砲藥庫、其響徹相州宮根、去年上州被放逐之日也、

八日、渡部某丹後守、為大坂城番、加祿一萬石、石州播州卒去之跡、(十月二十二日於大坂死)、九日、板倉氏筑後守、為御近習、十一日、加加爪氏甲州為寺社奉行、松平伯耆守為大番頭、水野周防守為御書院番頭、伯州組戸田相模一為御書院番頭、筑後守迹松平監物為御小姓組頭、因州組植村大膳為御小姓組頭、相州組彦坂九兵衛、(後任壹岐守)為大坂町奉行、加增千石、
十日、兩參議賜御鷹場、十三日、至坂倉亭、市正、十五日、水野氏(土屋但州二男)藤三郎、來、
二十八日、牛込失火、酒井空印別莊罹災、二十九日、大村因州來、
十二月十八日、立春、天氣快霽如春、十七日、板倉阿波守(周防守嫡子)卒、
二十二日、至高木氏、善二郎(後任主水正)、二十三日、至戸田左門亭、二十四日、己巳日別火、兩典厩任參議、正三位、

寬文二 壬寅年

正月元日、曇、御儀式如例年、

寬文元年(四十歲) 寬文二年(四十一歲)

二日、本多對州來禮、

五日、壽_三雙親、

七日、甲州參議登城、因_三舊冬水痘、元日無_三出仕、

十二日、細雨、及_レ夕東氏 一郎兵衛、來話、十五日、朝曇、釋澄座元來、

十九日、高木主水正、板倉某 二郎右衛門、來話、

二十六日、東氏 一郎 來、問_三守者不_レ失_三其險、

今月相州大山之麓小鍋嶋與_三城所_一、兩所之龜、及_三日暮_二二三千相群鬪、城所 東方 龜鬪死而逃去、凡如_レ此三度、

二月二十七日、大村因州來話、

二十八日、八木兵助 (御近習番組頭) 至_三橫田甚五郎 (御目付) 宅、交_レ刃而死、八木清十郎 (兵介子) 聞_三父死_二至、檢_三橫田尸_二而退、清十郎二十歲、別動_三仕御番_一、故無_三子細、

此間熒惑星太白各退、太白退_三婁胃之間_一、行_レ西熒惑 自_三井上_二行_レ東、

三月六日、朝夕日色如_レ赭、晝日光薄、月亦無_レ光、自_三五日_二至_三十一日_一、日朝夕赤色、晝亦如_レ在_三雲霧之中_一、十二日暴雨、十三日亦然、自_三十二日_二日色復_レ常、

去二月二十一日、豊後山中俄然大竅成、徑四十間深二十間 地氣出如_レ霧、土俗云、此地古亦然、三月三

日、武州山中大竅成、徑七八間、土俗(云脫)人入_三穴中_一窺_レ之皆死、

十四日、五日、月色甚赤、

十六日、松平信綱 伊豆守、卒、行年六十七、葬_三於岩付平林寺_一、後移_三平林寺於武野野火留_一、信綱執權殆_三三

十年、輔_三佐幼君_二十有二年、

三月多日月色赤、地氣厚也、

五月朔日、午刻京都大地震、今年禁裏造營、因_三地震_二京町屋二百軒倒、死人尤多、江州大溝民屋千軒餘倒、同彥根城

石疊八百餘間破、善所城大破、伏見宇治大動、大坂、堺同、

十五日、覽_三武經總要後集_一、

十七日、津輕氏 十郎、山口雲州來、

六月十日、至_三町野壹州太守_二講_三三略_一、

將軍家上_三覽阿宅船_一、大龍丸、天地丸、龍王丸、出_三淺草川_一、於_三筑田嶋_一觀膳、

十四日、至_三土屋但州_一、山口雲州、水野防州、村上二郎等來會、

十五日、石谷土入至_三松浦太守亭_一、予亦會_レ之、

去十二日、酒井空印逝去、

二十一日、至_三板倉氏 二郎右衛門 亭_一、

二十六日、淺野采女正主娶、内藤飛驒守女、淺野霜臺、同長治、仙石兵部等來、太守因禁裏造營、在京、

二十七日、讀難太平記、昨日淺野長治主所借與、

八月十九日、讀近思錄、

二十一日、至小笠原城州亭、閑話、

二十二日、至石谷五右衛門亭、土入、板倉市正、同二郎右衛門來會、

二十三日、松浦太守來話、今日至布施彌左衛門宅、因近日湯治伊香保温泉、

九月十八日、到岡野氏、橋左衛門亭、

十月朔日、大雨、至戶田伊州亭、講武教全書、

五日、至岡野氏、内藏九亭、九日、淺野長治、本多對州來話、

十一日、朝松浦太守來臨、澁川彌一右衛門供、

十一月冬至、日影八尺丈、一丈八寸餘分、自冬至迄小寒、霜二十八日小寒、影長冬至、五寸五分、

十一月二十二日、眼病、用岡部玄三藥、黃藥ヲ煎、鹽ヲ入三反瀉之、湯煎用之、大驗、

十二月朔日、村上二郎左衛門來、三日、津輕越州、弟數馬、左内、來話、

五日、板倉能州伴池田某、新兵衛、内膳正家老、來、池田先自大坂來、内膳以件件問事、

六日、淺野因太守臨、松浦太守亦來、七日、津越州來、

九日、本多對州來、十日、至澁川氏、彌一右衛門、松浦太守家老、土入、淺野因太守、及松浦太守來

臨、及半更、十一日、至戶田某、喜右衛門、甲州參議家臣、後任周防守、戶田甲州、同半介來會、

霜月八日、雪降之後無風雨、甚暖如春、

十二日、至板倉隱州亭、因來夏日光御社參、隱州等供奉、依之談日光之管法、松平甲州、阿部豐州小屋、皆用

オシノスト、葉實戸、

十五日、至小笠原某、後任能登守、兵部丞亭、

二十九日、(小盡)立春、己巳日別火、今朝賀正朔之儀、予明年四十有二、故爲變厄年、以明春爲四十二

之賀、以今朝爲四十二之賀、四十二者俗以爲厄年、今從俗說壽雙親、

冬上杉某、宮内失勅書而自殺、

寛文三 癸卯年

正月元日、庚午 御儀式如例年、東國列侯在府、今日北風揚塵、

因眼病不他出、霜月二十二日罹眼病、十二月十日愈、他出、二十四日又左眼血、二十八日愈、二十九日又患右眼

用藥、正月六日愈、

三日、松浦太守來禮、及晚戶田伊州來禮、

五日、菅沼 圭水、板倉氏 石見守、中西圖書（本多對州弟）來、
 八日、津輕越州來、
 九日、本多對州來、
 十日、淺野因太守來臨、十二日大嶋氏 雲八 來、十三日、松浦公來臨、
 十四日、壽二雙親、松浦太守賜放鷹之鶴及鴨二羽、
 十七日、松浦太守、本多對州來會、覽軍船木形、
 二十八日、讀三明清圖記、二十七日、林彌三郎來、
 晦日、至三松浦太守、有風呂、淺野因太守、大嶋氏 雲八 來會、
 二月朔日、雨、至三板倉隱州、及暮至淺野因太守、賀三新宅、因州自赤坂移三新宅、
 九日、淺野因州來臨、
 十四日、至三安藤氏 對馬守 亭、
 三月三日、到三松浦太守、壹岐守、石谷土入來會、壹州招待肥太守、爲三暇乞、
 十九日、亡兄 昌頼 第十三回忌、
 二十三日、町野氏（壹州子）左門 來、
 四月十三日、將軍家渡三御日光山、大猷公第十三回忌、御留守居松平式部大輔、稻葉正則、

十二日、至三白山駒込村、見三供奉衆前日行粧、
 二十四日、還御、二十五日、増上寺御參詣、
 四月二十七日、御即位、アテノ宮、後光明院皇子、
 五月三日、有猿樂、公家衆御馳走、七日、勅答、五日因三御不例、無三御禮、
 十三日、有伶人舞、二十三日、武家諸法度成、東西列侯齊會登城示諭之、大同三寬永式目、公家接邊、並不
 孝榮罪科等之ケ條加レ之、酒井忠清殉死可爲三不届之旨傳レ命、二十五日、列侯賜三御暇、二十七日八日有猿樂、暮下之士相會、
 二十七日、到三津輕氏（十郎左衛門子）左京 亭、饗船迎子、
 六月朔日、讀三周子通書、二日、至三太村因州、
 七日、到三菅沼氏 圭水 亭、戶田伊州、大嶋兄弟 雲八、左兵衛、來會、
 七月十一日、土居某 兵庫頭 賜三三州西尾、加祿三千石、増山氏 兵部 賜三下館、
 十二日、大嶋氏 雲八、來話、六日、讀三續武經總要、
 十七日、夜布施 源兵衛、藤大夫、岡部有節（初名玄三）等來談三兵法、
 十一日、壽三雙親、
 今年甚早、五月二十三、四日雨、後不雨、七月二十日、夜雷雨、濕地、
 二十三日、保昌太夫於三磯砲洲勸進能、列侯見物、

橫山氏 志摩、來問兵法奇正、二十七日、藤田氏（松平加州太守家人）八郎兵衛、來、
 八月三日、至稻垣氏 信州 亭、四日、戶田伊州來臨、今日讀王代一覽、
 五日、至會根覺齋、源左衛門、致仕剃髮號覺齋、會根問訟獄之事、
 去朔日鳥居主膳正、於大坂外科某宅所殺、鳥居至大坂加番、今日庚子伏見落城日也、
 七月十四五六日、蝦夷（自松前四十里）雄黃山火出來、晝夜三日炎燒、海中甚鳴動、老幼或死之、
 民屋大破、山中烟蒙無燈不見、
 二十日、夜夢見超出龍門三級波、今日稻垣氏 信州 來、
 二十二日、大風雨、午後晴、祖尼君有腫物之患訪之、夜 布施藤太天、四柳與三左衛門、來、
 二十八日、患左腳之痛、
 九月八日、高木氏 圭水正、來臨、此間脚之腫物甚痛、
 十二日、大嶋氏 雲八、來臨、十三日、左腳之痛甚重、因此招諸外科尋之、廣井草庵用洗藥
 附膏、歷數十日而復本、故無染筆、聞此以下、

寬文四 甲辰年

正月元日、甲子、快霽甚暖、去年冬中無北風、雖雪一兩降、如春雪甚早、御儀式如例年、西國列侯在府、
 予因舊冬之足疾、不出外、

二日、大村因州來禮、四日、（內記子）橫山氏 左門、津輕氏 左京、一角、來禮、
 五日、壽雙親、六日、己巳日別火、
 八日、大石氏 賴母、（太守家臣）大原玄等、藤井氏 又助、中田氏 甚五兵衛、來話、
 十日、板倉豫州、岡野氏 孫九郎、（權左衛門子）來禮、
 十一日、立春 至愚弟 四郎左衛門 宅、十二日、岡野氏 長十郎 來禮、
 二十四日、台德公三十三回忌、於增上寺有萬部經、
 二月朔、霧、關屋氏、新兵衛、藤田氏 八郎兵衛、共松平加州家人、來、
 六日、至祖尼君、七日、雪、八日、雪終日、
 十五日、女龜羅瘡、去二日、今日酒湯、賀雙親、
 十九日、雪、此間細雨不止、今日有兼松七郎兵衛仕越前太守之告、
 二十日、稻垣氏、信濃守、大村氏 因州 來、
 二十一日、板倉豫州來、
 三月九日、女安死、因瘡瘡餘毒、母家女房、
 二十三日、至太守宅、二十七日、到石谷氏 兵四郎、宅、土入、五右衛門、本多百助、細井喜三郎來會、
 二十六日、水野氏 十郎左衛門、招評詮所、鯛松平阿波守所、兼松下總守傳命、

二十七日、水野自殺、檢使土岐縫殿助、上使兼松下總守(大目付)瀧川長門守(御留守)居方(水野頭)、水野久熱居、作法大亂、且不承上命而薙髮之罪、不可遁也、二歲男子翌日死罪、四月二十六日、有猿樂、東西大名登城、二十七日、戶田氏左門來臨、晚到淺野因太守、今日井口平藏作三辰儀圖、爲黑盤刻一度數、點日月、其運轉如鬼鷄、井口者藝州家人、二十四日、至太守、太守賜血留石、五月九日、戶田伊州拜領肥後天草郡二萬一千石、爲可修富岡城賜黃金、十日、至松浦太守、石谷土入、中根宗閑(中根大隅守)來會、閏五月二十日、至采女正主、大嶋氏雲八、來會、七月十二日、月在斗牛之間、二十二日、石原氏(酒井修理大夫家人)藤左衛門、善大夫、來、八月五日、至淺野因太守、十四日、享家君、初得鱈魚、九月二十五日、至本多氏、百助、土入及野間金左衛門、石谷氏 兵四郎、來會、今日有猿樂、酒井河內守、代忠清勳事、十六歲、十月十日、彗星出現、自軫左轄指西、其白氣二間餘、至翌年正月未止、今年冬大雪、(十二月二十五日)東西皆然、十ヶ年已來無之、長崎蠻人見妖星云、可爲大雪、果然、板倉氏內膳、自大坂來、十月十七日參會、

寬文五 乙巳年

正月元日、至采女正主、御儀式如例年、二日、丑刻雷雨、五日、壽雙親、二日、戌下刻雷落大坂天守、天守寅刻悉燒失、板倉重矩等至本城、令兵士守米廩砲藥庫、六日爲見分井尾氏七郎右衛門、行大坂、九日、至淺野因太守、十四日、小嶋氏助左衛門、爲茶餉、內藤氏若狹守、菅沼氏 主水、來會、十七日、至本多對州、淺野因太守來臨、十八日、至津輕越州、二十一日、高光院殿卒去、采女正母儀、二十二日、至戶田左門亭、山口雲州、板倉與州、同隴州、津輕越州來會、二十四日、及薄暮、至布施氏四郎左衛門、爲茶餉、二十八日、津輕越州來臨、板倉能州來臨、二十九日、淺野因太守來臨、晦日、戶田左門來臨、今月無雨、但二十九日細雨、去年秋釋空觀爲希有之術、人民爲詳、因之所禁謂青山大勝亮宅、今月二十日發尼崎、二月二日、到土入亭、戶田左門、山口雲州來會、

三日、得鶴鳥享家君、五日、至板倉氏、隱州、亭、戶田左門、山口雲州、高木水正、板倉與州、能州各來會、
 三月三日、大橋長左衛門家人有口論、
 四月二十一日、至村上宗古、二郎左衛門、刺髮號宗古、亭、土屋但州、京極氏、主膳正、石谷土入來會、
 六月二日、自卯刻迄辰刻、大雷、所其墮二十餘ヶ所、爲雷火傷殺者多、有猿樂、日光御祭禮之賀、北十大夫二番目八嶋能已後、於樂屋頓死、
 今月暑氣甚少、土用九日、已後細雨數降、如五月雨、
 十一日、朝天甚黃色、十三日、雷、
 十一日、淺野因太守來臨、今日到岡部有節宅、及半更而歸、
 五日、町野壹州僕、於江戶橋與本多兵部家人爭論、
 十日、淺野因太守家人爲使至町、令下人問其宿之處、下人爲人所刃傷、主人行見之、己方僕也、求其仇不見、忽在旁、主人切殺之、曝尸三日、其主人有之、因州家人之僕所斬、
 十三日、前田氏(本多中書家人)七右衛門、來問、
 二十日、至太守亭、二十一日、至板倉氏、能州、
 十八日、松平美作守爲御留守居、加祿一萬石、
 二十六日、土用終、涼氣無暑氣、

七月四日、至松浦太守、七日、地震少動、
 十三日、陪臣證人御免、

今夕榊原左衛門組與力堀彌三右衛門、與前田六郎左衛門(館林參議家人)家人喧嘩、前田家人三人、堀蒙疵、與力悉聚追之、前田家人一人死、鏢疵十三ヶ處、太刀疵數ヶ所、自雙方達上聞、榊原閉門、與力九人追放、爲立黨也、榊原云、組中之出入有之節、不殘可掛付之旨豫示之、非組中之罪云云、

二十九日、一柳氏監物、有罪所禁錮、松平加賀守預之、禁裏造營不出京、在京之間遊行四方、且今年參勤延引、稱病氣拜謁不仕也、八日起加州、

二十四日、修葺茅屋、

八月朔日、大雨、二日、揖斐氏與右衛門、來臨、三日、改泉水、四日、讀勸忍百箴、四明ノ許名奎述之、至大三年撰、

二十九日、大風、自二十六、大雨連日、今日大風、町中多破損、比丙申八月二十二日之大風劣レリ、而雨久濕、屋宅之破倍之、

九月六日、松浦太守來臨、二十二日、江戶辻札改、

十月四日、至石谷土入亭、松浦太守來會、

五日、至_二太守_一、六日、家君病後始至、乃享_レ之、有_レ自_二太守_一所_レ賜之茶、予宅頃日設_二茶爐_一、今日初因_二家君之來_一發_レ爐、家君見_二茶店_一賜_二一軸_一、僧玉室筆、

七日、至_二板倉與州亭_一、(淡州子) 戶田左近大夫、板倉市正來會、

十日、村上宗古來會、夕淺井氏(太守家人) 一學、近松伊看(上同) 等來、此間暖氣如_レ春、時雨不止、衆木紅葉勝_二例年_一、

二十二日、大久保氏 越中守、館林參議代、與_レ館林老臣_一有_レ隙事、貶_二讚州_一、

今日安藤氏 治右衛門、家人、去十八日對_二公馬_一無禮、自殺、安藤一郎兵衛傳_レ命、御步行目付爲_二檢使_一、

二十九日、光枝氏 土左衛門、本多内記家人、來、二十八日、小笠原 龍州、丹後守、來話、

十一月八日、至_二石谷土入亭_一、

今日召_二片桐某、石見守、船越某、伊與守、於御前_一、有_二茶餉_一、

十六日、女弟貞因第七回忌、詣_二松源寺_一、

十九日、至_二本多對州_一、二十日、至_二稻垣信州_一、

二十二日、至_二板倉龍州_一、松浦太守、石谷氏 市右衛門、來會、

二十三日、至_二寺尾宅_一、寺尾太郎右衛門、岡野内藏元與力、

十二月十三日、同氏 千介、謁_二太守_一、賜_二四百石_一、此夕 家君罹_二微恙_一、終不起、二十二日逝去、

醫師久保玄貞、淺尾長澤來、用_レ藥終無_レ起、八十一歲、葬_二宗三寺_一、

二十一日、板倉重矩、内膳正、土屋氏 俱州、爲_二御老中_一、重矩在_二大坂_一召_レ之、

二十八日、亡親七ヶ日、

寛文六 丙午年

正月元日、壬午、因_レ喪不_レ出_レ外、

御儀式如_二例年_一、

六日、第七ヶ日、十三日、三七日、十四、建_二石碑_一、

二十日、四七日、二十七日、五七日、太守惠賜、美魚狩鳥、

二月四日、六七日、

五日、松浦太守、石谷氏 市右衛門、來慰、

八日、清春尼第七回忌、遣_二价於慶養寺_一燒香、

十一日、盡七日、十二日、貴權甲族爲_レ啓_二素食_一賜_二魚鳥_一、

三月十七日、林氏 彌三郎、來話、十九日、讀_二禮運_一、二十一日、讀_二祭法_一、

四月三日、亡親百ヶ日、詣_二宗三寺_一、